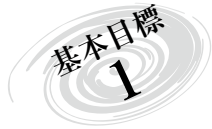


Ⅲ 後期基本計画

【第2章】 分野別基本計画

平成29年(2017年)度～平成33年(2021年)度



うきうき 活力と魅力あふれる まちづくり



豊かで活力あふれるまち になると

- (1) 産業
 - ①商工業・港湾
 - ②雇用環境
- (2) 農林水産業
 - ①農業
 - ②畜産業
 - ③林業
 - ④水産業
 - ⑤公設地方卸売市場



伝えたい 魅力あふれるまち になると

- (1) 観光
- (2) シティプロモーション
- (3) 国際・国内交流
- (4) 文化財

(1)産業 (①商工業・港湾)

01 産業の振興と経営基盤の充実強化

～地域の商工業が活力を生み出すまち～

現況と課題

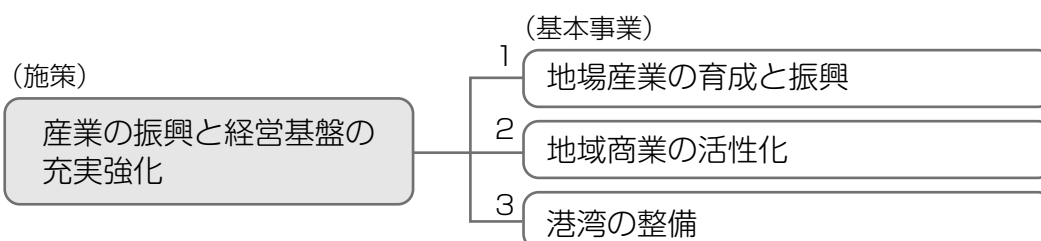
- 1 工業の現況は、平成26年(2014年)工業統計調査によると、4人以上の事業所では、事業所数120か所、従業者数4,425人、製造品出荷額等2,845億1,515万円と平成21年(2009年)に比べ、製造額は約倍増していますが事業所数、従業者数ともに減少しています。製造額が増えているのは、大規模な企業が立地したことによる製造量の増加によるところが大きいと考えられます。
ただ、事業所数、従業者数ともに減少していることから企業全体的には長期の景気の低迷や国際間競争の激化などにより体力を落としつつあり全体的には厳しい状況であることが推測され、こうした課題への対応が急務となっています。
- 2 商業の現況は、平成26年(2014年)商業統計調査によると、卸小売業では、商店数562店、従業者数3,128人、商品販売額600億400万円と平成19年(2007年)に比べ、商店数、従業者数、商品販売額全てにおいて減少しています。飲食店の推移は、平成26年(2014年)経済センサス-基礎調査によると、商店数289店、従業者数1,404人と平成18年(2006年)事業所統計調査に比べ、商店数は減少、従業員数は増加しています。
- 3 全体的にこの数値をみると厳しい商況であり、これまで商店街や小売等の地域に根差した商店を中心に市内の購買ニーズに应运えてきたものが、消費者ニーズの多様化等を背景にネットショップ、郊外型大型店舗、全国チェーン店舗などでの購入が増え、店舗の老朽化や後継者不足などとも相まって、既存の商業施設を取り巻く環境が今後ますます厳しさを増していくことが予測されています。
- 4 商業は、豊かな消費生活を提供するだけでなく、まちの賑わいや活力を生み出すものとして、まちづくりの上で重要な位置を占めています。また、工業は地域における経済面での貢献はもとより、雇用の場としても重要な役割を担っています。
- 5 これまで本市では、商工業振興を商工会議所・商工会との連携のもと、経営の近代化や企業支援となる各種施策を展開してきました。既存中小企業の活性化を図りながら新たな産業の発展を促進するためには、これまで蓄積された技術や人材、また、本市の恵まれた立地や豊かな地域資源を有効に活用した地域内発型産業の創出を図るとともに、中小企業の経営安定化や新たな分野への進出など、前向きな事業展開を支援する必要があります。

基本方針

本市で現在実施しているエコノミックガーデニングの手法により、企業誘致だけに頼るのではなく、地域の中小企業が成長することによる地域経済活性化をめざします。

また、「鳴門市中小企業振興基本条例」に基づき、地域の活性化と持続的な地域経済の発展を促進するため「産学公民金」で相互連携しながら、企業が活動しやすく成長できるような環境を作るために、地元中小企業ニーズを反映させた各種施策を展開していきます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地場産業の育成と振興

(1)産業振興体制の構築

「鳴門市中小企業振興基本条例」の趣旨に基づいて連携会議等を開催し、各分野からの意見を各種施策に反映させていくことにより中小企業を振興するための地域体制を構築していきます。

(2)創業・事業拡大への支援

平成27年(2015年)度策定した「鳴門市創業支援事業計画」に基づき、製造業をはじめ卸・小売業、サービス業など幅広い分野での創業を支援するとともに、中小企業の積極的な事業拡大への取り組みに対し市独自の支援制度を創設します。

(3)地域資源の活用による振興

地域資源の再認識とさらなる活用促進を図るため、企業や各関係団体と連携して本市の特徴を活かした商品の開発や地場製品の販路拡大を推進していきます。

(4)新たなビジネス展開

ビジネスプランコンテストを開催し、優れたビジネスの実現に向けた必要な支援を行うなど、鳴門での産業創出を促進します。また、鳴門の特産品をより全国へPRし、販売を促進するため、ネットを活用した販売等の支援を行います。

2 地域商業の活性化

地域の特性を活かした魅力ある商店及び商店街づくりのため、商工会議所など関係機関との連携を図りながら、商店街組織の機能強化や意識向上を図るとともに、イベント等の

取り組みを支援することにより地域商業の活性化を進めていきます。

3 港湾の整備

(1) 港湾施設の整備

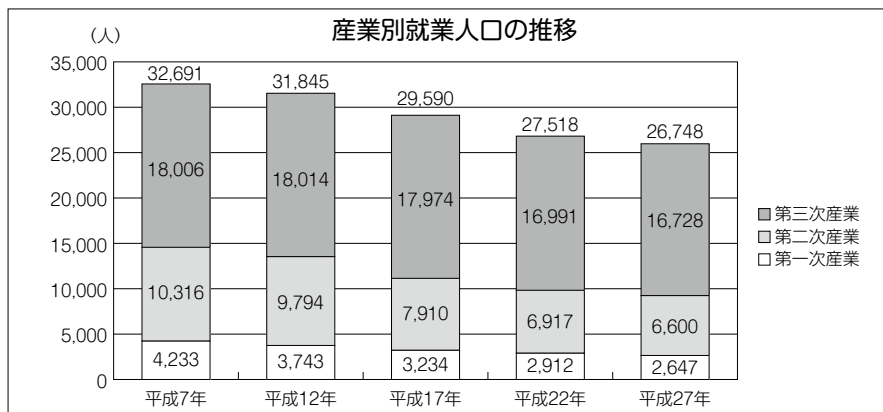
瀬戸内海の自然や歴史を生かした広域的な港湾ネットワーク形成をめざすとともに、港湾機能の整備充実、都市環境の改善を促進します。また、港湾などにおける秩序ある水域利用に努めます。

(1)産業 (2)雇用環境
02 雇用の安定

～いきいきと働き、安定した生活ができるまち～

現況と課題

- 1 本市の有効求人倍率は、1倍以上で推移しており、指標の上では雇用環境は安定していますが、非正規雇用の増加や医療介護部門や建設部門などにおける慢性的な人材不足など、業種による需給の偏りが依然存在しています。
- 2 これら直近の課題とともに、長期的な観点からは、少子高齢化の進行により、特に中小企業においては、将来的な労働力不足が予測されます。
- 3 若者の多くは、有名企業への就職を希望する傾向がありますが、将来を担う本市の若者に就職先として地元企業にも目を向けてもらえるような取り組みを進めていく必要があります。また、こうした地元企業への取り組みとともに、地域の空洞化を防ぐため、市内に増えつつある空き店舗などを活用したサテライトオフィスを含めた中小規模の企業誘致について推進していく必要があります。
- 4 産業の振興や活力ある地域経済を維持していくためには、こうした課題を解消し、真に安定した雇用環境を創出していく必要があります。



(注) 各年分類不能があり、内訳を足し合わせても総数に一致しない。(資料：総務省「国勢調査」)

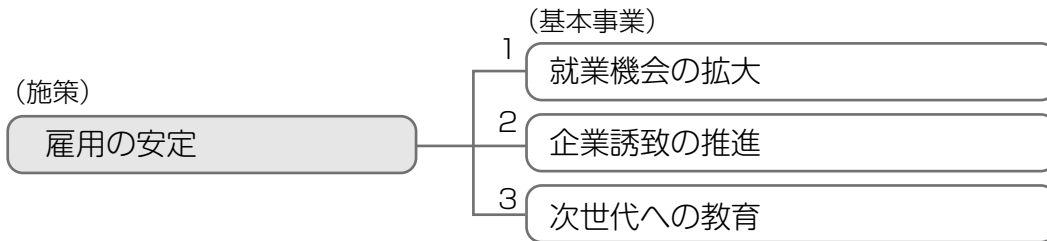
基本方針

徳島労働局と平成26年(2014年)度に締結した「鳴門市雇用対策協定」に基づき、雇用環境の改善に連携して取り組むため、各種施策を推進していきます。

企業誘致による雇用拡大を図るため、誘致できる公有地や民有地等の情報収集に努めるほか、事務所の新設・増設等への優遇制度の充実を図ります。

児童及び生徒の勤労観の醸成、働きやすい環境整備や労働条件の向上等について商工会議所や商工会と連携しながら事業所への啓発を行うとともに、将来を担う子ども達への施策等を積極的に推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 就業機会の拡大

(1)雇用機会の確保と雇用の促進

「鳴門市雇用対策協定」に基づき、就職面接会や企業案内などの施策を実施するとともに、本市中小企業振興施策の展開により地元企業が成長することによる雇用機会の確保や拡充を図ります。

2 企業誘致の推進

(1)中小企業誘致の推進

大規模な工場の誘致については、市有地用地での対応が現状困難であり、今後は民有地、特に市内空き店舗などを活用したサテライトオフィス誘致など、中小規模の企業誘致を軸として、その誘致に努めます。

(2)企業誘致制度の充実

「企業立地奨励条例」における各種優遇措置などを中小企業の積極的経営を支援する観点から、適用条件などを見直すとともに、立地企業を対象とした雇用促進に直結する奨励制度の創設を検討します。

(3)新たな商業施設等の誘致の研究

まちの賑わいと安定した雇用環境の創出に向けて、地方創生の拠点となる新たな商業施設や観光複合施設の誘致等について研究を進めます。

3 次世代への教育

(1)児童及び生徒の勤労観等の醸成

次世代を担う児童及び生徒が将来社会人や職業人として自立できるよう、中小企業団体や教育機関等と連携したインターンシップ*事業など、地元企業への理解を深める機会を充実させることにより勤労観や職業観の醸成に努めるとともに、人材の育成に努めていきます。

(2)農林水産業 (①農業)

03 農業の振興

～担い手が活躍し、ブランド力を備えたまち～

現況と課題

1 本市の農業は、作物の栽培に適した砂地畑や肥沃な土壤に恵まれ、特産のかんしょ・大根・れんこん・らっきょう・日本梨などを中心に、高品質で収益性の高い作物の栽培を行い、安定した経営が行われています。また、これらの作物の生産高は県全体の50%以上を占めるなど、全国的にみても優良な産地を形成し、京阪神地域や首都圏などの大消費地を中心に安定供給することにより、高い評価と市場占有率を得ています。

2 近年の農業情勢は、生産者の高齢化や後継者不足を要因とした担い手の減少にともなう遊休農地の増加、また、輸入農産物の増加や消費の伸び悩みにもなう販売価格への影響などの課題に加え、消費者の「食」に対するニーズの多様化や安全性への要求が強まっています。このため、高度な生産・出荷管理と消費者の要求に対応できる農産物供給体制の確立を図ることが急務となっています。

そこで、より安全で高品質なものを将来にわたり生産し、付加価値を高め、さらなるブランド力の向上を実現するためには、農業者や農業団体、行政が一体となり、高度な生産技術の次世代への継承と販売戦略の強化、変化する社会経済情勢に対応できる先進的経営者の育成を図っていくことが必要となっています。

3 農業用水については、都市化・混住化の進展及び生活様式の変化にともなう水質の悪化と、地下水の過剰な汲み上げにともなう地下水の塩水化、地盤沈下による排水不良など、利水環境が悪化しています。また、未整備の農道や用排水路、老朽化した取水・排水施設も多く、施設機能の維持が難しくなっており、農業生産性の向上を阻害する要因となっています。

このため、農道・かんがい排水施設などの農業基盤整備を推進することにより、土地利用の高度化を図り、生産性の高い農業経営を確立し、魅力ある農村の振興を進める必要があります。

■農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	自給的農家	専業農家	兼業農家	兼業農家	
					第一種	第二種
平成 2年	2,185	—	666	1,519	409	1,110
平成 7年	1,958	387	533	1,038	443	595
平成 12年	1,823	374	465	984	397	587
平成 17年	1,669	413	492	764	326	438
平成 22年	1,551	422	528	601	252	349
平成 27年	1,441	403	563	475	188	287

(資料：農林水産省「農林業センサス」)

後期基本計画(分野別)

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

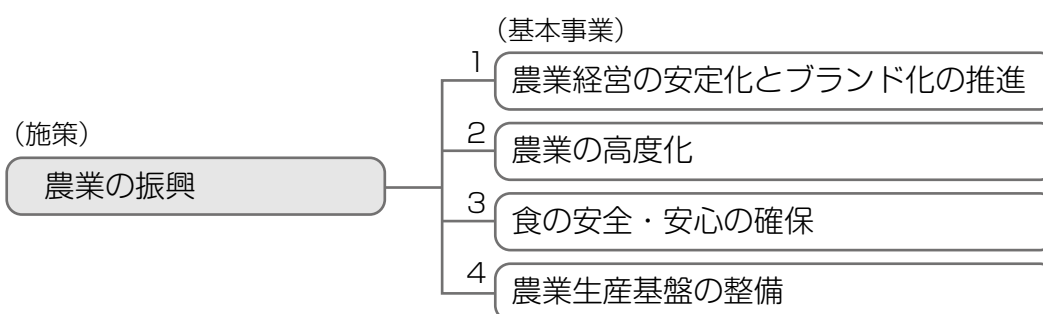
基本目標 4

基本方針

地域農業における将来の多様な担い手の確保・育成と遊休農地の解消や農地の効率的利用の促進と農業の高度化に努めるとともに、持続性の高い農業生産を確立し、農業経営の安定化を図ります。

また、消費者の信頼を高めるため、農産物の鳴門ブランドを確立し、高品質で安全・安心・安定的な市場供給を行うことを基本とした農業生産・販売体制を確立します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 農業経営の安定化とブランド化の推進

(1) ブランドの確立

- ①安全・安心な農産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、農協、農業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ②農産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究、開発に努めるとともに、起業を支援します。
- ④「コウノトリブランド」を立ち上げ、環境に配慮した農業生産に取り組むエコファーマーを対象とした農作物の認証制度を創設し、農作物のより一層のブランド化を推進します。

(2) 多様な担い手の確保・育成

- ①営農意欲の高い農業者に対し、優良農地の集約化や技術・経営情報の提供、営農資金の充実などを図ることにより、認定農業者など経営感覚に優れた農業経営者や農業生産法人など中核的担い手の確保・育成に努めます。
- ②新規就農希望者への支援・養成や担い手への農地などの情報の提供や情報収集、あつせんに努めます。
- ③女性や高齢者の持つ感性・知識・経験などが発揮できる活力ある農業を促進します。
- ④地域に適した作物の栽培を農業支援センター、地域農業者などと連携し推進します。
- ⑤農業後継者のパートナー対策を推進します。

(3) 優良農地の確保と活用

- ①農業振興地域の整備に関する法律・農地法・農業経営基盤の強化の促進に関する法律

の適切な運用を行い、集団的な優良農地の確保に努めます。

- ②農地管理情報データベースを利用し、利用権の設定や売買を推進し、農地利用の効率化に努めます。
- ③農地の遊休化を抑制するため、地域農業者や農業団体と調整しながら、農業生産法人や集落営農などの促進や多面的な農地の活用に努めます。
- ④農地の保全及び利用率の向上を図るため、土地基盤整備を促進します。

(4)生産資材の安定確保

砂地畑農業の維持には、連作障害対策として手入れ砂を補給する必要があるため、試験研究機関と連携しながら産地維持対策としての代替砂の研究・実証栽培試験に努めるとともに、将来にわたる手入れ砂の確保について、国・県などの関係機関に要請していきます。

(5)農業団体の再編・強化

地域農業団体の中核となる農業協同組合は、農業を取りまく社会・経済情勢の変化に対応するための組織体制の充実を図ることが求められており、より一層の事業強化、組織体制の充実に向けての取り組みを推進します。

2 農業の高度化

(1)農業施設等の整備

- ①農作業の効率化を図るため、集出荷施設などの整備を推進します。
- ②農作業の軽減や低コスト化を図るため、機械化・省力化技術の導入を推進します。

(2)流通販売体制の整備

- ①需要動向に即した生産・出荷を行うため、市場情報や消費者ニーズの迅速な収集伝達機能や流通業務施設などの整備拡充を促進します。
- ②農産物の鳴門ブランドの確立やイメージアップに取り組み、高速道路網整備や高度情報化社会に対応した販売体制の強化と情報発信及び販路の拡大を支援します。
- ③農産物が市内で効率的に流通する地産地消*への取り組みを支援します。

(3)先端技術の導入

既存技術の向上とバイオテクノロジーなどの先端技術を活用して、商品性と付加価値の高い農産物の生産展開を図るため、農業研究所をはじめ各研究機関などとの連携をとりながら知識集約型農業をめざし、新しい農業技術の開発や有望品種の導入促進に努めます。

(4)地域資源としての活用と新しい農業経営の研究

- ①産業として魅力ある農業を展開するため、農業の持つ多面性や潜在能力と伝統・文化・観光資源などの地域資源を包括的に活用しながら、都市住民との交流促進を図り、市民農園の整備促進や観光農業など体験農業の推進に努めます。
- ②農業への理解を深めるため、農作業などを農業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験農業としての学習機会の提供に努めます。
- ③農業の六次産業化*や農商工連携への取り組みを推進し、付加価値の拡大や新ビジネスの創出による地域農業の高度化を図ります。

3 食の安全・安心の確保

(1)環境にやさしい農業の推進

- ①農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関・関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学

肥料・農薬などを減らした持続性の高い栽培技術の普及・定着を進めます。

- ②高収益を見込める作物の導入促進と土づくりを含めた利用技術の確立を図り、高付加価値型農業・生産性の高い農業を推進します。
- ③農業用使用済みプラスチックフィルムや農業生産等において使用された農薬の容器などの農業生産資材廃棄物は、環境保全上の支障を生ずることがないように適正な処理に努めます。

4 農業生産基盤の整備

(1)農道の整備

県道・市道との調整を図りながら、地域農業振興の基本となる幹線農道の整備を推進するとともに、輸送労力の節減や営農の効率化を図るため農道整備に努めます。

(2)用排水施設の整備

農業用水の水質改善と安定的確保及び自然配水区域の拡大、用排水分離による耕地の汎用化と塩害防止を図るため、国営農地防災事業・地盤沈下対策事業・ほ場整備事業・国営附帯農地防災事業などを推進し、用排水施設を整備することにより優良農地の整備・確保に努めます。

(3)農村環境の整備

農業・農村の多面的機能が適切に発揮できるよう、それぞれの地域にあった共同活動を支援するとともに、集落道と生活排水処理施設の整備を推進します。

(4)農地の防災保全

農地災害を未然に防止するため、排水機場・ため池等整備事業などを推進し、防災・保全施設を整備します。

また、国及び県の補助事業を活用し、施設の適正な管理体制の強化や長寿命化を図ります。

(2)農林水産業 (②畜産業)
04 畜産業の振興

～安全・安心な畜産物を提供できるまち～

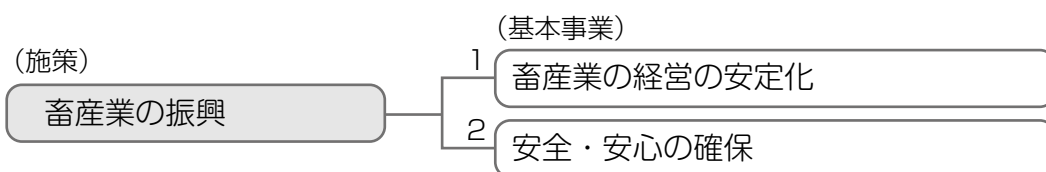
現況と課題

- 1 畜産は、国際的な競争が激しくなるなか、BSE（牛海綿状脳症）*、鳥インフルエンザの発生などに端を発し、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっていることから、より一層生産者の安全管理体制の強化が求められています。
- 2 効率的で生産性の高い経営を行うためには、生産コスト削減を図りながら、経営規模の拡大や飼料の自給率向上をめざすなど、経営の効率化を進める必要があります。また、家畜排せつ物などの有効利用と環境問題の解決が大きな課題となっています。

基本方針

畜産業においては、効率的で生産性の高い畜産経営を行うための知識や技術の普及を図り、消費者の求める安全で安心できる良質な畜産物の生産とトレーサビリティ・システム*（生産・加工・流通履歴管理システム）を確立するとともに、環境保全確立のための施設を整備し、家畜排せつ物の適正な処理と有効利用を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 畜産業の経営の安定化

(1)畜産農家・耕作農家の連携促進

規模の拡大や飼料自給率の向上を図り、生産性の高い畜産経営を振興するとともに、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理と耕作農業の地力増強を図るため、畜産農家・耕作農家の連携による有機肥料の生産や土づくりを促進します。

2 安全・安心の確保

(1)生産・販売管理の強化

食の安全・安心が求められており、トレーサビリティ・システムによる畜産物の生産管理を畜産農家や流通業者等と協力しながら推進することにより、消費者にとって安全・安心な畜産物の提供に努めます。

(2)農林水産業 (③林業)
05 林業の振興

～豊かな自然と共存できるまち～

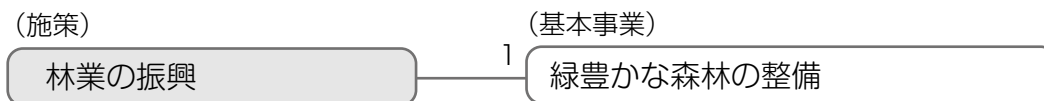
現況と課題

1 本市の林野面積は、7,064ha であり、市総面積の約 52%を占めていますが、気候及び地質など自然条件は森林の育成には適していないのが現状です。しかし、治山治水などの防災機能、水資源のかん養、生活環境の保全、地球温暖化*防止機能など、森林には公益的な機能が大きく、また、観光資源としても重要な要素であり、継続的な維持管理が必要です。

基本方針

森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や生活環境の保全、また観光資源など多様な機能を持ち、市民の生活に重要な役割を果たしていることから、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 緑豊かな森林の整備

(1)森林資源の保護・保全と適正利用

- ①森林などについては、水資源のかん養・自然環境保全・防災などの公益的機能に配慮するとともに、快適で潤いのある住環境を創出・確保するための緑地として、機能の保全と適切な利用を図ります。
- ②松食い虫被害については、森林病虫害等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。

(2)野生生物との共存・共生

- ①有害鳥獣による農産物等への被害対策として、継続的に捕獲檻や電気柵等防護柵の設置を進め、個体数の調節を図りながら被害の抑制に努めます。
- ②侵入防止用防護柵の設置を行う営農組合に対し補助を行うなど、野生生物との棲み分け・共存を図ります。

(2)農林水産業 (④水産業)
06 水産業の振興

～鳴門ブランドで飛躍するまち～

現況と課題

- 1 本市の水産業は、播磨灘・小鳴門海峡・紀伊水道という漁場環境の異なる3漁場を中心に、定置網漁業・小型底曳網漁業・一本釣り漁業・養殖漁業など多様な漁業経営が行われています。その中でも、鳴門鯛は特産品として広く全国に知られており、また、鳴門わかめも食材として全国の消費者から愛用され、本市の漁業生産額に占める割合は大きい状況にあり、付加価値を高め、一層のブランド化を図っていく必要があります。
- 2 近年、海洋汚染による漁場環境の悪化や水産資源の枯渇により漁獲高が減少しており、掃海事業による漁場機能の回復、人工魚礁や投石による漁場整備、クルマエビ・ヒラメなどの種苗放流などの対策を講じています。また、漁業従事者の高齢化や後継者が減少しており、後継者の育成が大きな課題となっています。
- 3 経営基盤の安定・強化を図るため、漁業協同組合の連携による販売力強化や水産関連施設の集約化などが求められており、また、観光漁業や産直市、六次産業化*などの新たな取り組みを検討し、これまで以上に市場開拓や販路拡大を推進することが必要です。
- 4 本市の漁港は、県管理漁港の4港と市管理漁港の8港がありますが、漁港施設の多くで老朽化による機能低下が進んでいます。安全・安心な水産物供給体制づくりを推進していくために、漁港施設を機能強化し、従来に比べて効率的な補修更新を行うために、条件に合う漁港の水産基盤ストックマネジメント事業を計画する必要があります。

■漁業経営体等の推移 (単位：経営体、人、隻)

		平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
漁業経営体数		500	435	382
漁業就業者数		752	657	561
漁船隻数	無動力船隻数	18	8	1
	船外機付船隻数	465	455	454
	動力船隻数	385	333	286

(資料：農林水産省「漁業センサス」)

■漁獲量の推移 (単位：トン)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
漁獲量 (養殖以外)	1,066	1,153	1,086	929	808
養殖収穫量	9,978	9,868	10,240	9,367	9,515

(資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」)

後期基本計画(分野別)

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

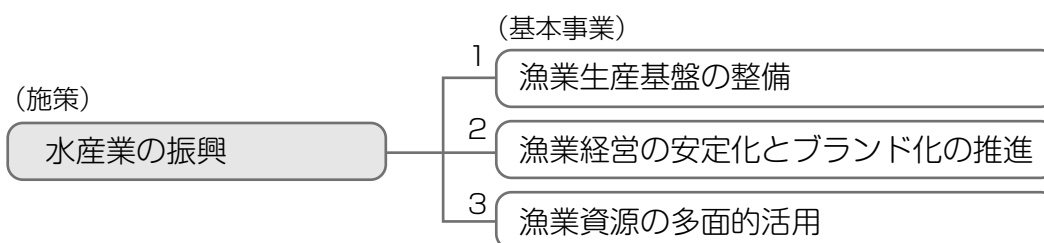
基本目標 4

基本方針

漁業資源の保護・育成を目的とした資源管理型漁業の推進と漁業経営の安定化を図るため、施策を展開します。また、水産物の鳴門ブランドの確立を図るとともに、消費者が求める新鮮で安全・安心・安定的な市場供給や販売体制づくり、後継者確保のため若手漁業者の育成を促進します。

漁業資源の多面的活用と関係団体との連携・協力体制の確立に努めるとともに、漁業地域の活性化に資することを目的とした漁港の維持・補修を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 漁業生産基盤の整備

(1) 漁場の整備

- ① 掃海事業などを実施し、漁場機能の回復を図ります。
- ② 人工漁礁や投石による漁場の再生を図ります。

(2) 漁港の整備

水産基盤ストックマネジメント事業において、機能保全計画を策定し、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト*の縮減と同時に、海洋土木構造物の機能保全に対する知見が集積され、今後増大が予想される漁港施設の更新コストの縮減を図ります。

(3) 水産資源の保護管理

- ① 県水産研究課・栽培漁業センターとの連携による優良種苗の増養殖と種苗放流を推進し、資源管理型漁業を促進します。
- ② 魚介類の資源状況・需要動向に応じた適正な漁獲を促進し、漁業者自らが資源の保護と管理の徹底を図るよう関係機関とともに指導を進めます。
- ③ 養殖技術のより一層の改良や、生産コストの削減と赤潮などリスクの軽減対策の整備を促進します。

(4) 試験研究機関の連携

資源管理型漁業を推進するとともに、消費者の信頼と子どもたちの漁業に対する理解と関心を高める必要があるため、試験研究機関との連携強化を図ります。

2 漁業経営の安定化とブランド化の推進

(1) ブランドの確立

- ①新鮮で安全・安心な水産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、漁協、漁業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ②水産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究開発に努めるとともに、起業を支援します。
- ④漁協・加工事業者等と連携し、水産物の適正な表示等を図り、消費者に対する食の安全・安心の確保に努めます。

(2) 経営近代化の促進

- ①不安定な従来の獲る漁業から、つくり育てる漁業へのより一層の転換を促進するとともに、加工品などの特産品の研究・開発に努めます。
- ②省力機械の導入や共同利用施設の整備により、作業の効率化及び生産コストの削減に努めます。
- ③赤潮対策の情報体制を確立し、養殖漁業経営の安定化を図ります。

(3) 後継者の育成

- ①各種生産技術や販売手法の研修を行い、高収益な漁業の担い手の育成に努めます。
- ②若手漁業者団体の活動を支援し、担い手の育成に努めます。

(4) 漁業関連団体の育成

漁業協同組合の連携による販売力強化や水産関連施設の集約化を促進することにより、経営基盤の安定・強化を図ります。

(5) 流通販売体制の整備

- ①漁業生産物の鮮度保持による商品価値の向上を図るため、製氷・冷蔵・冷凍などの施設の改善・整備・拡充を促進します。
- ②地元に着した「産直市」などを通じて、地産地消*を推進するとともに、地域の活性化を図ります。

(6) 魚食普及による消費拡大

- ①漁業協同組合と連携し、ケーブルテレビを活用した海産物の料理番組の放映や料理教室、魚の捌き方教室を開催し魚食普及を推進します。

3 漁業資源の多面的活用

(1) 観光漁業の推進

漁港や海などの資源を生かし、遊漁船やマリンレジャーなど、レクリエーションの場としての施設整備促進に努めます。

(2) 体験学習の支援

漁業への理解を深めるため、漁獲や種苗放流などを漁業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験漁業としての学習機会の提供に努めます。

(2)農林水産業 (⑤公設地方卸売市場)

07 公設地方卸売市場の効率的運営

～新鮮で豊富な食材を届けるまち～

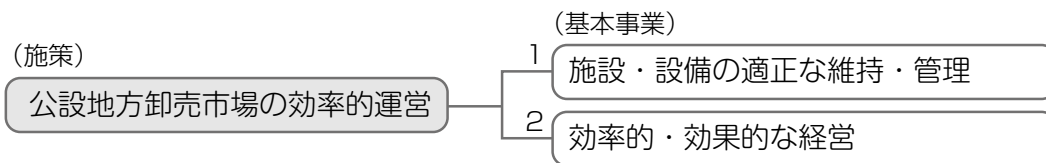
現況と課題

1 公設地方卸売市場は、昭和50年（1975年）5月の開設以来、本市や周辺地域の生鮮食料品の流通拠点として機能してきました。しかし、近年、量販店の進出や流通形態の多様化など市場を取り巻く環境は大きく変化しています。市場の管理運営については、これまでも見直しを行い、活性化を図るとともに、効率的な管理運営に努めてきましたが、施設の老朽化をはじめ、市場の取扱量の減少など経営状況は依然として厳しく、市場の将来のあり方について、さらなる見直しが求められています。

基本方針

公設地方卸売市場の効果的な管理運営を進めるとともに、施設の将来のあり方について検討を行い、見直しを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 施設・設備の適正な維持・管理

環境・衛生面に留意し、老朽化した施設・設備の適正な維持・管理に努めます。

2 効率的・効果的な経営

- ①卸売業者や仲卸業者など市場関係者の経営状況を把握し、社会状況の変化にあわせた指導を行うことにより経営の健全化を図ります。
- ②地域需要に適合した商品の充実、情報提供及び品質管理の徹底などを図り、市場機能の向上に努めます。
- ③消費動向と供給体制の変化をふまえ、卸売業者と仲卸業者それぞれが有効に機能するよう努めます。
- ④市の環境行政に即応した、市場関係者の自己責任によるごみ分別と減量化を図ります。
- ⑤公設市場の将来のあり方について、運営審議会など市場関係者をはじめ市民の意見もふまえながら、経営方法の見直しを進めます。

(1)観光

01 観光・交流のまちづくり

～だれもが鳴門の魅力を発信できるまち～

現況と課題

- 1 観光を取り巻く環境は、全国的に少子高齢化時代を迎え、定着人口が見込めないなかで、地域ににぎわいを創出するためには、観光を通じて交流人口の増加を促すことが重要なテーマとなっています。そのためには、市民にとっても郷土に自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりをめざしていくことが大切であり、観光振興を推進するため、観光関連事業者や行政だけでなく、市民がいろいろな場面で観光・交流に関わり、市民の思いや活動を観光のまちづくりに活かすことが求められているとともに、観光関連団体との連携強化を図ることが重要です。
- 2 本市は、全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所第一番・二番札所や大谷焼、大塚国際美術館などの歴史・文化資源、なると金時や鳴門わかめ、鳴門鯛などの新鮮な食材など、多くの観光資源に恵まれています。
- 3 しかし、高速交通網の整備などによる交通インフラの充実により、観光客の行動範囲がますます広がりつつあり、通過型観光に拍車がかかることから、滞在型の観光振興の推進が必要です。滞在型観光を促進させるためには、豊富な地域資源を活用した体験プログラム等特色ある観光周遊コースを設定するとともに、広域近隣市町と連携した広域的な観光振興を図るために魅力ある観光周遊ルートの開発等への取り組みが必要です。
- 4 また、地域間競争が激化するなか、広域エリアからのさらなる誘客を図るため、魅力ある観光資源を活かした観光ブランド化を推進するとともに、鳴門海峡の世界遺産化や国指定文化財への登録等をめざした取り組みを図ることが必要です。
- 5 国では中国をはじめとする東アジア諸国を最重点市場と位置づけ、効果的な海外プロモーション（ビジットジャパンキャンペーン）を展開するとともに、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした訪日外国人観光客の受入環境整備を推進しています。県においても、訪日リピーターの多い香港や台湾などのアジア市場をターゲットとし、本県の自然・伝統文化に触れる観光素材を活用した体験メニューの充実など各国の訪日観光ニーズをふまえた誘客や観光案内板等の多言語表記の促進などに取り組んでおり、本市においても、訪日外国人観光客へ向けた旅行商品の造成や旅行者の利便性向上のための受け入れ環境の整備など、多様な取り組みが求められています。
- 6 観光ニーズの多様化や個人旅行の形態が変化しているなか、本市は豊富な観光資源について、新たな情報発信ツールを開拓しPRを行ってきましたが、多様化する旅行者のニーズに応じるため、最新の情報を「いつでも」、「手軽に」入手することができるインターネットやSNS等による情報発信を更に強化する必要があります。

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

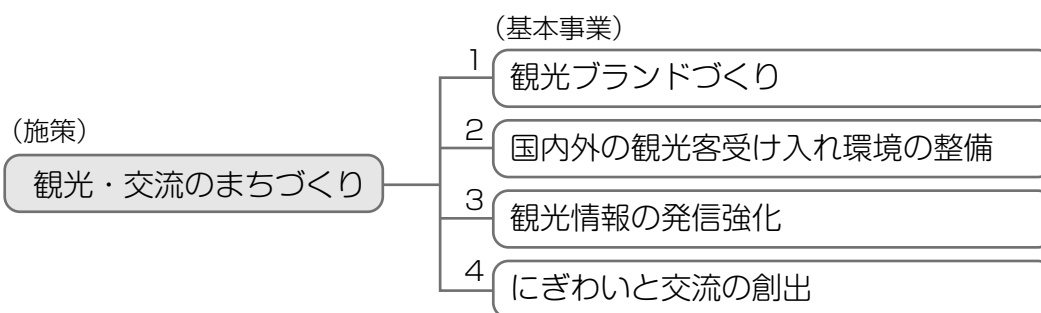
基本目標4

7 Jリーグチーム「徳島ヴォルティス」のホームタウンとして、プロスポーツを通じた交流人口の増加を図るため、関係団体や市民と連携し地域に密着したにぎわいを創出する取り組みが必要です。

基本方針

鳴門海峡をはじめとする美しい自然景観、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地、鳴門板野古墳群など悠久の歴史文化、阿波おどりに代表される伝統文化、新鮮で豊富な食材などの観光資源を観光ブランドとして推進するとともに、観光客の受け入れ態勢の整備を図ります。また、四国や瀬戸内周辺都市等との広域連携、中国やドイツとの交流を核とした訪日外国客の誘客、ロケやプロスポーツへの支援等を通して、訪れる人にとって魅力的であり、市民も自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 観光ブランドづくり

(1)観光資源を活用した事業展開

「鳴門板野古墳群」、「ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地」、「四国霊場」など悠久の歴史・文化資源に加え、本市を代表する「阿波おどり」、「納涼花火大会」など各観光イベントを活用し、関係団体との連携による多彩な事業展開をすることで、交流人口の増加をめざします。

(2)体験・滞在型観光への取り組み

阿波おどり、「第九」、大谷焼、農水産物の収穫など既存の体験交流の充実や新たな特色のある周遊モデルルートの開発と普及を図り、観光客の滞在時間の延長や宿泊につながる体験・滞在型観光の振興に努めます。

(3)郷土の食材を活かした料理等の普及

「なると金時」、「鳴門わかめ」、「鳴門鯛」などの地元の新鮮な食材を活用した料理並びに「鳴ちゆるうどん」等のご当地グルメの普及等を行います。

(4)ブランド力の強化

「鳴門海峡の渦潮」の世界遺産への登録をめざす取り組みを進めるとともに、市内観光

地の知名度向上を推進するため、関係団体と連携し、観光振興に努めます。

2 国内外の観光客受け入れ環境の整備

(1) 市民ぐるみの観光推進

多様化した旅行者の嗜好やニーズに対応する必要があることから、観光案内ができる「観光ボランティアガイド」を育成し、観光案内の要望に対応できる受け入れ環境の整備に努めます。

(2) 交通手段の利便性向上

ふるーあ鳴門等観光案内所における観光案内を充実させることにより、公共交通機関を利用する観光客への情報提供やきめ細やかな対応を行うとともに、バス事業者等との連携により、乗り放題チケットの発行など、利便性が向上するために必要な施策の取り組みを推進します。

(3) 外国人観光客等の誘客促進

- ① 中国やドイツとの交流実績を活かして外国からの観光客誘致を促進するため、観光案内板等の多言語化やガイドブックの作成など、地域ぐるみの受け入れ環境の整備を図ります。
- ② 中国人観光客の誘客促進を図るとともに、友好都市である中国・湖南省張家界市との観光・交流の拡大に向け、関係機関と連携した取り組みを推進します。
- ③ 観光庁が推進する「広域観光周遊ルート形成促進事業」を活用し、一般社団法人せとうち観光推進機構との広域連携により、関西圏から瀬戸内エリアへの周遊を促進することで、本市への訪日外国人観光客の誘客を図ります。
- ④ 平成32年（2020年）のオリンピック等の機会を捉えて、誘客の促進を図ります。

(4) ふるーあ鳴門の機能充実

高速鳴門バス停留所及び周辺エリア（ふるーあ鳴門）における観光客の利便性向上のため、観光情報センターでの案内サービスの充実に努めます。また、本州と四国並びに周辺地域を結ぶ高速バス交通の拠点づくりに努めます。

(5) 観光協会との連携強化

一般社団法人化された鳴門市うずしお観光協会が中心となり、行政と民間事業者がそれぞれの特性を活かした幅広い事業展開ができるよう、観光協会との連携強化を図ります。

3 観光情報の発信強化

(1) 観光情報提供の充実・強化

- ① 観光パンフレットの充実や観光情報サイト「鳴門 NAVI」について、さまざまな利用者の要望に対応できるよう、内容の充実や外国語での情報提供の拡充に努めます。
- ② 高速バス路線や航空路線で結ばれた地域、近隣府県での大規模イベント並びに県人会など効率的かつ効果的な観光客誘致キャンペーン等も含め、あらゆるネットワークを活用した情報発信を展開します。

(2) セールスプロモーションの実施

平成26年（2014年）度に導入された本四高速への全国共通料金制度を活用し、関西圏等をターゲットにした「観光・鳴門」をPRするさまざまなセールスプロモーションを展開するとともに、マスメディアを活用した情報発信を行うためテレビ番組等の口ケ誘致を積極的に行うことで、広く本市のPRに努めます。

4 にぎわいと交流の創出

(1) 広域観光交流の推進

四国の玄関口に位置する交流拠点都市として ASA トライアングル交流圏推進協議会や瀬戸内四都市広域観光推進協議会などとの広域連携を深めるなかで、サイクリングツーリズムの推進など、国内外の観光客に魅力のある観光メニューを提供します。

(2) プロスポーツとの連携

プロスポーツチームの集客力や情報発信力を活用し、地域のにぎわいを創出し、地域の活性化を図ります。

また、本市をホームタウンとするプロサッカーチーム「徳島ヴォルティス」との連携を強化し、イベントや地域交流事業を行うことにより、市全体の気運を盛り上げ観客動員の増加につなげるとともに、対戦チームのサポーターなど他県からの観光客の増加を図り、交流人口の増加を図ります。

(3) コンベンションの誘致促進

本州と四国との交通の結節点であるという地の利を活かし、会議や学会、スポーツ大会などのコンベンションを誘致し、市内への交流人口の増大及び地域経済の活性化を図ります。

(4) 市民参加型イベントの推進

鳴門の歴史・文化等を活用し、市民が参加しやすいイベントを開催することにより人と人が触れ合うことのできる交流の場づくりを推進します。また、市内で開催されているさまざまなイベント情報を集約し情報発信・PRを推進します。

(5) まちづくりエリアを活用した賑わいの創出

ボートレース鳴門敷地内の一角を民間に貸与し、温浴施設等の誘致によりまちのにぎわいづくりを行います。

(6) 四国のゲートウェイ（関所）化の推進

鳴門の強みを活かし、名実ともに四国のゲートウェイとなるよう、施設整備やイベント等の事業を展開し、交流人口の拡大を図ります。



徳島ヴォルティス



阿波おどり

(2)シティプロモーション

02 シティプロモーションの推進

～だれもが誇れるまち～

現況と課題

1 現在、鳴門市の人口が減少し、少子高齢化が進む中、社会動態においても、転入する人口より、転出する人口が多い状況となっています。そこで転入人口を増加させる施策を展開し、鳴門市の人口減少を緩和していく必要があります。

近年の全国的な地方移住に対する関心の高まりをみると、本市に移住希望者を呼び込むチャンスととらえることができます。また、移住の増加は、単なる人口の増加というだけにとどまらず、地域に新たな活力を生むことも期待されます。

2 本市には、観光資源をはじめ、歴史的な文化資源などさまざまな地域資源があります。平成30年(2018年)に迎える「第九」アジア初演100周年に向けて、アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクトを推進しています。また、平成27年(2015年)度からはシティプロモーションサイトの立ち上げをはじめ、さまざまな媒体を活用したイメージアップ事業を展開しています。

平成27年(2015年)4月には、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定する「日本遺産」の第1弾に四国4県と本市を含む57市町村で共同申請した「四国遍路～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」が認定されており、魅力発信や日本遺産を通じた地域活性化につなげる取り組みが進められています。

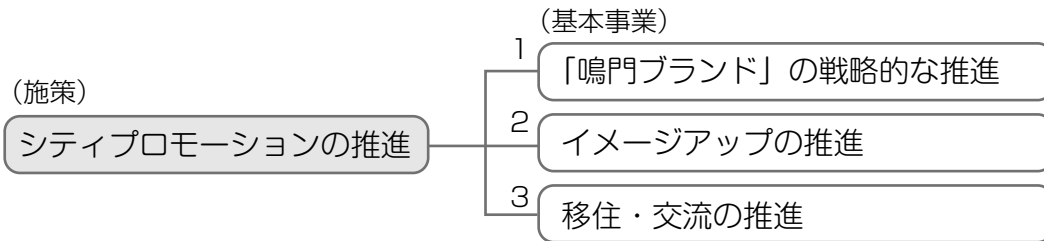
3 今後は、鳴門の「良い物」を発掘しながら、市内外に発信することで交流人口の拡大を図る必要があります。また、鳴門市民が生まれ育った鳴門に愛着を持ち、県外へ就職・進学しても、いずれ鳴門市に帰ってきたいと思えるようなまちづくりを進めるとともに、雇用機会の創出や居住場所の整備など移住しやすい環境を作っていく必要があります。

基本方針

「なると第九」をはじめとする地域資源を活用し、市内外に発信することで、魅力あるまちづくりを進めます。

鳴門市のイメージアップ施策を展開し、訪れてみたい、住んでみたい鳴門をPRしていくとともに、移住しやすい環境を整備し、移住に結び付く情報発信やイベントを通じてUJIターン*を促進するとともに、将来の移住対象となり得る交流人口の拡大をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 「鳴門ブランド」の戦略的な推進

(1) 「なると第九」のブランド化

- ①板東俘虜収容所跡地の遺構を中心に「第九」アジア初演の歴史に関連する資源を適切に保存し、訪れた人々が興味をもてるような整備や、市内全体で「なると第九」をPRする整備、アクセス環境の改善に努めます。
- ②市内の子どもたちが「第九」アジア初演の史実を十分に理解できるように、持続可能な指導体制づくりを行うとともに、次世代の「第九」演奏の担い手育成をめざします。また、後世に文化遺産として「なると第九」を引き継ぎ、市民一人ひとりが「第九」に親しめるような市民啓発の充実をめざします。
- ③「なると第九」ブランドに魅力を感じてもらえるような観光・商工的な事業を行い、これを全国に向けて情報発信することで、認知度の向上、更なる観光客の誘客、地域経済の活性化などをめざします。
- ④第一次世界大戦中のドイツ兵捕虜と地元の人々、また彼らの交流を後世に引き継ぎ発展させた人々への感謝と尊敬の念を表し、次世代育成を見据えながら、国内外に向けて「なると第九」の意義を発信するような演奏会などをめざします。

(2)地域資源のブランド化

- ①捕虜となったドイツ兵が板東俘虜収容所で過ごした約3年間に作成し、現代に残されているさまざまな資料の価値を世界に周知することで、友愛の精神とともに、平和の尊さを広く発信していくため、板東俘虜収容所関係資料のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録をめざし、申請作業を進めます。
- ②「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取り組みを、遍路道世界遺産登録推進協議会と連携して推進します。さらに、四国遍路日本遺産協議会が取り組む日本遺産魅力発信推進事業とも連携を図り、「四国遍路」のブランド化を進めます。

(3)優れた人材等の活用

市から輩出されている数多くの世界レベルの選手等を活用し、市のPRを図るとともに、地域にいる優れた人材を発掘し、活用できる体制整備を検討します。

2 イメージアップの推進

(1)イメージアップの推進

鳴門市をPRするポスターやカレンダーなどのほか、プロモーションサイトなどの作成、動画の配信やイルミネーションの実施など、多様なツールを利用して鳴門市のイメージアップを図ります。

(2) イベント開催の促進及び誘致

鳴門で行うイベントでの周知のための支援を行うなど、集客力の向上を図ります。また、大型イベント等の誘致を検討します。

3 移住・交流の推進

(1) 移住の促進

地域を挙げて移住を促進する体制を整備しながら、効果的な移住情報の発信や移住体験機会の提供により鳴門市の良さを伝えるとともに空き家バンク等の移住に対する支援や移住者のネットワークの構築など、定住に向けたサポートを行います。

(2) 交流促進

本市で委嘱している地域おこし協力隊員の地域資源の発掘・活用、農漁業の応援などの地域活動を起点とし、地域外の人材を積極的に受け入れ地域内外の交流を行うことで、地域活性化を図るとともに、将来的な地域への定住・定着を推進します。

(3) 政府機関等の誘致

徳島県と連携して、政府機関等の誘致を推進し、鳴門市への新たな人の流れを創出します。

(4) ネットワークづくりの支援

節目の年齢を迎える年代の同窓会開催を支援するなど、鳴門で暮らす人と鳴門から出て仕事をしている人も、ふるさと鳴門で再会してもらうことで、市のPRやネットワークづくりを行います。



ドイツ館のイルミネーション



ベートーヴェン第九交響曲演奏会

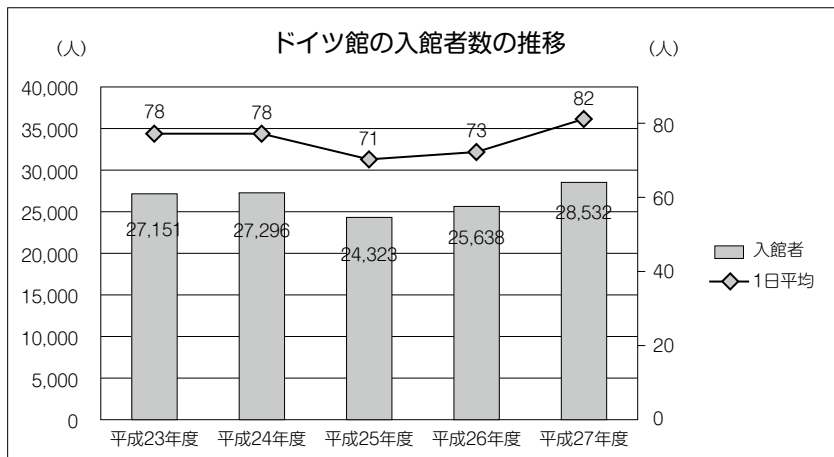
(3)国際・国内交流

03 国際・国内交流の推進

～人と文化が交流し、にぎわいあふれるまち～

現況と課題

- 1 本市の国際交流は、昭和49年（1974年）にドイツ・リューネブルク市と姉妹都市盟約を締結、親善使節団を相互に派遣するなど、活発な交流を行ってきました。平成25年（2013年）からは、リューネブルク市との親善使節団相互派遣に青少年相互派遣事業を加え、両市の青少年がホームステイや学校訪問を通じた国際交流を行っています。また、平成11年（1999年）には、中国・山東省青島市と友好交流意向書を、平成23年（2011年）には、中国・湖南省張家界市と友好都市提携を締結しました。今後は、これまでの交流の充実を図るとともに、地域の活性化につながるような新たな交流について検討を進めていく必要があります。
- 2 国内では、昭和55年（1980年）に群馬県桐生市と親善都市の盟約を、平成11年（1999年）には福島県会津若松市と親善交流書を、平成15年（2003年）には沖縄県上野村（合併により現在は宮古島市）と親善交流意向書を締結し、市民・民間団体・行政が一体となった交流を進めてきました。今後も幅広い交流活動を推進することにより、青少年の育成や新たなまちの魅力づくりなど、地域間交流を通じて地域の活性化を図っていくことが重要です。
- 3 歴史ある有意義な国際・国内交流を今後も継続していくためには、市民と行政が連携して交流活動を発展させていく必要があります。これまでも、鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの組織が独自の活動を展開しながら、国内外の都市と市民レベルでの交流を推進しており、市民の交流活動はますます広がりを見せています。今後は、市民・民間団体・行政が協働しながら、いかに持続可能な交流活動を展開し、地域の活性化につながるような交流を推進していくかが課題となっています。
- 4 ドイツ館については、ドイツ兵捕虜との交流という本市固有の史実を背景に、市内外の人々の国際交流に対する意識啓発に寄与してきました。平成18年（2006年）度から、指定管理者制度を一部導入し、平成24年（2012年）度からは賀川豊彦記念館との一体管理を導入したことにより、さらにサービスの向上等を図っています。また、平成28年（2016年）からは、徳島県と共同でドイツ館所蔵資料を中心とする「板東俘虜収容所関係資料」をユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録に向けた取り組みを開始しています。今後とも日独交流の中核施設として、また、観光施設としてさらに充実していく必要があります。

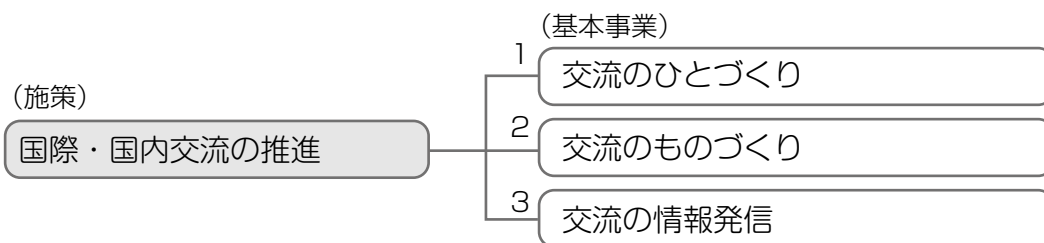


(資料: 文化交流推進課)

基本方針

本市の歴史と伝統に培われた文化を基盤とした地域の発展や産業の振興のため、姉妹都市や親善都市と人・もの・情報の交流を積極的に推進することにより、国際感覚や郷土愛、思いやりなど市民の心の成長に寄与するとともに、市民主導の交流によるまちづくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 交流のひとづくり

(1) 市民参加・市民主導の交流事業の推進

鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの自発的な交流団体を支援・育成するとともに、協働による交流事業を推進し、より多くの市民が交流に参加できるよう努め、交流のさらなる発展をめざします。

また、外国語講座や外国人のための日本語講座、国際交流員による出前講座の実施などの市民が参加できる交流事業を支援することにより、市民一人ひとりが国際感覚を身につけ、心豊かな市民生活が送れるような環境づくりを進めます。

(2) ボランティアの支援

通訳、観光ガイド、ホームステイの受け入れなどの市民ボランティアを支援し、交流環境の基盤整備を進めます。

(3)教育交流の推進

友好関係にある国内外の都市にある学校同士が連携した教育交流活動を積極的に支援します。リューネブルク市との親善使節団相互派遣とあわせて両市の青少年がホームステイや学校訪問を通じた国際交流の機会を創出する青少年相互派遣事業を実施するなど、外国や他地域の文化、生活の違いなどに対する理解と共感を深め、自分たちの住むまちの歴史や伝統を再認識するなど、次代を担う子どもたち、若者たちの心豊かな人間形成を図ります。

2 交流のものづくり

(1)ドイツ館の充実

- ①日独国際交流の中核施設として必要な基盤整備を進めます。さらに、ドイツ村公園や「道の駅*」などの周辺施設とあわせた一体的な観光交流拠点として展示、設備などの充実に努めます。
- ②さまざまな研究機関や団体、国際交流ネットワークと連携し、ドイツ兵捕虜に関する資料の収集や調査研究及び成果の発表に努めます。また、所蔵資料のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録に向けた取り組みを進めるとともに、有識者等の意見をふまえながら資料の保存方法を検討します。
- ③指定管理者や関係団体、ボランティアなどとの連携によるイベントの開催、インターネットや広報誌などによる情報提供やドイツ館報「ルーエ」等の発行などにより積極的な情報発信に努めます。
- ④板東俘虜収容所でのドイツ兵捕虜との交流の史実を、国際理解教育、人権教育の教材として位置づけ、学習の場としての活用を推進します。

(2)交流環境の整備

- ①外国語表記の案内板の整備やガイドブックの作成など、外国人に対する居住・訪問環境を整備するとともに、市公式ウェブサイトの一部外国語表記や外国語による生活・観光情報の提供に努めます。
- ②友好親善関係にある都市との交流を、経済をはじめとするさまざまな分野に結び付けていくための環境整備に努めます。
- ③地域の活性化につながるような、新たな国際交流の輪を広げるために検討を進めます。

(3)文化芸術交流の推進

これまでの親善交流をさらに充実させるため、民間団体等と連携しながら「第九」演奏会やリューネブルク市との絵画交流など文化芸術分野での相互交流事業を推進します。

3 交流の情報発信

(1)交流活動情報の受発信の推進

広報やマスコミ等のメディアを活用し、交流活動を国内外に発信するとともに、交流都市の情報の収集・提供に努め、市民の交流活動への参加を促進します。

(4)文化財

04 文化財の保護と活用

～鳴門の歴史を守り、伝承する心を育てるまち～

現況と課題

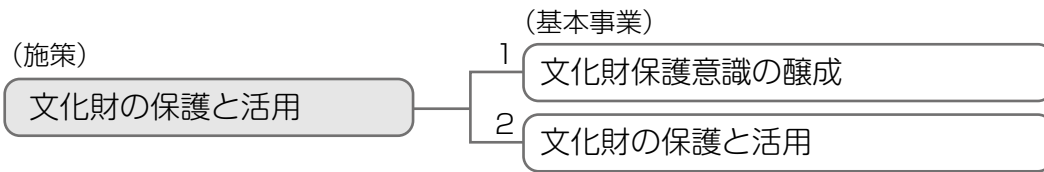
- 1 本市には、国指定文化財 8 件、県指定文化財 13 件、市指定文化財 54 件、国登録有形文化財 22 件の計 97 件の指定・登録文化財が所在します。この中には、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」や、前方後円墳が段階的に発展していく過程が理解できる国指定史跡「鳴門板野古墳群」、大正時代にドイツ兵捕虜と地域住民との間で異文化交流が活発におこなわれた「板東俘虜収容所跡」等、さまざまな時代のロマンを感じ取ることができる文化財が数多く残っています。また、最近の動きとしては、四国 4 県と関係市町が共同した「四国八十八箇所霊場と遍路道」や、徳島県と兵庫県が共同した「鳴門海峡の渦潮」のユネスコ世界遺産登録のほか、徳島県と本市が共同した「板東俘虜収容所関係資料」のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録に向けた取り組みを行っています。
- 2 文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産であり、これらを保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが我々の務めです。また、人間の喪失や倫理観の欠如など、人間としてのあり方が問われている今日、文化財を保護・保存し、活用することが心のゆとりや地域の再認識につながる重要な役割を果たすものです。
- 3 地域ごとに特色ある魅力を持つ本市において、文化財にもその地域的魅力が顕著に表れています。魅力ある文化財にふれることは豊かな感性を芽生えさせるとともに、郷土を愛する意識を醸成させます。しかし、今まで以上に、市民が身近な場で文化財に接することができ、地域に根ざした個性豊かな文化財保存継承活動が行える環境を整備していくためには、文化財管理体制の充実を図ることが重要な課題となります。
- 4 埋蔵文化財に関しては、平成 18 年（2006 年）度に作成された徳島県遺跡地図をもとに、地域開発との調和を図りながら、保存体制を強化する必要があります。

基本方針

地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護管理と活用を進め、保護意識の高揚を図るとともに、貴重な共有財産として地域住民とともに次世代に継承することができる環境整備を進めます。国指定文化財となりうるものについては、積極的な調査により価値付けを進めるとともに申請に向けた取り組みを進めます。

また、市域に残る文化財の基礎調査も継続的に実施し、県及び市指定文化財の対象となる物件の抽出を行い、順次指定していきます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 文化財保護意識の醸成

文化財保護活用団体の育成と充実を図り、地域的特色を反映した財産としての認識を深め、愛着を持ってもらうための環境整備を進めます。また、「四国八十八箇所霊場と遍路道」や「鳴門海峡の渦潮」のユネスコ世界遺産登録のほか、「板東俘虜収容所関係資料」のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録については、県や関係市町と連携して推進します。

2 文化財の保護と活用

(1)文化財調査と資料収集

文化財の保護・活用を推進するため、基礎資料の収集・整備に努めるとともに、有形資料の収集も進めます。また、「板東俘虜収容所跡」など貴重なものについては、文化財指定を視野に入れた基礎調査及び資料の充実を図ります。

(2)文化財の保護管理と整備活用

- ①指定文化財の状況調査を行い、適切な保護管理に努めるとともに、地域に調和した整備・活用の方法を検討します。また、基礎調査により価値があると認められたものについては、指定文化財として保護するとともに、地域に根ざした活用方法を研究していきます。
- ②文化財の公開・活用を図るため、公共施設等を利用した公開や県教育委員会及び文化財保護団体との連携を進めます。また、文化財の性質に応じて多様な公開と活用の場の創出を図ります。
- ③「福永家住宅」や「鳴門板野古墳群」などの指定文化財については、観光や文化交流及び地域活動の拠点として整備を進め活用を図ります。

(3)埋蔵文化財の保護

地域開発との調和を図り、円滑な保護体制の充実に努めます。



国指定重要文化財「福永家住宅」公開の様子

ずっと笑顔で 生きがいを感じる まちづくり

2-1

ひとにやさしく健康で安らげるまち になると

- (1) 人権
- (2) 男女共同参画
- (3) 地域福祉
- (4) 高齢者福祉
- (5) 障がい者福祉
- (6) 低所得者福祉
- (7) 保健・医療
- (8) 社会保障
 - ① 国民健康保険
 - ② 後期高齢者医療保険
 - ③ 介護保険
 - ④ 国民年金

2-2

子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち になると

- (1) 子どものまち
- (2) 児童福祉
- (3) ひとり親家庭等の福祉

2-3

たくましく生きる力を育むまち になると

- (1) 教育行政
- (2) 学校教育
 - ① 幼稚園教育
 - ② 義務教育
- (3) 大学連携

2-4

生きがいあふれるまち になると

- (1) 生涯学習
- (2) 図書館
- (3) スポーツ・レクリエーション
- (4) 文化振興

(1)人権

01 人権の尊重

～一人ひとりを大切にするまち～

現況と課題

- 1 だれもが安心して生きがいのある生活ができる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの基本的人権が尊重されることが必要です。しかしながら、同和問題をはじめとした人権に関わる諸問題が厳存するなど多くの課題が残されています。
- 2 本市の同和問題は、これまでの取り組みにより、事業面の整備については地区内外の格差は是正されてきています。しかしながら、大学などへの進学率をはじめとする教育問題やこれと密接に関連した不安定就労問題などの格差がなお存在するなか、高度情報化社会におけるインターネットやSNS等を利用した差別書き込みなど新たな課題も生じており、教育・啓発の分野ではまだ課題が残っています。人権セミナーの開催などにおいても引き続き同和問題の解決を人権問題の重要な柱としてとらえ、人権の尊重されるまちづくりに取り組んでいます。
- 3 本市の人権推進は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国及び県の「人権教育・啓発に関する基本計画」、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示す「鳴門市人権条例」、「教育振興計画」などをふまえながら、市民との協働により、すべての基本的人権が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。近年ではインターネットや携帯電話などSNS等の情報化社会による新たな人権侵害や部落差別をはじめ、さまざまな差別を助長する書き込み等が増加傾向にあり、変化する社会情勢に応じた取り組みが求められています。
- 4 隣保館である人権福祉センター・川崎会館は、人権の尊重されるまちづくりを進める拠点施設としての役割とともに、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が求められています。基本的な事業を中心に実施してきた隣保館事業については、地域住民のニーズを的確に把握し、地域に開かれたコミュニティセンターとしての新しい事業を、国や県の各種補助制度を最大限活用して展開するとともに、効率的な事業運営を図る必要があります。また、公共施設の効率的な運用の観点から、隣保館のあるべき管理・運営形態について、隣保館運営審議会での調査・審議を行い、答申をふまえた耐震化や事業の実施・館の運営を行う必要があります。
- 5 学校人権教育においては、人権を尊重する態度や行動を育成するため、「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」などをふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図る人権学習に取り組むとともに、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進しています。また、毎年、鳴門市人権教育研究大会を開催し、保育所、幼稚園、小・中学校の公開授業（保育）や学校教育・社会教育の分科会研究討議などを行い、人権教育の実践的研究を深め、人権教育の改善・充実を図る取り組みを推進しています。

今後は、学校（園）を核とした、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育をより一層推進し、地域ぐるみ、市民ぐるみで同和問題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に努める必要があります。

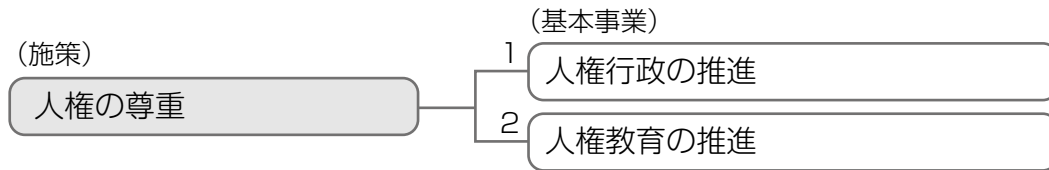
- 6 社会人権教育においては、すべての市民が、人権問題の重要な課題として同和問題について正しく認識し、自らの課題として完全解決のために行動することをめざして、これまでの同和教育の成果や手法を活かした人権教育の構築を図り、講演会、研修会を開催するとともに、各種学級・講座や社会教育関係団体、各種機関・団体、企業などで学習活動を推進しています。また、鳴門市人権教育推進協議会及び市内13地区に組織されている地区人権教育推進協議会や企業部会への活動を支援する他、同和問題解決への取り組みを通して市民の人権意識の高揚を図り、すべての差別をなくすための実践活動の充実や活発化に努めており、今後もこれらの取り組みを一層充実・強化していく必要があります。
- 7 人権地域フォーラムをはじめとする啓発事業の実施については、市公式ウェブサイトなどの活用により広く周知しており、研修内容についてはケーブルテレビや広報などを通じて幅広く紹介することにより、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取り組みを進めています。今後はその意識が人権を尊重する行動につながるような啓発手法を創り上げることが求められています。人権行政を推進していくなかで、行政・鳴門市人権教育推進協議会・地区人権教育推進協議会・企業部会などが協働し、人権啓発をより効果的・組織的に実施していくことが必要です。

基本方針

人権尊重社会の実現に向けて、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などのさまざまな人権問題に対し、基本的人権の尊重という普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチにより、あらゆる差別解消に向けた人権教育・啓発の取り組みを市民と一体となって積極的に推進します。隣保館については、人権行政の拠点だけでなく、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとして活用できるように、耐震化や管理運営の効率化・充実を図ります。

学校人権教育においては、人権教育の改善・充実を図り、人権尊重の態度や行動を育成し、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決する確かな人権教育を推進します。また、社会人権教育においても、すべての市民がさまざまな人権問題を解決する意欲と実践力を高められるよう、学習内容・手法の改善・充実及び学習機会と場の拡充を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 人権行政の推進

(1)人権意識の高揚

すべての市民が、あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深め人権を尊重する行動をとることができるよう、啓発冊子の作成・配布や、人権セミナー・人権地域フォーラム・ヒューマンライツメッセージなどの実施など、あらゆる機会を通して効果的かつ継続的に啓発事業などのさまざまな施策を推進します。

(2)人権相談体制の充実

- ①法務局や人権擁護委員との連携を強化し、人権相談日の開設や電話による人権相談を実施するなど、人権擁護活動の充実を図ります。
- ②インターネットや携帯電話などSNS等による人権侵害が新たな社会問題として増加していることから、モニタリングの実施やインターネットによる人権侵害情報提供窓口を設置し、関係機関との連携により人権侵害の解消に努めます。

(3)隣保館の効率的な運営と活用

- ①隣保館である人権福祉センター・川崎会館については、人権行政の拠点としての役割を担いつつ、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとしてさらなる活用を図ります。
- ②人権啓発を図る人権文化祭など広く人権に係る事業を総合的に実施するとともに、生活相談や女性のためのカウンセリングなどをはじめとする各種相談事業や周辺地域・大学生等と地域住民の交流事業、地域住民のニーズや課題解決に応じた地域福祉事業などを展開していきます。
- ③災害時の避難所となっている隣保館の耐震化を進めるとともに、公共施設の効率的な運用の観点から、隣保館運営審議会にて調査・審議を行い、隣保館のあるべき管理・運営形態について、答申をふまえた改善・充実を図ります。

2 人権教育の推進

(1)学校人権教育の推進

- ①人権教育の推進者としての教職員の資質向上を図るため、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進します。
- ②「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の知見をふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図るため「体験を通じた学習」を重視した人権学習に取り組み、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図ります。

- ③同和教育の成果や手法等への評価をふまえ、人権教育のさらなる改善・充実を図ります。
- ④校種間の連携を密にし、研修や情報交換を行い、発達段階をふまえ、地域の実情に応じた系統的な人権教育の推進を図るとともに、地域の資源を活用した授業・教材づくりに努めます。

(2)差別の現実から学ぶ

具体的な個人権課題の学習を進めるにあたって、人権問題に関する知識を得るだけでなく、それぞれの人権課題に関わる当事者等の思いや願いの理解を深める人権教育の創造を図ります。

(3)一人ひとりを大切にする教育の充実

「自分も大切 他の人も大切」の価値観を子どもたち一人ひとりに育み、自己実現・人間関係（仲間づくり）・共生の視点から一人ひとりを大切にする教育の充実を図ります。

(4)学校・家庭・地域社会との連携

- ①学校における人権教育を家庭、地域に向けて情報発信し、家庭、地域の人権教育に対する理解を深め、地域の教育力の向上に努めます。
- ②学校を核として学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進し、人権を基盤とした学校づくり、地域づくりに努めます。

(5)社会人権教育の推進

- ①社会教育関係の指導者や職員の研修を充実し、指導体制の強化に努めます。
- ②各種学級・講座、団体・機関、企業などでの同和問題をはじめとするさまざまな人権問題学習の推進、系統的・継続的学習の機会と場の拡充を図り、視聴覚教材や資料の充実など、魅力ある学習内容・手法の創造・充実を図ります。
- ③鳴門市人権教育推進協議会や地区人権教育推進協議会、企業部会の活動支援に努めるとともに、「鳴門市人権教育推進強調月間」における啓発活動をはじめ、各種講演会、啓発パンフレット等の作成と配布など、あらゆる機会と場をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。



人権地域フォーラム



ヒューマンライツメッセージなると

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

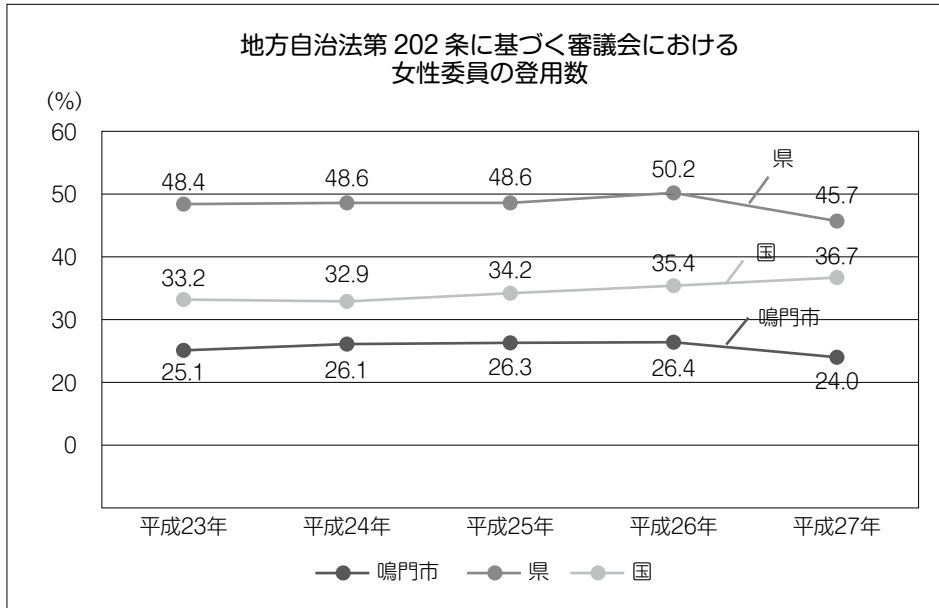
(2)男女共同参画

02 男女共同参画社会の実現

～お互いを認め合うまち～

現況と課題

- 1 昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、女性の地位向上に向けた活動が展開され、我が国でも男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題とした男女共同参画社会基本法が公布・施行され、日本における男女平等への環境整備は大きく前進しました。しかし、今なお女性の政策決定の場への参画は不十分であり、職場・地域・家庭においても、女性が不利益な扱いを受ける性別役割分担意識が根強く残っています。
- 2 本市では、平成13年（2001年）3月に「鳴門パートナーシッププラン」を、平成23年（2011年）3月には、新たにDV*防止基本計画を包含した「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、プランに基づき時代に即応した施策を積極的に展開することにより、男女共同参画社会の構築に努めています。また、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成するため、平成24年（2012年）2月には「男女共同参画宣言都市」を宣言し、平成27年（2015年）には「男女共同参画推進条例」を公布・施行しました。今後、この条例の周知啓発を行いながら、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。
- 3 男女共同参画社会の実現には、男女平等への意識改革が重要であり、男女共同参画セミナーや広報、職員による学校や地域への出前講座、パンフレット作成・配付等により積極的に啓発活動を行っています。また、政策形成・意思決定の場への男女共同参画は21世紀社会の基盤となるものです。本市では、政策決定の場への女性の参画を促進するため、審議会委員などの女性委員登用比率について、平成22年（2010年）までに40%達成をめざしていましたが、目標達成には至りませんでした。以後も目標値を維持し、女性委員が登用されていない審議会等の解消に努めています。そのためには、女性の活躍の場を広げ、あらゆる分野への参画の基礎となる自立をめざした能力開発を促進し、人材の育成と発掘を進めることが必要です。さらに、女性の基本的な人権の侵害となるDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）など、女性に対するあらゆる暴力の根絶と救済支援のため、関係機関との連携システムを拡充し、女性相談など相談業務の充実が求められています。こうした課題を克服するため、鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ中間報告（後期計画）により推進されている施策の進捗状況を把握し、より一層の施策展開に取り組む必要があります。
- 4 DV被害者の一層の早期発見と救済支援につなげるため、平成23年（2011年）度より、女性支援センター『ぱぁとなー』を「女性子ども支援センター」に拡充し、新たに家庭児童相談員を配置しました。学校等の関係機関との連携を強化し、DV・児童虐待の防止啓発に努めるとともに、DV被害者とその子どもへの迅速かつ円滑な支援の推進により、ここに寄り添うワンストップ支援を遂行し、DV被害者の経済的・精神的自立までをサポートすることが求められています。

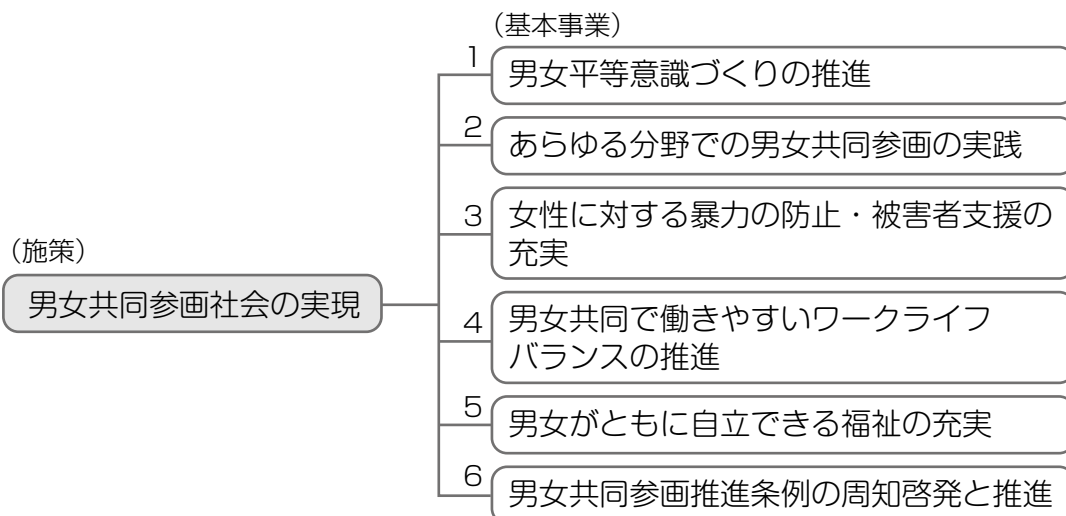


(資料：人権推進課「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」)

基本方針

男女共同参画社会基本法の理念のもと制定した男女共同参画推進条例に基づき、ジェンダーにとらわれず、男女が社会の対等な構成員として互いを認め合い、社会のあらゆる分野において自己の能力を最大限に発揮し、男女がともに利益も責任もわかちあえる社会づくりを推進します。また、女性の人権を侵害するDVの早期発見、救済及び予防啓発に努め、暴力を次世代に引き継がない環境づくりを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 男女平等意識づくりの推進

男女共同参画の推進に向け、学校教育・社会教育・家庭教育・マスメディアの情報など、あらゆる場においてジェンダーにとらわれない視点の育成や啓発活動の推進に努めることにより、ジェンダーに縛られた見方や考え方を解消し、男女平等意識づくりを推進します。

2 あらゆる分野での男女共同参画の実践

- ①審議会などの委員、政策・方針決定等への女性の積極的参加を図るため、女性グループの活動促進や女性リーダーの育成により人材の発掘及び育成に努めます。また、社会活動への参加を推進し、男女の経済的・生活的自立をめざした能力開発の推進を行います。
- ②国際交流・国際的活動への男女平等参画を実践し、地球規模の視点に立つ公正な国際協力の拠点づくりを推進することで、男女共同参画社会の実現を図るための施策を推進します。
- ③家庭内での男女の対等な関係をもとに、男性と女性がともに家庭責任と地域づくりを担い、安心して育児や介護ができる環境づくりを推進します。
- ④防災分野における男女共同参画を推進し、男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めます。

3 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

暴力を許さない社会づくりを推進するため、学校や地域で出前講座を実施し、意識変革やDV予防啓発、早期発見に努めます。女性子ども支援センター「ぱあとなー」を拠点としたワンストップ支援を遂行することでDV被害者の保護と救済支援体制を強化し、被害者の精神的・経済的自立までをサポートする体制づくりに努めます。

4 男女共同で働きやすいワークライフバランスの推進

仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を推奨することにより、男女が心身ともに健康で働きやすい環境への視点に配慮した男女共同参画を進めます。

5 男女がともに自立できる福祉の充実

男女が互いを思いやり、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう、社会福祉の充実と一生涯の健康保障を図ります。

6 男女共同参画推進条例の周知啓発と推進

「男女共同参画推進条例」の周知に努め、各種計画の策定や政策の決定等にあたっては男女共同参画の視点を反映させ、あらゆる分野での施策を市民等との協働により着実に実行し、市民一人ひとりが男女共同参画を実感できるまちづくりを進めます。

(3)地域福祉

03 地域福祉の総合的推進

～みんなで支え合うまち～

現況と課題

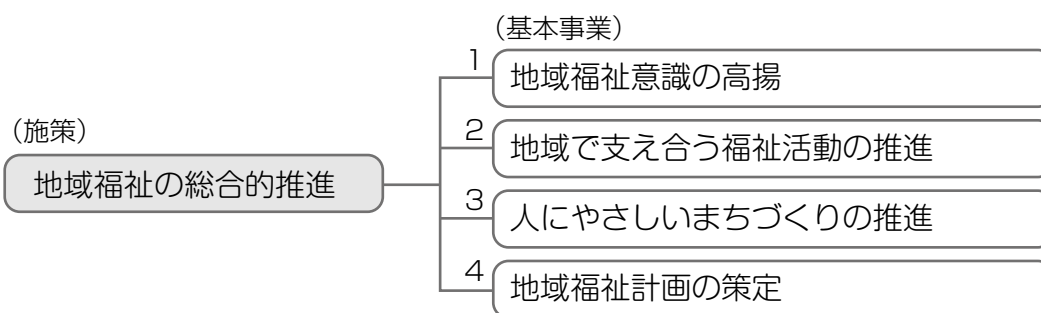
- 1 戦後の高度経済成長期を経て、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、現在我が国においては少子高齢化や貧困格差の拡大などを要因とする社会問題が顕著化してきています。また、こうした社会的環境によって周囲から取り残されていく人たちの問題が深刻化しており、本市においても、ひきこもりや自殺、DV、虐待等、人と人とのつながりの希薄化に端を発する新たな課題や、生活困窮世帯等の増加がみられます。これらの問題の解消には、社会保障制度を充実させることが不可欠であるとともに、一人の人間として存在価値が尊重され、自らの役割と居場所が認められる社会環境をつくりだしていくことが必要になってきています。
- 2 地域福祉を推進していくための市町村の役割については、平成20年（2008年）3月に発表された厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」で、従来の福祉にとらわれない総合的なコミュニティ施策の実施や、公的な福祉サービスの提供、地域福祉活動の基盤整備が挙げられています。ほかにも、住民の福祉を最終的に担保する主体として、また、住民との協働の相手方として、地域福祉の推進に必要な福祉サービスの運営や役割を担うことと提起されています。
- 3 社会福祉法において、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として明確に位置づけられ、より一層、住民参加による福祉のまちづくりが求められています。こうした活動を住民が行うには、地域住民が地域で住み続けられる環境が整っていることが前提です。地域経済の安定や、地域住民が定住できるための生活基盤の整備などハード面での地域づくりを進めながら、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める『ソーシャル・インクルージョン*』に向けた取り組みを地域住民と共に進めていく必要があります。
- 4 福祉サービスを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営むことができ、社会や経済、文化などさまざまな分野の活動に参加する機会をもつことができるようにするためには、地域住民や福祉活動団体、市民ボランティアなど地域に関わるすべての人たちと、行政や専門機関とが協働して、福祉サービスを必要としている人を支えていく地域福祉推進の仕組みづくりが求められます。こうした仕組みをつくり、計画的に取り組むを進めていくために、本市の実情に沿った「地域福祉計画」を、国の社会保障制度改革や市の各種計画との整合性を図りながら策定する必要があります。

基本方針

地域に暮らすすべての住民が、住み慣れた地域で、社会的に孤立したり排除されることなく、自らの潜在能力を発揮し、社会に参加することによって、互いにつながりあえる地域福祉のまちづくりをめざします。

また、こうした地域福祉を推進していくためには、住民自身が地域の生活課題や福祉課題を地域の問題として共有し、解決に向けた活動や実践につなげていく必要があるため、地域福祉に関する住民への意識啓発を図るとともに、市社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体など地域福祉活動を推進する団体等と協働し、不足する社会資源等の充実を図ります。さらに、住民自治を基軸とした地域福祉のまちを形成するため、福祉の施策全般を包括した地域福祉計画を、徹底した住民参加により策定し、住民と行政・市社会福祉協議会の協働と連携による地域福祉の推進体制を構築します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地域福祉意識の高揚

(1) 地域福祉の意識啓発

身近な地域の住民一人ひとりが助け合い支え合う地域福祉に対する理解と意識を高め、福祉活動に積極的に参加するための意識の醸成を図りながら、協働による地域福祉を推進するための企画や啓発活動を推進します。

(2) ICF*視点での福祉教育実践の推進

福祉の実践・ボランティア活動の創造と、子どもや大人の学びが地域福祉に結びつくよう福祉教育の展開を図るとともに、社会的包摂や共生社会実現をめざすため、人それぞれに持っている「強み(ストレングス)」に着目し生活環境を考える ICF (国際生活機能分類) の視点を取り入れた福祉教育の実践を推進します。

2 地域で支え合う福祉活動の推進

(1) 社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するため、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動

を支援するとともに、連携の強化を図ります。

(2)民生委員児童委員の活動充実

地域における福祉活動の担い手である民生委員児童委員及び主任児童委員の研修を充実し、資質の向上を図るとともに、地域に密着した活動の活発化を図ります。

(3)ボランティア活動の促進

市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、啓発や情報提供に努めるとともに、福祉関係 NPO 法人などの活動を支援します。

3 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者などが地域社会で安心して暮らせる環境づくりのため、誘導ブロックの設置、段差の解消、スロープの設置、障がい者用トイレの設置などバリアフリー*のまちづくりを進め、あわせて人にやさしいまちづくりについての市民の理解と協力を促進するための啓発を行います。

4 地域福祉計画の策定

現行の仕組みでは対応しきれていない地域の多様な生活課題に対応するために、地域福祉をこれからの福祉施策の重要な分野として位置付け、地域に密着した福祉サービスを計画化し、整備していきます。

また、計画において、住民と行政とが協働して、地域福祉を推進するための福祉サービスの整備や活動の開発、協働のルールづくりなどを構想し、計画化します。さらに、計画策定段階から住民参加を徹底することにより、住民の地域福祉に関する意識の醸成や、住民・地域・団体・市社協・市の相互の関係形成、地域の実情に即した地域福祉実践活動の創出などを図り、住民と行政が協働して「新たな支え合い」の仕組みをつくりだすとともに、計画策定後も市民、関係機関・団体、行政がともに計画の進行管理ができる体制の構築を図ります。

(4)高齡者福祉

04 高齡者福祉の推進

～いつまでも元気にいきいき暮らせるまち～

現況と課題

- 1 本市における65歳以上の高齢者は、平成23年(2011年)3月31日には16,196人で人口62,137人に占める割合(高齢化率)は26.1%でしたが、平成28年(2016年)3月31日現在、人口が59,694人と減少しているなか、高齢者数は18,790人と増加を続け、高齢化率は31.5%となっています。民生委員児童委員の平成27年(2015年)10月の調査で、一人暮らし高齢者は1,770人となっており、年齢別人口構成から今後も少子高齢化が進展することはほぼ確実で、一人暮らし高齢者や高齢者だけで構成される世帯の増加や、医療・介護・福祉ニーズの増大は避けられない状況となっています。
- 2 本市では3年ごとに「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉・介護を中心とした高齢者施策の在り方やサービスの整備、将来像などを示していますが、高齢化が一層進展する状況下、高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう支援するとともに、高齢者が自ら健康増進・介護予防・生きがいづくりなどに努め、他の高齢者の支援や地域社会の活性化のために主導的に活動することが求められています。
- 3 平成27年(2015年)度の介護保険制度改正により、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、地域ケア会議の実施や生活支援サービスの充実・強化など、地域包括ケアシステム*の構築に向けた制度の拡充が行われました。これらの取り組みは高齢者福祉の施策と密接に関連し合っており、相互に補完し合いながら高齢者施策を推進していかなければなりません。
- 4 総合的・包括的な高齢者支援の推進に向けては、行政組織だけでなく、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区自治振興会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、婦人会などの各種団体、NPO法人*やボランティアグループなどの組織や地域住民の皆さんとの連携による取り組みが重要です。

■ 65歳以上人口の推移

(単位：人、%)

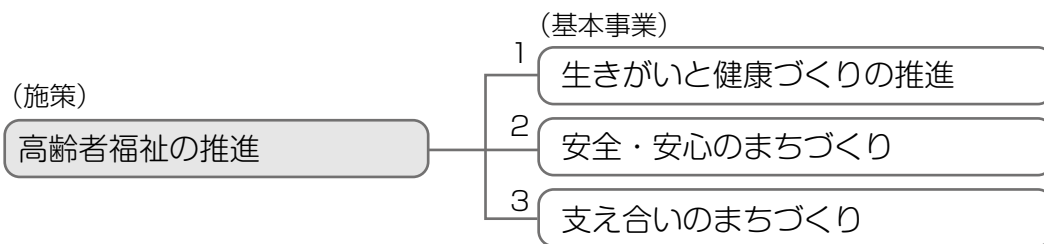
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	64,575	64,923	64,620	63,200	61,513	59,101
65歳以上人口	9,954	12,140	13,991	15,124	16,323	18,448
総人口に占める比率	15.4	18.7	21.7	23.9	26.7	31.4
ひとり暮らし高齢者(世帯)	952	1,288	1,715	2,016	2,393	3,031

(資料：総務省「国勢調査」)

基本方針

高齢者一人ひとりが健康増進・介護予防に努め、生きがいを持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図るとともに、市民全体で見守り支え合う体制の構築を図るため、3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉サービスなどの総合的かつ計画的な拡充に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 生きがいと健康づくりの推進

(1) 社会参加の促進

- ① シルバー大学・趣味の教室・シルバースポーツなど、生涯学習の活動の場の確保に努めるなど、高齢者が生きがいを持って日常生活を送れるように努めます。
- ② シルバー人材センターの活動支援や事業者に対する高齢者雇用の啓発に努めるなど、就労機会の拡充を図ります。

(2) 老人クラブの活性化

- ① 健康（ヘルス）・友愛（フレンドシップ）・奉仕（サービス）の老人クラブ全国三大運動を軸に、老人クラブ連合会及び単位クラブの活動活性化の支援を行います。
- ② 専門委員会や介護予防リーダーの活動の活性化、単位クラブによる介護予防事業への参画、交通安全・防災・防火、多世代交流などの多岐にわたる活動推進を支援します。

(3) 健康づくりと自立支援・閉じこもり予防の推進

- ① 介護保険の地域支援事業と連動して、高齢者の健康増進・介護予防を図り、自立した生活を営めるよう支援します。
- ② 市内のバス路線を利用する高齢者に対し無料バス優待券を交付することにより、交通弱者である高齢者の移動手段の維持・確保に努めます。

(4) 高齢者用施設の活用

高齢者が生きがいを持って社会参加や交流活動を行なえるよう、老人憩いの家、老人趣味の作業室などの有効活用を努めます。

2 安全・安心のまちづくり

(1) 居住環境の向上

公共施設のバリアフリー*化などをはじめとしたユニバーサルデザイン*のまちづくり

を推進し、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境整備に努めます。

(2)高齢者の住宅の確保

低所得高齢者などの市営住宅への優先入居制度や徳島県居住支援協議会住宅情報検索システムなどを活用した、高齢者の住宅確保支援を行います。また、民間企業によるサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいづくりなどに関する情報提供に努めます。

(3)防災対策の推進

地区自治振興会、婦人会、消防分団などと連携した自主防災会の整備・活用を推進するとともに、鳴門市避難支援プランに基づいた個別計画を策定し支援に努めます。

3 支え合いのまちづくり

(1)在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、在宅福祉サービスの充実に努めます。

(2)施設福祉サービスの適正実施

市内外において、高齢者福祉施設サービスの適正実施と有効活用、地域に開かれた運営に努めます。

(3)高齢者見守りネットワークの構築、活用

基幹型地域包括支援センターを核として、市内5か所の包括支援センター、民生委員児童委員、老人クラブ連合会、地区自治振興会、社会福祉協議会、その他団体、民間協力機関などと連携した高齢者の見守り強化に努めます。

(5)障がい者福祉

05 障がい者福祉の推進

～だれもが自立して社会に参加できるまち～

現況と課題

1 障がい者福祉の分野においては、平成25年(2013年)4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。同法は、障がい者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を基本理念として、従来の障がい者の範囲に難病等を加えるとともに、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障害支援区分」の創設等により、障害福祉サービスの充実及びサービス基盤の計画的整備について規定しています。

また、平成23年(2011年)に「(改正)障害者基本法」、平成24年(2012年)に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「改正発達障害者支援法」がそれぞれ施行されたことにもない、障がい者等の個性と人格の尊厳を重視した、障がい者福祉施策を推進していくことが求められています。

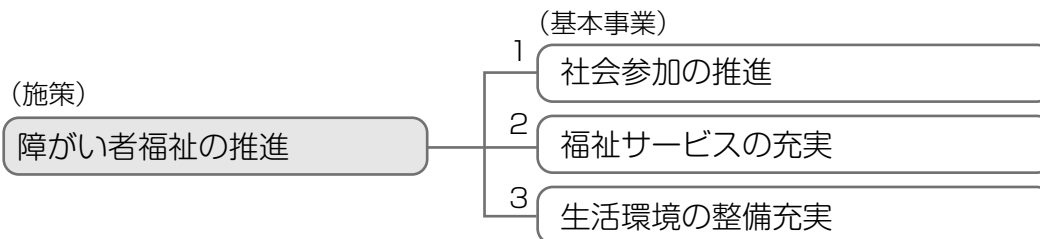
2 本市においては、平成24年(2012年)3月に障がい者施策に関する基本的な計画である「第2次障害者計画」、平成27年(2015年)3月に障害福祉サービスの事業量やその確保策について規定した「第4期鳴門市障害福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めているところです。平成30年(2018年)以降については、次期計画である「第3次鳴門市障害者計画」及び「第5期鳴門市障害福祉計画」に沿った障がい者施策に取り組めます。

3 さらに、平成30年(2018年)に「障害者総合支援法」の一部改正、「障害者差別解消法」についても施行後3年を目処に見直しが見込まれており、今後、障がい者施策の動向に応じ、柔軟な障がい者支援が必要となります。

基本方針

市民がお互いの個性と人格を尊重しあい、地域社会でいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざして、障がい者が地域社会の中で自立するとともに、積極的に社会参加できるよう、「鳴門市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域・関係機関・行政が一体となって、社会参加の促進や、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 社会参加の促進

(1)啓発・広報の充実

- ①市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに地域で生きる社会の実現をめざして、広報や市公式ウェブサイトなどを活用し広報・啓発に努め、障がい者に関する正しい理解と認識を促進します。
- ②障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び障がい者等への合理的配慮の促進について、民間事業者に対しさまざまな機会を通じ啓発活動に努めます。

(2)地域生活支援の促進

- ①障がい者の社会参加の促進を図るため、リフト付きワゴン車の活用や移動支援、コミュニケーション支援などを進めるとともに、利用者同士が交流の場や憩いの場としても活用できる地域活動支援センターの利用を促進します。
- ②NPO 法人*などとの連携を強化し、ボランティア活動など、障がい者が社会参加できる機会の拡充に努めます。

(3)雇用・就労支援の充実

障がい者のニーズに応じて支援できるよう、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携強化を図り、雇用促進に向けたネットワークを構築し、情報の収集と提供に努めるとともに、就労の場の確保など就労支援を進めます。また、一般就労に移行した障がい者が職場に定着できるよう、就労定着に向けた支援に努めます。

(4)文化・スポーツ活動の振興

文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて障がい者の社会参加を促進するとともに、機能訓練、心と体の健康維持増進に役立てます。また、各種スポーツ教室や障がい者スポーツ・レクリエーション大会などの開催に努めます。

(5)意思決定支援、権利擁護支援の促進

障がい者が自らの意思が適切に反映された地域生活を実現できるよう、障がい者の意思決定支援に取り組むとともに、権利を擁護するための成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及・啓発を推進することにより、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

2 福祉サービスの充実

(1)生活の安定

自立支援医療の給付、重度心身障害者等医療費の助成、各種所得保障制度などの利用を促進します。

(2)在宅支援の充実

障がい者の自立生活を促進するため、訪問系サービス・日中活動系サービスの活用を積極的に進めるとともに、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。

(3)居住系サービスの充実

障がい者の自立を促進するため、障がい者の住まいの場としての居住系サービスを十分に活用するとともに、関係機関と連携を図りながらサービス供給基盤の整備・充実に努めます。

(4)相談・支援体制の充実

相談者の多面的なニーズに的確に応えるため、相談、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援等の相談支援事業の充実を図ります。また、地域自立支援協議会の運営を通じて相談支援事業の持続的発展が可能なシステムづくりと、人材の確保に取り組みます。

3 生活環境の整備充実

(1)地域活動支援センターの充実

障がい者が通い、創作的活動・生産活動ができる機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を図るため、地域活動支援センターの充実に努めます。

(2)障がい者用施設の整備・充実

障がい者のさまざまな活動拠点としての機能を果たせるよう、障がい者が集える場の確保や整備・充実に努めます。

(3)住環境の改善

重度身体障害者住宅改造費助成・住宅改修費の助成や福祉ホーム利用助成の活用を図るとともに、公営住宅の整備にあたっては、障がい者にも配慮したバリアフリーの居住環境の改善に努めます。

(4)地域ぐるみの安全・安心の確保

災害時などにおいて障がい者が安全に避難できるよう、災害時要援護者避難支援制度の周知や関係機関との連携を図り、地域での支援体制の整備に努めます。

(5)教育・療育・就労支援体制の充実

ライフステージに応じた切れ目のない支援を図るため、保育・教育機関と保健・医療・就労支援等を行う福祉関係機関等が十分に連携し、それぞれの段階において一貫かつ継続した支援ができる体制の整備に努めます。

(6)低所得者福祉

06 低所得者福祉の推進

～頑張る力を応援するまち～

現況と課題

1 本市における生活保護世帯は、平成16年（2004年）度の月平均345世帯でしたが、その後、リーマンショックの影響もあり、平成27年（2015年）度末には638世帯に急増しており、全国的にもこうした傾向がみられます。

日本の経済社会の構造的な変化が進む中で、これまでの社会保険制度や労働保険制度（第1のセーフティネット）、生活保護制度（第3のセーフティネット）等の仕組みだけではもはや国民生活を支えることができず、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築が必要となったことから、平成27年（2015年）4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、生活保護世帯の増加傾向は緩やかになってきていますが、今後の経済情勢や社会保障制度の動向によっては、再び急増することも予測されます。

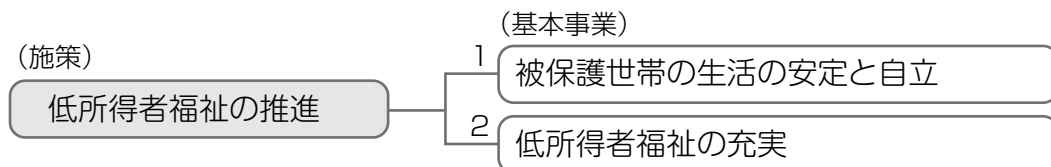
低所得者などへの適正な生活保護制度の運用に努めるとともに、低所得者が経済的、日常生活的、また、広く社会生活的にも自立し安定した生活を送ることができるよう支援するため、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度を活用し、実情に即した相談・援助業務などを充実させ、セーフティネットとしての役割を果たしていく必要があります。

基本方針

健康で文化的な最低限度の生活を営むための最終的な社会保障制度である生活保護制度の適正な運用に努め、被保護世帯の生活援助及び自立に向けた支援を充実させます。

また、生活保護制度活用に至る前の段階のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援制度の活用により低所得者等生活困窮者の生活能力の向上と経済的、社会生活的な自立を促します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 被保護世帯の生活の安定と自立

被保護世帯については、民生委員児童委員や関係機関と連携しながら、訪問活動などによる実態把握により、実情に即した適正な保護の実施に努めます。また、就労支援対策などの充実により経済的自立を図るとともに、日常生活や広く社会生活的にも自立し安定した生活を確保するため、援助・支援に努めます。

2 低所得者福祉の充実

低所得者の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、生活困窮者自立支援制度をはじめとする各種支援の周知と活用を促進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

(7)保健・医療

07 健康・医療対策の推進

～健康でいきいきと暮らせるまち～

現況と課題

- 1 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、新しく生活習慣病の予防のための特定健康診査・特定保健指導制度が導入され、健診受診率の向上やメタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した保健指導の実施に努めてきました。

生活習慣病の中でも、医療費の負担が大きいかつ予防可能な疾患である脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎臓病等の重症化を予防するために、保健師・管理栄養士等による保健指導の充実を図っていくことが必要です。

また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導や重症化予防のための保健指導を実施することから、健診受診率の向上をめざし、啓発活動により一層取り組むことで、市民の健康意識の高揚を図る必要があります。

- 2 母子保健事業においては、妊娠中から出産・育児と切れ目ない支援をめざし、「子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」を平成27年（2015年）10月に開設しました。同センターには専任の保健師・助産師を配置し、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業（産後デイサービス、産後ショートステイ事業）等を実施することにより、安心して子どもを産み育てることができる相談支援体制を整備しています。あわせて、妊婦に対する心遣いをお願いするために、市民へのマタニティマーク制度の普及啓発を継続して実施しています。

また、妊産婦に対して、妊婦健康診査のほかに妊婦歯科健康診査、産後健康診査も実施するなど健診体制の充実を図っています。

乳幼児に対しても発達段階に応じた各乳幼児健康診査（4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児）を実施し、健康状態の確認や育児相談に応じています。さらに、精神面・身体面で経過観察が必要とされた子どもたちに対して継続的な関わりを持つとともに、保護者の支えとなる援助を行う必要があります。関係部署、関係機関と連携を進めていくことも重要です。

- 3 生活習慣病は、食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒・休養などの生活習慣がその発症や進行に起因する病気であり、高齢化にともない病気を発症する方が増えていくことから、早急な対応が求められています。

一方で健康的な生活習慣を確立することで予防することが可能なため、子どもの頃から適正な食品を選び、食事づくりができる力を育てる「食育」を推進するなど、乳幼児期から適正な生活習慣を身に付けることが重要です。さらに、保健・福祉・教育が連携した「食のネットワーク」組織や市民が主体で健康づくりの普及啓発活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動を通して、親子で楽しく学び、食を考えることを積極的に実施していく必要があります。

また、運動習慣を身に付け、肥満予防や発達支援に繋ぐ取り組みとして、キッズ健康運動教室等も実施するなど、幼児とその保護者に健康的な生活習慣について考える機会を提供していくことが必要です。

4 感染症については近年の国際化により、海外の新しい感染症が国内発生することが予測され、国においてもさまざまな対応策がとられています。本市においても、その発生・拡大を防止するため、市民に対して適切な情報の発信を行い、防疫のための正しい知識の普及・啓発を行うことが必要です。また、発生時には迅速かつ適切な対応が必要です。

5 救急医療については、鳴門市医師会による夜間・休日在宅当番医制により、1次救急が守られています。開業医師が高齢化しており、1次救急存続に向けた課題があります。そのため、安易な夜間・休日の受診を控えるとともに普段から診療時間内に早めにかかりつけ医を受診するなど、市民に適正受診に関する啓発を実施していくことが必要です。

なお、病院群輪番制及び救急告知医療機関による2次救急医療体制や徳島赤十字病院や徳島県立中央病院等における3次救急医療体制など広域での救急医療体制も整備されています。

また、小児救急体制については、広域による受け入れ体制が確立されています。少子化が進むなか、継続して体制を存続し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、コンビニ受診等を抑制していくことも必要であり、市民への啓発として、出生届時に「小児救急ハンドブック」を配布しています。

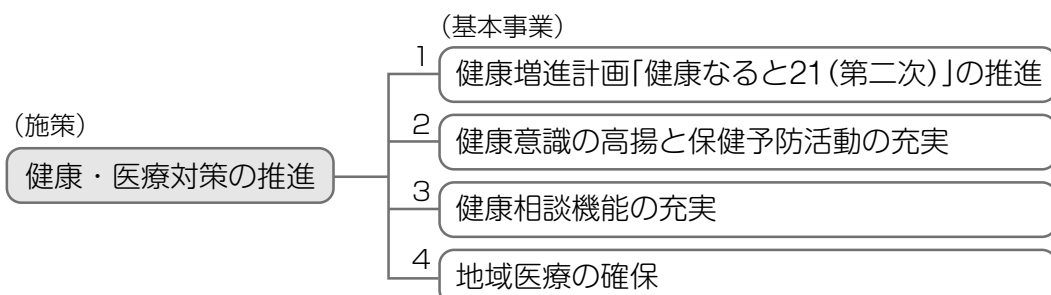
6 健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底など「健康日本21(第二次)」に示された5つの基本的な方向に基づいた、健康増進計画「健康なると21(第二次)」を平成25年(2013年)3月に策定しました。今後はこの計画に基づき、ライフステージに応じた取り組みを積極的に推進していくことが重要です。

また、平成29年(2017年)3月に「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育てる条例」を制定し、この条例に基づき、市民が生涯にわたって、健康で、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように市民、医療機関等、市が互いに連携しながら、それぞれの役割を担い、市民の主体的な健康づくりの推進と将来にわたって安心して医療を受けることができる体制の確保に取り組んでいきます。

基本方針

市民が生涯にわたって、健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民、医療機関等及び市が互いに連携しながら、それぞれの役割を担い、市民の主体的な健康づくりの推進と地域医療の確保に取り組めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 健康増進計画「健康なると21（第二次）」の推進

- ①肥満、高血圧、脂質異常症などに起因して起こる生活習慣病の発症予防と重症化予防を重視した取り組みを推進します。
- ②がんの死亡率の減少を目的に、各種がん検診受診率の向上に取り組みます。
- ③小児期から、生活習慣病予防について考える機会を持つことによって、肥満予防や生活習慣病予防の取り組みを推進します。
- ④食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成及び育成支援を行い、市民と協働で食生活の改善と「食育」を推進します。
- ⑤たばこ・アルコールへの取り組みを強化し、禁煙、適正飲酒の実行を推進します。
- ⑥心の健康づくりや自殺予防についての知識や理解を深めるため、関係機関との連携強化により市民への情報提供に取り組みます。

2 健康意識の高揚と保健予防活動の充実

(1)健康増進法による保健事業の推進

- ①がん予防や早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させることを目的に各種がん検診の実施に取り組みます。
- ②40歳以上の方に交付している健康手帳が市民の健康管理に有効に活用されるように周知、啓発を行います。
- ③健康に関する知識や技術の普及啓発を積極的に行うために、各種講演会の開催や、出前講座等による健康教室、健康栄養教室等を実施します。
- ④生活保護担当者と連携を図り、被保護者を対象とした健康診査の積極的な受診勧奨に努め、継続した健康管理及び助言・指導が必要な人には保健指導を行います。

(2)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導の実施

特定健康診査の健診結果に基づく特定保健指導を行うため、保健師、管理栄養士の指導技術の向上に努め、特定保健指導の充実を図ります。

(3)母子保健事業の推進

- ①「子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」において、母子健康手帳を交付し、専任の保健師、助産師等による妊娠期からの相談機能を充実させることにより、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援を実施します。
- ②妊婦への思いやりと心遣いをお願いするために、市民にマタニティマーク制度の周知を図るとともに、母子健康手帳交付時に妊婦であることを周囲に伝えることができるようマタニティマーク入りグッズの交付を行います。
- ③妊娠全期間を通じて健康診査費を助成するとともに、妊婦歯科健康診査や産後2週間目健康診査にも助成を行うなど妊産婦の健康管理の充実を図ります。
- ④発達段階に応じた乳幼児健診の受診率の向上に努め、未受診者を把握し、受診勧奨や訪問など適切な対応に努めます。
- ⑤医療機関、中央子ども女性相談センターなど関係機関との連携を強化し、経過観察や支援が必要な子どもとその保護者への相談支援に努めます。
- ⑥子どもの健やかな成長・発達を支援するために、医師や臨床心理士などの専門家や子育てに関わる関係者と連携し、子どもの能力を育み、保護者に寄り添う発達相談及び支援に努めます。

(4) 歯科保健指導の充実

- ① 歯科医師会の協力を得て、歯と口腔の健康に関する啓発活動を行います。
- ② 妊娠中から生まれてくる子どもの歯の健康に関する意識を持っていただくために、母に歯と口腔の健康に関する知識の普及、啓発を積極的に行うとともに妊婦歯科健康診査の受診率の向上を図ります。
- ③ 1歳6か月児、3歳児健康診査時に歯科健診及び歯科保健指導を実施するとともに、虫歯予防のために1歳6か月児健康診査受診児に対してフッ化物塗布を推進します。
- ④ 40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方に歯周疾患検診を実施し、歯の喪失を予防することに努めます。

(5) 結核予防・予防接種の推進

- ① 四種混合、BCG、日本脳炎等の予防接種法A類疾病の予防接種においては、接種該当者への個別通知により積極的な接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。
- ② 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種該当者には、個別通知により、高齢者インフルエンザ予防接種は、広報や健康増進事業を通じ、周知を行うことにより、接種勧奨に努めます。
- ③ 安全な予防接種体制づくりをさらに進めるとともに、副反応や健康被害の発生時には迅速かつ的確な対応を行います。
- ④ 結核予防については、ハイリスク者に働きかけを行います。

(6) 感染症対策の強化

感染症に関する啓発活動を行うとともに、発生時には徳島保健所など関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

3 健康相談機能の充実

市民の主体的な健康づくりを推進するために、窓口や地域において保健師、管理栄養士による健康相談の機会を設け、利便性の向上を図り、市民の健康増進に努めます。

4 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の整備

救急医療及び小児救急体制の整備のために、鳴門市医師会や行政関係機関等との連携強化に努めます。

(2) 適正受診等に関する啓発

かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つことをはじめ、安易な夜間・休日受診を控えるなど、適正受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する積極的な情報提供を市民に対して行います。

(3) 医療の担い手の確保

医療従事者の確保に向けて、徳島県、鳴門市医師会等と連携を図ります。

(4) 関係機関との連携強化

地域医療の確保のために、徳島県鳴門病院、鳴門市医師会、鳴門市歯科医師会及び徳島県薬剤師会鳴門支部と連携を強化していきます。

(5) 保健・医療・福祉及び介護の連携強化

市民が健康で、住み慣れた地域で安心して暮らせ、市民・医療機関等及び保健・福祉・介護の関係機関が相互に切れ目なく連携できるような環境整備を図ります。

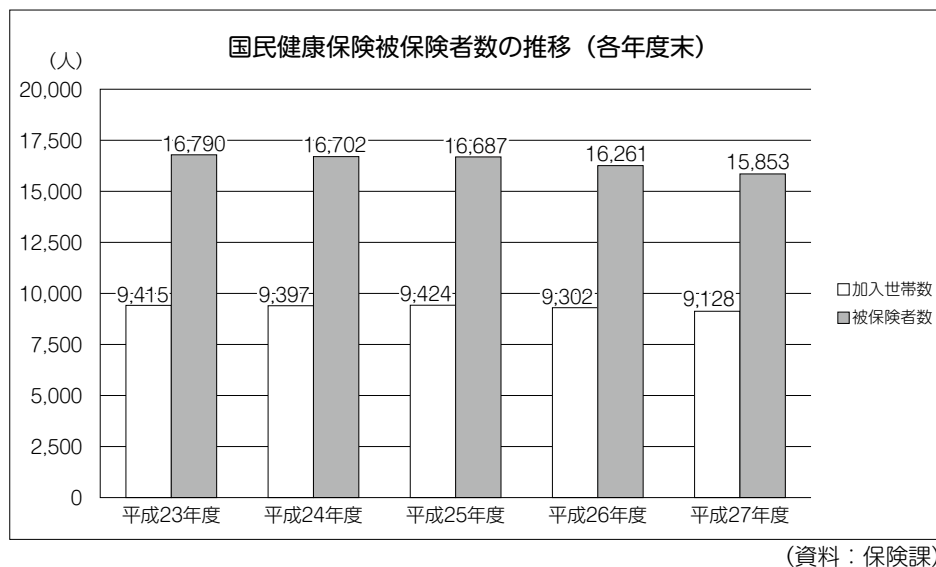
(8) 社会保障 (①) 国民健康保険

08 国民健康保険制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

現況と課題

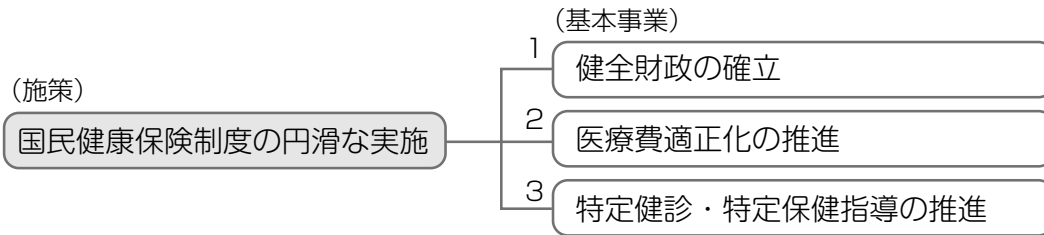
- 平成27年(2015年)5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年(2018年)度から、国民健康保険を「都道府県単位化」して、制度の安定化をめざすこととされました。都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担い、市町村は資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。
- 従来からの課題である適正な賦課及び収納率の向上による国民健康保険財政の健全化、診療報酬明細書の点検などによる医療費適正化、生活習慣病予防に着目した特定健診・特定保健指導の推進に加え、都道府県単位化などへの迅速かつ適切な対応を行うことが必要となっています。



基本方針

保険料賦課の適正化、収納率の向上などにより、被保険者間の負担の公平、財政の安定に努めるとともに、鳴門市保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく保健事業、特定健診・特定保健指導事業などに取り組み、医療費の適正化や被保険者の健康意識の高揚を図ります。また、都道府県単位化などへの迅速かつ適切な対応を行います。

施策体系図



主要な施策の内容

1 健全財政の確立

- ①保険料の適正な賦課に努めるとともに、口座振替の推進、滞納者対策の充実などにより、収納率の向上と負担の公平化を進めます。
- ②財政調整基金については、財政基盤の確立や予期せぬ支出増・収入減に対応するため、継続的な保有に努めます。
- ③都道府県単位での運営について、県と連携して財政の健全化に努めます。

2 医療費適正化の推進

- ①診療報酬明細書などの点検や縦覧点検の拡充、医療費通知、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発等により、医療費の適正化に努めます。
- ②人間ドックや脳ドック助成事業、若年者健診など保健事業を継続実施し、健康の維持・増進と疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ③高額な医療に繋がる疾病を対象に生活習慣の改善など保健指導を継続実施し、重症化の予防に努めます。

3 特定健診・特定保健指導の推進

特定健診の推進を行い、健診の結果メタボリックシンドローム*該当者並びに予備群と判定された受診者に対する特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）についても積極的に行い、生活習慣病などの予防に努めます。

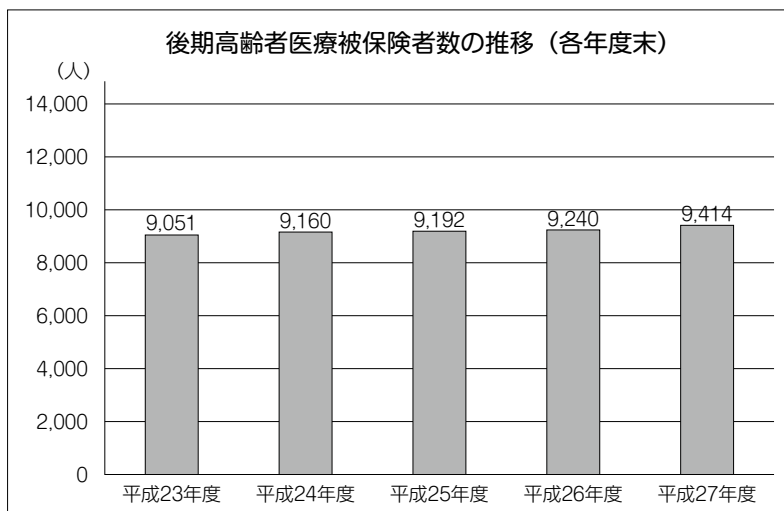
(8) 社会保障 (②) 後期高齢者医療保険

09 後期高齢者医療制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

現況と課題

- 1 平成 20 年（2008 年）4 月より老人医療制度が廃止され、新たに 75 歳（一定の障がいを持つ人は 65 歳）以上のすべての人が加入する「後期高齢者医療制度」が始まり、徳島県内すべての市町村が加入する「徳島県後期高齢者医療広域連合」が保険者として、保険料の決定や医療を受けた時の給付などを行っています。
- 2 本市では、保険料の徴収・申請や届出の受付・保険証の引き渡し等の事務を行っており、市内在住の被保険者の窓口となることから円滑な運用に努めています。
- 3 平成 24 年（2012 年）2 月に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されましたが、平成 25 年（2013 年）5 月に「社会保障改革国民会議」の報告書において、現行制度を基本とする旨の報告がなされ、同年 12 月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立したことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくこととされました。
- 4 本市の被保険者は年々増加傾向にあります。制度が複雑であるため、制度周知を図るとともに、収納率の維持・向上により財源の確保に努める必要があります。

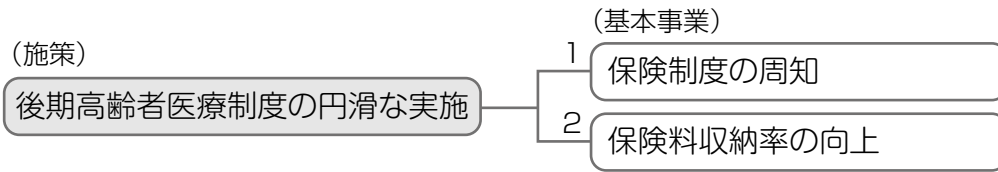


（資料：保険課）

基本方針

今後も後期高齢者医療制度を円滑に実施するため、制度の周知を図るとともに、財源確保のため保険料収納率の向上に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 保険制度の周知

制度についての丁寧な周知を図り、市で取り扱う各種申請や届出の受付・保険証の引き渡し等の事務の円滑な運用に努めます。

2 保険料収納率の向上

保険料の適切な徴収は後期高齢者医療制度運用に不可欠なものであり、保険料徴収業務等については各市町村に割り振られていることから、本市においても保険料の収納率の向上に努めます。

(8)社会保障 (③介護保険)

10 介護保険制度の円滑な実施

～住みなれた地域で安心して生活できるまち～

現況と課題

1 平成28年(2016年)3月31日現在における本市の人口は59,694人、内65歳以上の高齢者数は18,790人、高齢化率は31.5%となっています。また、要介護・要支援認定者数は、介護保険制度が開始された平成12年度(2000年度)末の2,065人から一貫して増加を続け、平成27年(2015年)度末には3,681人となり、介護・介護予防サービスを必要とする人は増大しています。

これにともない、介護給付費は、介護保険制度が開始された平成12年度(2000年度)の約31億4400万円から、平成27年(2015年)度には約56億7900万円まで増大するなど、介護報酬の改定や介護保険制度の改正により影響を受けつつも増加傾向が続いています。

2 本市の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料基準額は、介護給付費の増加にともない、第1期(平成12年度～14年度)の3,520円から3年毎の改定を経て、第6期(平成27年度～平成29年度)では5,760円となっています。

今後も、介護・介護予防サービスを必要とする人の増加やこれに対応したサービス事業所の整備などにより介護給付費が増大することも想定され、被保険者の制度に対する理解を図るとともに、介護保険財政の健全化に向けた対策が求められています。

3 本市の施設等整備状況は、平成28年(2016年)3月末現在、介護老人福祉施設5か所(定員300人)、介護老人保健施設4か所(定員326人)、介護療養型医療施設3か所(定員67人)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)7か所(定員117人)となっていますが、市民ニーズや入所待機者状況、国の制度改正の動向などをふまえ、現状に即した、適切な整備状況を保たなければなりません。

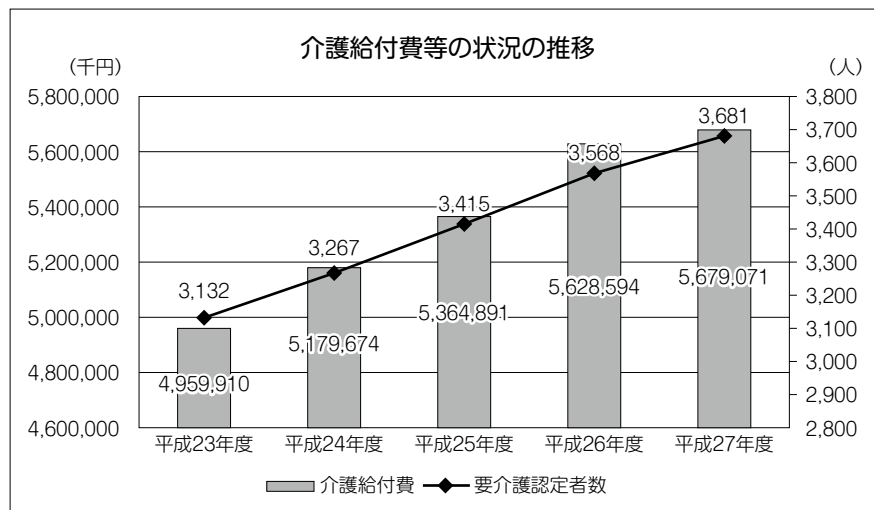
4 本市は、平成28年(2016年)度より、地域の実情に応じ、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しました。多様な主体が参画する魅力的で多様なサービスを充実させることにより、高齢になっても一人ひとりの市民が地域において自立した生活を営める環境を醸成していくことが求められています。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

5 本市は、運動機能や口腔機能の維持向上・栄養改善・認知症予防などを目的としたさまざまな一般高齢者向け介護予防事業を展開していますが、後期高齢者の増加等にとともに、これらの更なる効果的な実施を図る必要があります。また、運動・生活機能がやや低下している高齢者の機能維持や自立支援に向け、より専門的で効果の高い個別支援や高齢者の主体的な関与による取り組みを専門職を始めとする多様な社会資源との連携により推進する必要があります。

6 平成18年(2006年)度から市内5圏域に委託により地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談や権利擁護業務など、保健医療の向上や福祉の増進に係る取り組みを行っています。平成27年(2015年)度には、基幹型地域包括支援センターを設置して体制強化を図りました。

しかし、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯並びに認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、市や地域包括支援センターなどを含むさまざまな社会資源が、連携を強化し支援体制の拡充を図りながら、課題抽出と解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

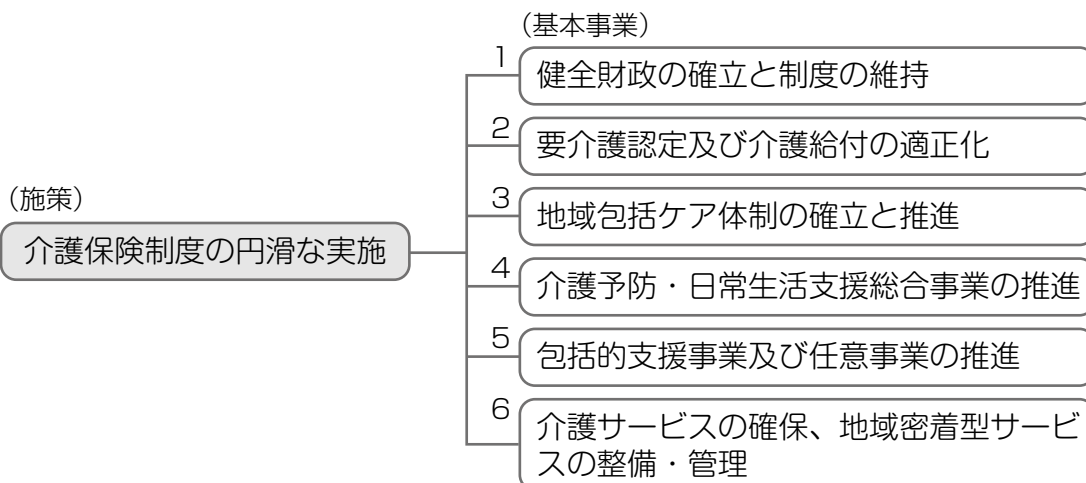


(資料：長寿介護課)

基本方針

「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康増進・介護予防に努め、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう支援するとともに、必要とされる施設・在宅介護サービス等の確保を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 健全財政の確立と制度の維持

将来にわたり介護保険制度を安定的に維持するために、適正なサービスの提供、公平かつ合理的な保険料負担、制度の仕組みや現状の周知などに努めます。

2 要介護認定及び介護給付の適正化

介護保険制度の安定的かつ健全な運営に資するため、要介護認定の適正化や認定審査会委員等の研修に努めるとともに、ケアプラン評価や介護給付費の通知、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、不適正な介護報酬算定が起りやすい事項のチェックなどの介護給付費等適正化事業の一層の推進を図ります。

3 地域包括ケア体制の確立と推進

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療との連携や介護サービスの充実、介護予防の推進、見守り・買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ①従前の予防給付（要支援1・2）のうちの訪問介護・通所介護のサービスを地域支援事業に移行し、基準を緩和した通所介護サービスや生活援助中心の訪問介護サービス、専門職が運動機能改善の相談や指導等を短期集中的に行うサービスなど、多様な主体が参画する魅力的で効果的なサービスを展開します。
- ②高齢者の徒歩圏内で、地域住民が主体となって運営する交流の場「いきいきサロン」の活動を支援します。
- ③徳島県理学療法士会が開発した安全で効果の高い「いきいき百歳体操」の普及啓発など、リハビリ専門職との連携を進め、要介護原因の多くを占める筋骨格系疾患の予防を図ります。

5 包括的支援事業及び任意事業の推進

- ①高齢者に対するワンストップサービス拠点として地域包括支援センターの活動の活性化を図り、総合相談支援、権利擁護・虐待防止、包括的・継続的ケアマネジメント*支援、認知症予防啓発などに努めます。
- ②虐待・権利擁護等の困難事例への対応、各地域包括支援センターの連携推進や後方支援、他職種連携による自立支援ケア会議の開催、認知症の早期診断・対応のための「認知症初期集中支援チーム」の充実、生活支援体制整備事業（地域資源の把握・協議体の設置等）といった各課題に取り組みます。
- ③地域包括支援センターの機能強化に向けた人的・財政的支援について検討を進めます。
- ④地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための環境整備に努めます。

6 介護サービスの確保、地域密着型サービスの整備・管理

- ①3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、高齢者数や介護サービスの需要量を推計し、介護保険料負担を勘案しながら、必要なサービス供給体制の確保を図ります。
- ②地域密着型サービスの認可や運営についての指導・監督に努め、市民の利便性の向上やサービスの質の向上に努めます。

(8) 社会保障 (④) 国民年金

11 国民年金制度の推進

～将来の安心をともに考えるまち～

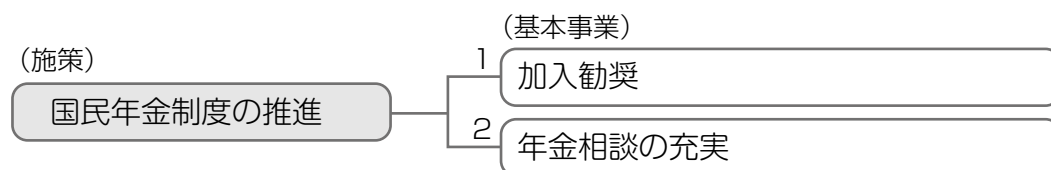
現況と課題

- 1 国民年金は、老後の生活や、思わぬ怪我や病気で障がい者になったとき、また、配偶者を亡くして遺族になったときなどに備え、お互いを支え合う制度であり、その運営業務は、平成22年(2010年)1月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構に移行されました。
- 2 本格的な少子高齢化が進むなか、老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たしていますが、年金制度への不信感の高まりや、加入者に非正規労働者が増加していることなどから、近年納付率が低下しており、特に若い世代の納付率が低い状況にあります。国民年金制度の円滑な運営のためには、制度に対する理解と認識を深めることが必要であり、制度の普及啓発や相談体制の充実が求められています。
- 3 適用(加入)と収納(納付)がバランス良く保たれ、市民一人ひとりの年金の受給権を確保し、安定した老後の生活を送ることが望まれています。

基本方針

国民年金制度の周知を図り、加入勧奨と相談業務の充実に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 加入勧奨

老後などの生活の安定のため、広報や成人式で配布するパンフレットなどで年金制度の周知・啓発に努め、未加入者については窓口での相談時などに加入促進に努めます。

2 年金相談の充実

被保険者に対し、複雑多様化するニーズに適切に対応した年金相談を行い、受給権確保に努めます。

(1)子どものまち

01 地域で子どもを育てる活動支援

～子どもたちが健やかに育つまち～

現況と課題

1 本市では、平成13年(2001年)5月5日のこどもの日に「子どものまち宣言」を行い、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもの夢や可能性を育む地域社会の実現をめざして取り組みを進めています。

平成15年(2003年)7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本市では平成17年(2005年)3月に「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」を、平成22年(2010年)3月にその後期計画を策定しました。その後、平成27年(2015年)度から国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことを受け、本市においても、平成27年(2015年)3月に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に沿って、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現を推進し、子どもを豊かに育む体験活動の充実や地域における子育てを支援するための施策を推進していく必要があります。

2 子どもたちが、いきいきと自発的・主体的にさまざまな活動に取り組むためには、恵み豊かな自然や産業・歴史・文化、公共施設などをそれぞれの地域で有効に活用するとともに、家庭・学校・地域・行政が連携し子育てを助け合うネットワークの強化が必要です。

3 鳴門市子どものまちづくり推進協議会など各種団体や子ども関係の団体により各地域での行事が開催されているほか、スポーツ少年団活動などを通じて、児童・生徒の健全育成が図られています。また、育児サークル・子ども会などにおいては、他市との交流も活発に行われており、さまざまな活動や体験を通して子どもたちは多くのことを学んでいます。さらに、子ども会を指導する高校生のジュニアリーダーも活躍しています。

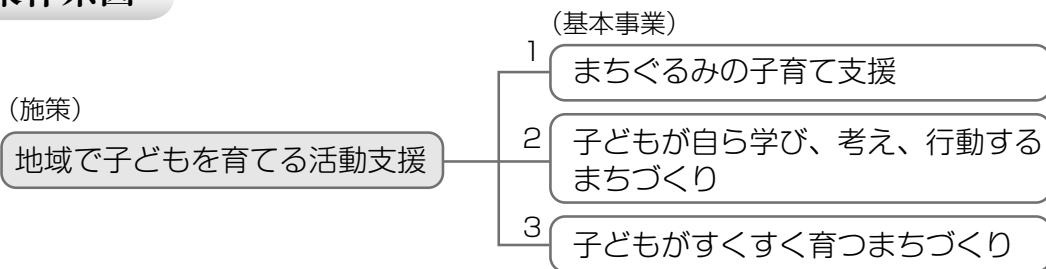
しかし、少子化の進行にともない、多くの団体で会員の確保が課題となっており、活動内容などのあり方を検討することが必要です。こうしたなか、各地域で行われている子どもたちの活動などの情報をニーズに応じて的確に提供するとともに、それを支える新しい指導者の育成や子どもたちが参加しやすい環境づくりが求められています。

4 少子化・核家族化の進行、保護者の就労形態の変化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。次代を担う子どもたちが、心も体も健やかに育つことのできる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み育てられる社会の実現が望まれています。

基本方針

すべての子どもたちが、健やかに生まれ育ち、夢と希望を持って生活できるよう、福祉分野をはじめ、保健・教育・労働など、子どもと家庭に関わる分野が相互連携、並びに情報共有に努め、安心して子どもを産み・育てることのできる環境づくりと地域ぐるみの子育て支援を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 まちぐるみの子育て支援

「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭・地域・企業・行政などさまざまな担い手による協働のもと、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進め、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを総合的に推進します。

また、恋愛・結婚の希望を叶えることができるよう、市内での出会いの機会の創出を図ります。

2 子どもが自ら学び、考え、行動するまちづくり

(1)子どものまちづくりへの参画

まちづくりへの子ども自身の参画を促すため、関係機関などと連携して子どもの意見を聞く機会の確保に努めます。

(2)体験活動の充実

家庭・学校・地域・行政が連携して、子どもが育つ3つの要素である「遊び」・「学び」・「働く」体験を豊かにする活動を推進するとともに、スポーツ活動の充実に努めます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1)子育て支援の充実

「児童福祉」の項 (P.116～118) 参照

(2)子どもの活動を支えるネットワークを活かした体験活動の充実

子どもたちの活動を支援する組織のネットワークである鳴門市子どものまちづくり推進協議会の活動の充実に努めます。また、協議会を通じて、子どもの心を豊かに育むための活動に多くの大人が参加するよう促すとともに、市の関係部局が連携を図り、地域住民・NPO等と協力しながら、子どもたちのための体験活動の充実に努めます。

(3)体験とふれあいの活動拠点の活用

子どもたちが屋内外で自由な活動を行うために、地域住民や関係機関などが連携し、地域の実情をふまえながら、既存施設の有効活用を図ります。また、鳴門ウチノ海総合公園については、体験学習や親子・友だち同士で気軽に参加できるふれあいイベントなどを行うことができる体験活動の拠点として、活用していきます。さらに、クリーンセンター「フクロウと子どもたちの森」を活用し、自然とふれあいながら環境を守る心を育むことができる体験活動の機会の提供に努めます。

(4)情報の収集と提供

子どもたちの活動に関する情報を幅広く収集し、適切に情報を提供するシステムの充実に努めます。

(2)児童福祉

02 児童福祉の推進

～安心して子どもを産み育てることができるまち～

現況と課題

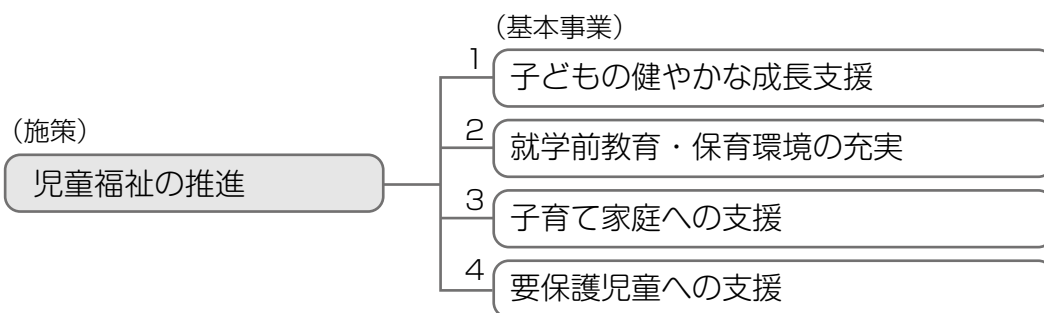
- 1 平成 20 年(2008 年)～ 24 年(2012 年)における平均の合計特殊出生率*は、本市が 1.31 で全国平均(1.38)・徳島県平均(1.43)や他市と比較しても、低い数値となっています。また、0 歳～ 14 歳の年少人口の減少が続き、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。
- 2 少子化や核家族の進行などにより、孤独感や育児不安を感じる人が増えてきています。出産後の母親の孤立や育児不安を解消するために、平成 23 年(2011 年)1 月から、乳児を持つ家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う「鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業」を開始しました。また、軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に発見し、就学年齢までに関係機関の連携により適切かつ継続的な支援をする「保育所における巡回相談事業」も平成 22 年(2010 年)度から実施しています。
- 3 本市には、平成 28 年(2016 年)4 月現在、公立 5 施設(うち 1 か所休止)・私立保育所 15 施設(うち 1 か所休止)、認定こども園 1 施設があります。今後も、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育委員会をはじめとした関係機関との連携を図りながら、就学前の教育・保育の量的拡充と質の向上に取り組みます。また、保育行政の効率化を図るため、公立保育所のあり方や方向性を検討していく必要があります。
- 4 安心して子どもを育てることができるよう、2 か月児からの乳児保育や一時的な保育、開所時間の延長などさまざまな子育て支援を行っています。平成 27 年(2015 年)10 月に開設した子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)や幼稚園・保健・医療・福祉・教育・地域社会などと連携し、今後さらに、妊娠・出産・子育てに係る総合的な相談や多様な支援機能の充実・強化を図る必要があります。
- 5 平成 28 年(2016 年)4 月現在、14 か所の児童クラブ*があります。放課後に学校の余裕教室などを利用して支援員が子どもを見守る体制を整えています。子どもが安心して過ごすことができる場を提供し、さらには、スポーツ関係団体等の連携により、健全な育成を図っています。
- 6 児童虐待や家庭内暴力など家庭での児童養育に関する問題については、家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。母子支援を総括的に行うため平成 23 年(2011 年)4 月からは、女性子ども支援センター「ばぁとなー」に家庭児童相談員を配置し、機能強化を図っています。さらに、関係機関・団体や行政で構成される鳴門市要保護児童対策地域協議会を設置し、未然防止と早期発見に努めるとともに、個々のケースに対応していく体制づくりを図っています。

また、子ども手当など子育て家庭への支援や、児童養護施設への入所など要保護児童への援助なども行っています。

基本方針

すべての子どもが、心身ともに健やかに育成され、未来を担うにふさわしいたくましく心豊かで個性ある人に成長できるよう、家庭・地域・行政が連携を深めながら、多様な体験活動の機会提供や関連施設の整備・機能充実など、より良い育成環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生き育てることができるよう、地域が一体となって子どもと子育て家庭への支援を進める魅力あるまちづくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 子どもの健やかな成長支援

(1) 児童クラブの充実

学校の余裕教室や公共施設の有効活用により、公設民営の児童クラブの充実を図り、共働き家庭等の子育て支援と児童の健全育成を推進します。

(2) 地域活動の促進

子どもが地域や集団の中で創造性や協調性を伸ばすことができる環境づくりや地域活動組織の育成を進めるなど、地域ぐるみの健全育成を促進します。

(3) 情報提供・相談体制の充実

- ① 家庭における保育機能の充実を図るため、関係部署と協力し4か月までの乳幼児家庭全戸訪問を実施し、県や児童委員との連携を深め、地域団体とのネットワーク化を図り、育児情報の提供や相談体制の充実に努めます。
- ② 絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育むため、4か月健診時を活用して絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を贈り親子で絵本に親しむ環境づくりを進める「ブックスタート事業」を推進します。

2 就学前教育・保育環境の充実

(1) 保育サービスの質の確保・向上

- ① 保育所、認定こども園を利用するすべての子どもが良好な環境のもとで教育・保育を受けることができるよう、地域別・年齢別の保育ニーズに対応しサービスの充実を図ります。

②多様化する保育ニーズを見極め、保育施設における一時預かり事業や休日保育事業の維持・推進を図ります。

(2)子育て支援の強化

保育所を開放することにより、パートナー保育園事業を実施し、子育てに関する相談や育児講座の実施を支援し、機能の充実を図ります。

(3)食育の推進

子どもの成長や発達段階に応じた適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、乳幼児の食に関する相談や情報提供を行い、保育所等と家庭が連携して食育の推進に努めます。

(4)巡回相談事業

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、保育所に派遣した医師、臨床心理士が子どもの行動を観察し、発達相談や助言等を行う、巡回相談を関係部署と協力しながら実施します。

(5)保育行政の効率化

①乳幼児数の動向に基づく定員の見直しや公立保育所の適正なあり方を検討するとともに、保育所、認定こども園が果たす役割や機能をふまえながら、効率的な保育行政の運営に向けた取り組みを推進します。

②平成27年(2015年)度から本格施行された子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を推進します。

(6)安全で安心な保育環境の整備

子どもたちが安心して安全に活動できる環境づくりを進めるため、衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、老朽化施設については、国・県の補助制度を活用しながら、耐震改修など施設整備を図ります。

3 子育て家庭への支援

①中学校修了前児童を養育している人に対して支給される子どものための手当、通院・入院治療を受けた場合の子どもはぐくみ医療費助成など、諸制度の充実と周知を推進します。また、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を推進します。

②子どもを持つすべての保護者を支援し、仕事と育児を両立できるよう、ファミリーサポートセンターを支援拠点とし、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、小学生までの子どもが、病気の回復期にあり集団保育等が困難な期間については、子ども健康支援一時預かり事業を継続実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

③乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、地域の身近な場所で育児相談や交流、情報の提供等の機能を兼ね備えた地域子育て支援拠点事業の整備と推進を図っていきます。また、子育て経験者やNPOなど多様な主体の参画による地域の支え合いにより、地域の子育て力を向上させる事業を推進します。

④子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、子育てに関するさまざまな施策や情報を分かりやすく、タイムリーに発信していきます。その際には、スマートフォンなど新しいメディアへの対応を含めて、提供方法について工夫していきます。

4 要保護児童への支援

(1)保護・支援の推進

保護者のいない子どもや虐待されている子どもなど家庭に恵まれない児童に対し、一人ひとりの処遇の充実を図り、保護・支援を推進するため、児童養護施設や里親制度を活用するとともに、関係施設・機関との連携を進めます。

(2)児童虐待の防止体制の強化

児童虐待の未然防止と早期発見を行う体制をさらに強化するため、鳴門市要保護児童対策地域協議会を核として地域支援ネットワークの連携を進め、その支援の充実に努めます。また、女性子ども支援センター「ぱあとなー」と連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。



ブックスタート事業

(3)ひとり親家庭等の福祉

03 ひとり親家庭等の自立支援の推進

～だれもが安心して子育てできるまち～

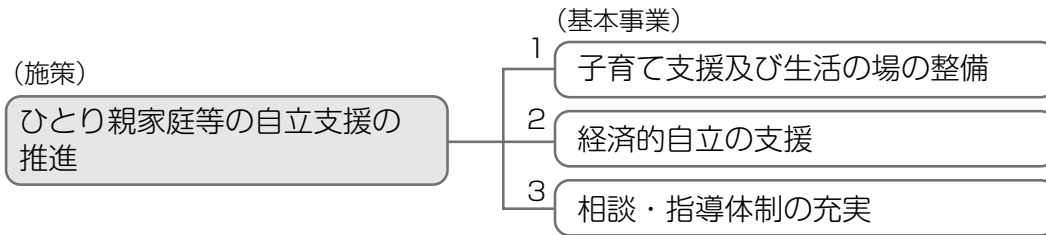
現況と課題

- 1 我が国において、近年の核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、経済的に困窮した家庭にさまざまな困難が生じている中、平成26年（2014年）1月、「子ども貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。こうしたことを受け、本市においては、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ひとり親家庭等への支援について、地域の実情をふまえた取り組みを推進します。
- 2 本市における母子世帯は、平成28年（2016年）4月現在686世帯を数えており、特に最近では、社会構造の変化にともない、離婚の増加等によりひとり親家庭の増加や母親の年齢の若年化が目立っています。こうした状況のもと、母子家庭に対する社会的支援を行うにあたっては、その実情やニーズなどの把握に努め、自立した生活を営めるよう個々のケースに応じたきめ細やかな施策を適切に講じることが求められています。
- 3 父子世帯は、平成28年（2016年）4月現在132世帯で、特に、家事や子どもの養育と就労の両立といったことで悩みを抱えている場合が多くあります。平成22年（2010年）8月から父子家庭にも児童扶養手当の支給が認められ、経済的な問題は改善される傾向にありますが、父子家庭の実情やニーズなどの把握に努め、適切な支援施策を検討することが必要です。
- 4 ひとり親家庭の多くは経済的に不安定な状態であるため、就労機会の確保や職業能力向上の機会充実に努めるとともに、国・県の制度に基づき、遺族基礎年金・遺族厚生年金・児童扶養手当などの支給、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、医療費の助成など、社会的支援を行う必要があります。そのためには、施策や取り組みなどについての情報提供を充実し、地域や社会全体で支援することが必要です。今後も、ひとり親家庭の総合的な相談窓口としての母子・父子自立支援員などの機能強化が必要となっています。

基本方針

ひとり親家庭（母子・父子家庭）と寡婦については、その生活の安定と経済的自立を進め、子どもの健全な育成を図るため、個々のケースに応じたきめ細やかな支援や相談体制及び情報提供の充実に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 子育て支援及び生活の場の整備

- ① 保育所や児童クラブ*の優先入所を進めます。
- ② 生活指導に関する講習会やひとり親家庭等日常生活支援事業及び子どもの生活・学習支援事業を活用し、生活の安定と自立を促進します。
- ③ 家庭での養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を進めます。

2 経済的自立の支援

- ① 児童扶養手当の支給、助産施設への入所や母子生活支援施設への入所扶助、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、養育費の確保支援など、各種制度の周知を図ります。
- ② 就業支援として、就業相談の実施や関連制度を活用するとともに、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業を推進します。
- ③ ひとり親家庭で、父・母や児童が入院を必要とする場合等は、医療費を助成します。
- ④ ひとり親家庭及び若年寡婦の意識の高揚と資質の向上を図るため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の確保に努めます。また、地域活動推進研修会や、児童の健全育成のための各種研修会や講座等の活用を推進します。
- ⑤ 子どもたちの明るい未来を応援するため、貧困の連鎖を断ち切る施策について、広域的な連携とネットワークを活用し推進します。

3 相談・指導体制の充実

総合的な相談窓口としての母子自立支援員などの機能強化を図るとともに、家庭児童相談員・児童委員・主任児童委員などによる相談・指導の充実に努めます。

(1)教育行政 01 教育行政の充実

～未来を担う子どもたちを育むまち～

現況と課題

- 1 地方教育制度は、教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、教育委員会は首長から独立した合議制の機関として設置され、学校の管理運営にあたるとともに、生涯学習、芸術文化、スポーツ等の幅広い分野を担い、教育の機会均等と教育水準の向上を図ってきました。
しかし、地方行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等を目的として、平成26年(2014年)に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。本市においては、平成27年(2015年)8月に鳴門市総合教育会議を設置し、翌年3月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針となる「鳴門市教育大綱」を策定しました。
- 2 平成18年(2006年)に策定した鳴門市教育振興計画に基づき、各種教育施策を進めてきましたが、教育を取り巻く環境や社会経済情勢の変化を受け、平成28年(2016年)3月に本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第二期鳴門市教育振興計画」を策定しました。
- 3 平成20年(2008年)5月に策定した本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」に基づき、将来にわたって本市の子どもたちに望ましい教育環境を提供するため、学校(園)の再編を進めてきました。平成28年(2016年)5月1日現在、本市の学校(園)については、幼稚園17園(うち休園4)、小学校17校(うち休校3)、中学校5校1分校となっています。
- 4 本市では、学校(園)が保護者や地域住民の意向を把握、反映するため、すべての幼稚園、小・中学校に学校(園)評議員制度を導入しています。また、さらに透明性の高い開かれた学校(園)経営が求められており、学校(園)評価システム鳴門プランを導入し、自己評価・学校関係者評価を実施しています。
- 5 本市では、学校(園)ごとに通学・通園区域を定める指定学校制を採用していますが、平成26年(2014年)3月に、地域とのつながりや子育て支援への配慮を目的として、指定校(園)変更許可認定基準を見直しました。また、少人数学級に取り組んでおり、1学級あたりの人数は、幼稚園で30人以下、小学校1年生～中学校1年生が35人以下、中学校2、3年生が40人以下を学級編成基準としています。
- 6 学習指導要領の改訂により、授業時数の確保が求められるなか、本市では、授業時数の確保を目的として、平成17年(2005年)度から、すべての幼稚園、小・中学校で二期制を採用しています。また、平成27年(2015年)度から、すべての中学校で夏季休業日の短縮を実施しています。
- 7 本市の学校給食は、各学校で実施している自校調理方式(4中学校、11小学校・10幼稚園)と大麻学校給食センターでの共同調理方式いわゆるセンター方式(1中学校・3小学校・幼稚園)により、すべての学校(園)で完全学校給食を実施しています。しかしながら、自校調理方式の調理場では、施設・設備の老朽化等の問題が生じていることから、今後も幼・小・中の完全学校給食を安定的に継続していくため、国の補助を受け、新学校給食センターの建設工事に着工しました。

平成29年（2017年）8月の稼働に向けて、運営体制や食材供給システム、配送先の学校の対応等について、総合的に検討し、準備を進める必要があります。

- 8 新給食センター移行後も引き続き、豊かでより質の高い、安全で安心な、しかも安価で安定した学校給食の提供に努めます。

また、学校給食を通じた食育の推進として、平成22年（2010年）9月より、毎月19日を「なると学校給食の日」と定めており、“給食発！ふるさとの味”をテーマに鳴門の特産物を使った料理や、徳島県の郷土料理を献立に取り入れるなど、地産地消に努めるとともに、地域の食文化や産業に理解を深めてもらう取り組みを進めています。

- 9 教育委員会に教育支援室を設置し、学校現場への教育支援を行っており、今後より一層の教育支援機能の整備充実が求められています。

教育研究所では、情報教育推進のためのコンピューターや情報機器の整備を行うとともに、外国語（活動）教育の推進を図るため、ALT（外国語指導助手）の確保に努めてきました。今後においても、ICTを活かした児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、学習指導要領改訂にともなう小学校外国語教育の早期化・教科化の全面実施や中学校英語の授業時数の増加を見越してALTの増員や運用体制の拡充を図る必要があります。

また、いじめや不登校については、人権や命に関わる極めて重大な問題であることから、その未然防止や早期発見、早期対応などの取り組みが重要です。本市が設置している適応指導教室（うず潮教室）では、教育相談や自立支援などの対応を図っていますが、今後も学校や保護者と積極的に連携・相談しながら、児童生徒の個々の状況に応じた効果的な取り組みを行っていく必要があります。

青少年センターでは、子どもたちが安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するため、地域安全ネットワークの構築や青少年の非行防止、更正指導や環境浄化に努めています。特に、子どもの安全確保対策については、関係諸機関との連携強化やボランティアによるスクールガード*の充実に努めるなど、地域で子どもを守るきめ細かな取り組みが重要となっています。

- 10 学校（園）施設については、昭和40年（1965年）代から昭和50年（1975年）代に建築された建物が全体の約80%に及び、老朽化が進んでいる状況となっています。

施設の耐震化については、これまでの取り組みの結果、平成22年（2010年）度末時点で52.2%であった小・中学校の耐震化率が、平成27年（2015年）度末時点では96.7%となり、未整備の施設も順次整備を進めているところです。

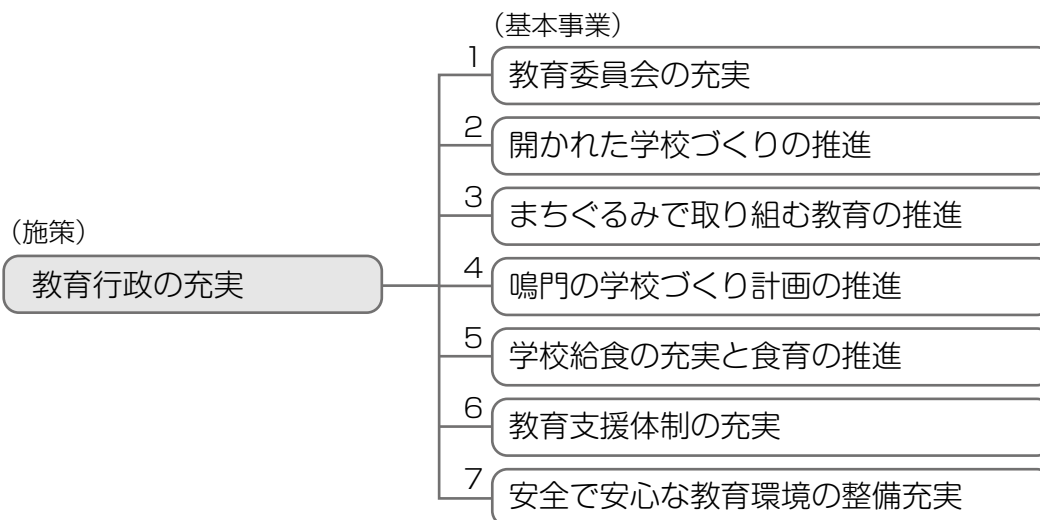
しかしながら、老朽施設の長寿命化や、トイレ環境の整備、エアコンの整備などの新たな課題に対し、国や県の支援策を有効に活用し、子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備を進めていくことが急務となっています。

基本方針

地域に根ざした教育行政を展開するため、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、教育委員会の活性化を図ります。また、子どもたちに将来にわたって望ましい教育環境を提供するため、新たな「鳴門の学校づくり計画」に基づき学校（園）再編に取り組むとともに、家庭や学校地域との連携のもとで開かれた学校（園）づくりを進めます。

また、豊かでより質の高い、安全で安心な学校給食を実施し、食育と地産地消の推進に努めます。さらに、学校教育や社会教育における教育支援体制の構築を図るとともに、安全で安心な教育環境の整備充実を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 教育委員会の充実

(1)教育委員会の活性化

- ① 地方分権時代にふさわしい、より地域に根ざした教育行政を展開するため、保護者、地域住民、関係諸機関との連携、協力を図りながら、教育委員会の活性化に努めます。
- ② 教育行政に対する多様な意向を的確に把握するため、学校教育・社会教育などの教育関係団体等との意見交換等を行い、開かれた、信頼される教育委員会をめざした取り組みを推進します。

(2)教育委員会組織と指導體制の充実強化

- ① 教育委員会指導主事等の専門的職員の配置を充実します。
- ② 学校（園）の裁量権の拡充、事務等の合理化・負担軽減など、自主的な学校（園）運営の促進を図ります。

(3)教職員の人材確保と待遇の改善

県教育委員会に対し、有能な教職員の確保と適正な人事異動を強く要望するとともに、臨時教員の人材確保と待遇の改善に努めます。

2 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校からの情報発信を充実し、開かれた学校づくりの推進のため、保護者や地域との交流を推進します。
- ② 学校評議員制度を通じて学校評価等を進め、教育活動を点検し運用体制の改善と教育活動の充実を図ります。
- ③ 教育活動その他の学校運営について積極的に情報を提供するとともに、自己評価及び学校関係者による評価を実施し、結果の公表と説明に努め、組織的継続的に教育活動の改善を図ります。
- ④ 開かれた学校づくりを推進するため、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるコミュニティ・スクール*の研究を行います。

3 まちぐるみで取り組む教育の推進

- ① 学校や保護者、地域の意見をうかがいながら、学期制度のあり方や授業時数の確保のための取り組み、土曜授業の実施を検討します。
- ② 今後も県と連携して少人数学級を推進します。

- ③学校や地域の教育活動を支援するため、地域の人材や資源等を生かすことができるネットワークづくりを検討します。

4 鳴門の学校づくり計画の推進

- ①子どもたちが将来にわたってより質の高い教育を受けることができる計画とするよう、保護者や学校への理解を求めながら、鳴門の学校づくり計画の見直しを行います。
- ②公立幼稚園の再編については、私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見もふまえながら、市全体の就学前教育・保育という観点から公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

5 学校給食の充実と食育の推進

(1)学校給食の充実改善

幼稚園、小・中学校の完全学校給食を今後も安定的に実施するため、総合的に市内の学校給食のあり方とその運営方法、実施体制を検討し、新学校給食センターの建設及び稼働への準備を着実に進めます。

(2)献立内容の充実と地産地消・食育の推進

- ①安全なアレルギー対応食の提供や、園児・児童・生徒の趣向や栄養バランスを考慮した給食の安定提供について、学校、関係機関が協議することで、給食内容の充実を図り、子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進します。
- ②子どもたちが学校給食を通じて、より身近に地域の自然、食文化、産業等について関心を持ち、また、理解を深める事ができるよう鳴門の特産物を中心に地域の特産物を使った料理や、徳島県の郷土料理を学校給食の献立に取り入れ地産地消に積極的に取り組みます。なお、毎月19日を「なると学校食育の日」とし、給食献立を活用した食育を重点的に推進します。

6 教育支援体制の充実

(1)教育の情報化の推進

- ①電子黒板をはじめとするICT機器の整備・充実に努めるとともに「鳴門市教育の情報化推進協議会」による情報教育に関する研究・研修を一層促進します。
- ②学校におけるデジタルコンテンツの利活用を促進するとともに、ICTを活用した情報教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、インターネットやネットワーク利用における情報モラルやセキュリティについての教育を進めます。

(2)教職員研修及び教育研究の推進

教職員の研修環境、研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、教育内容や指導方法等の調査・研究を推進します。

(3)外国語指導助手招致事業の活用

外国語指導助手（ALT）の確保を図り、小学校外国語教育ならびに中学校英語教育の充実と国際理解教育のより一層の推進に努めます。

(4)不登校問題相談事業の充実

不登校については、その要因、背景が多様であることから、うず潮教室において、相談活動の充実を図り、早期対応を基本とし、学校や家庭と連携し、学校復帰を支援し、社会的自立に向けての取り組みを推進します。

(5)安全確保対策の推進

- ①各中学校区で補導員連絡協議会を組織し、地域ごとに計画的・組織的な防犯、補導活動に努めるとともに、鳴門警察署及び鳴門市防犯協会と連携し、各学校（園）での「誘拐防止教室」や「不審者侵入時対応訓練」等を実施します。
- ②保護者・学校・地域及び関係機関が不審者情報の共有を図り、事件や事故等の未然防止に努めるとともに、通学路等の安全点検を実施し、子どもの安全確保に努めます。

- ③登下校時の子どもの安全対策として、地域のボランティアの方々によるスクールガードリーダーや子ども見守り隊を小学校区単位で配置しており、今後さらに、その活動内容の充実と支援を行います。

(6)青少年の非行防止活動の推進

- ①学校や関係機関と連携を図り、効果的な補導活動を実施するとともに、問題のある児童生徒については、補導後も適切な継続指導に努め、生活習慣の確立や学校生活への早期復帰を支援します。
- ②青少年への有害図書等の回収ポストの設置などによる有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ③活動概要「みちびき」や「ハマボウ」等の広報誌を通じ、非行防止や健全育成の広報活動を積極的に推進するとともに、「うずっ子ダイヤル」の活用など、子どもの悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。

(7)学校と地域社会の連携による教育支援の充実

- ①学校現場を支援するため、保護者、スポーツ指導者、伝統文化継承者、さらに企業等の専門家など、地域住民の方々による教育ボランティア制度を導入・拡充します。
- ②家庭訪問や地区懇談会、地域ぐるみの学校行事、PTA 活動の活性化など、学校と地域の方々との交流をさらに深め、家庭や地域の教育力を高めるとともに、学校経営に生かした取り組みを推進します。
- ③総合学習を中心として、積極的に地域教材を取り入れるとともに、インターンシップ*やボランティア活動など、校外活動の充実を図ります。また、病院や老人ホーム、地域の団体などとの交流活動や地域の自然環境との関わりを大切にする取り組みを進めます。

7 安全で安心な教育環境の整備充実

(1)学校（園）施設の整備・充実

- ①学校（園）施設の耐震化については、窓ガラスや照明器具等の非構造部材も含めた未整備施設の耐震化対策工事の早期完了をめざします。
- ②学校施設の長寿命化計画を策定し、老朽施設の再生による効率的、効果的な整備を進めます。
- ③学校（園）に設置している大便器について、子ども達の生活スタイルの変化等に対応するため、洋式トイレの設置を進めるとともに、老朽化したトイレの環境改善のための改修を、計画的に推進します。
- ④夏場の厳しい暑さや冬の寒さから児童達の健康を守り、学習意欲の向上につなげることを目的に、市内小学校において日常的に使用する普通教室へのエアコンの設置を推進します。

(2)学校（園）の防犯対策整備の充実

不審者対策など学校の防犯強化のため、門扉・フェンス・防犯灯・防犯ブザー・緊急通報用インターホンなどの修繕・更新を行います。また、「防犯カメラとセンサーライト」の設置を計画的に推進します。

(3)子どもの健康・安全対策整備

衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、遊具や器具等について、点検・整備を行い、安心して活動できる環境づくりを進めます。

(2)学校教育 (①幼稚園教育)

02 幼稚園教育の充実

～元気な体と豊かな心を育てるまち～

現況と課題

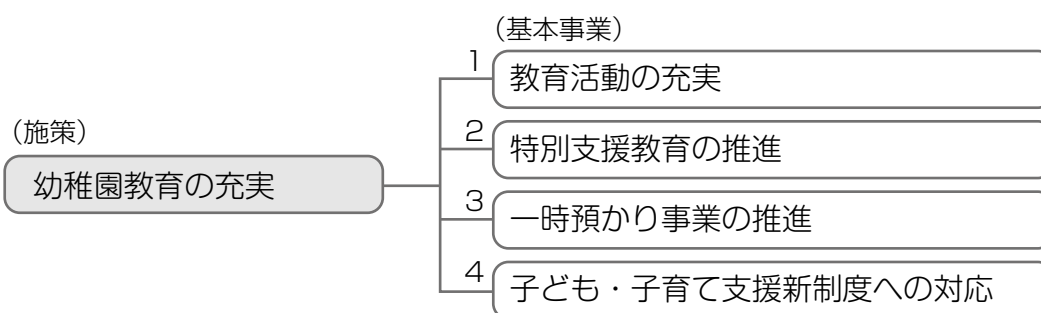
- 1 本市には、各小学校に併設された17の公立幼稚園（うち4園休園）と私立幼稚園が1園あり、市立幼稚園では、基本的に4・5歳児を対象とした2年保育を実施しています。平成28年（2016年）5月現在、園児数は703人で、4・5歳児の80%以上が就園しており、就学前教育の場として定着しています。
- 2 近年の急速な少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化にともない、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。こうしたなか、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年（2015年）度より、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本市においても、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが求められています。
- 3 少子化の進行により、公立幼稚園に就園している園児数は、昭和55年（1980年）度の2,006人から、平成28年（2016年）度には703人となり、約65%減少しており、今後さらに減少することが予測されています。このように将来、園の小規模化は一層進み、多様な教育活動を展開するうえで支障をきたすなど、幼稚園運営により深刻な課題が生じることが懸念されています。
- 4 文部科学省は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、平成20年（2008年）3月に「幼稚園教育要領」を告示し、①発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実、②幼稚園生活と家庭生活の連続性をふまえた幼稚園教育の充実、③子育ての支援と預かり保育の充実の3点を今後のめざす方向性として示しました。こうした動向を受け、県においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨である質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実をふまえた幼児教育の充実を図るため、平成27年（2015年）3月に「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」を策定しています。
- 5 特別な支援を必要とする幼児に対し、早期から支援が行えるよう、早期発見に努めるとともに、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性の向上を図り、幼児一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を、計画的・組織的に行う必要があります。
- 6 また、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園における「学び」の成果を小学校教育につなげていくことが重要です。このため、小学校や保育所、認定こども園との連携を深め、教員同士が相互理解を図りながら、発達や学びの連続性の見通しをもって接続期の教育課程のあり方を検討するなど、接続を円滑にすることが求められています。
- 7 県下に先駆けて、昭和57年（1982年）度から預かり保育（現・一時預かり事業）を

実施しています。現在、公立幼稚園の12園において、長期休業日も開設し約66%の園児が利用しており、土曜日も5園で開設しています。平成27年（2015年）度からは、子ども・子育て支援新制度への移行にともない、一時預かり事業として実施しています。

基本方針

一人ひとりが心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる就学前教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した子育て支援に取り組みます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 教育活動の充実

- ①子どもの発達段階に応じた計画的な教育活動を推進します。
- ②保育所、認定こども園、小学校、地域と連携し、子どもの発達段階に応じた課題等を共有し、スムーズな就学への取り組みを進めます。
- ③計画的な教員採用と臨時教員の適正配置に努めるとともに、研修等による教員の資質の向上を図ります。

2 特別支援教育の推進

「義務教育」の項（P.131）参照

3 一時預かり事業の推進

一時預かり事業や未就園幼児の親子登園等の取り組みを通じて、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

4 子ども・子育て支援新制度への対応

私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見もふまえながら、市全体の就学前教育・保育という観点から公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

(2)学校教育 (②義務教育)

03 義務教育の充実

～質の高い教育を進めるまち～

現況と課題

- 1 平成 28 年（2016 年）5 月現在、本市には小学校 17 校（内 3 校は休校）、中学校 5 校と 1 分校があり、児童数は 2,649 人、生徒数は 1,455 人となっています。平成 37 年（2025 年）には、児童数が 2,329 人（約 12%減）、生徒数が 1,311 人（約 10%減）となることが予測され、今後も児童生徒数の減少が進みます。
- 2 平成 27 年（2015 年）度全国学力調査の本市の平均正答率は、国・県の平均正答率を下回っている教科があり、判断力や表現力、学習意欲、学習習慣の点で課題がみられます。また、自然体験・生活体験等、子どもたちの学びを支える体験が不足し、人やものに関わる力が低下しているなどの課題も明らかになっています。本市においては、小中学校教育において、基礎的な学力を身に付けることや、子ども自らが考え主体的に判断する学習が求められる一方、子どもの教育・能力向上のために習い事をさせる保護者も多く、学力向上への関心も高いことから、より一層の学力向上への取り組みが求められます。
- 3 グローバル化に代表される近年の社会構造の変化や、保護者の価値観の多様化、家庭や地域の変化にともない、学校教育に対する要請が多様で高度なものとなっています。子どもの個性や能力を重視した教育の実現、国際人材としての活躍や一人ひとりの社会的、職業的自立に向けたキャリア教育、不登校や特別な配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細かな指導の充実等、社会の変化に柔軟に対応しながら、さらに学校教育の質を高めていく必要があります。
- 4 各学校・園では、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服する適切な指導及び必要な支援を行っています。今後、教育と福祉・保健・医療の関係機関等が連携を図りながら、障がいのある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行う必要があります。
- 5 東日本大震災の被害を目の当たりにし、かけがえのない命を守るため、学校施設の耐震化をはじめ、学校と家庭、地域が連携して災害の内容や規模に応じた避難訓練を行うなど、それぞれの地域の実情に即した防災対策が進められました。
しかし、平成 28 年（2016 年）熊本地震では、従来の想定を超えた被害が発生しており、本市においては、南海トラフ地震をはじめとする、自然災害やさまざまな危機的状況に備えるため、学校、家庭、地域が連携した取り組みを継続していくことにより、危機対応力を強化していく必要があります。
- 6 携帯電話やスマートフォンの普及により、子どもの安否確認が容易になるとともに、インターネットや情報通信機器の利用による学習効果が期待されています。その一方で、情

報通信機器を介した子ども同士のコミュニケーションのあり方が変容するなかで、大人の目の届かない所で、人間関係のもつれや、いじめ、事件や事故に巻き込まれる可能性の増加等の問題が指摘されています。このため、子どもたちが情報通信機器を適切に使用する能力を養うとともに、情報通信機器を使用するうえでどのような危険があるのかを教え、学校、家庭、地域での使用ルールづくりとその徹底を行っていく必要があります。

7 学校におけるいじめや不登校については、子どもの生命や人格形成に関わる重大な問題であり、未然防止と早期対応が必要です。また、地域と家庭の関わり合いの薄れ、保護者以外の大人に接する機会の減少等を背景とし、子どもが、思いやりやがまん強さに欠ける、あいさつができない、決まりが守れないなど、本市でも子どもの道徳心や公共心が低下していると感じる方が増えています。今後は子どもの道徳心や公共心育成について、家庭や学校での教育を確実にするとともに、子どもと地域の関わりを増やすこと等が求められます。

8 近年、板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜と市民の交流の歴史を伝える活動や、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地としての取り組み、また、渦潮や四国霊場八十八か所の世界遺産化への取り組み等、本市の歴史や文化を新たな地域資源として活用する取り組みが行われています。すべての人が地域の歴史や伝統、文化について学ぶなかで、郷土を誇りに思う心の育成や新たな地域資源を掘り起こすきっかけとしていくことが期待されます。

■児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）

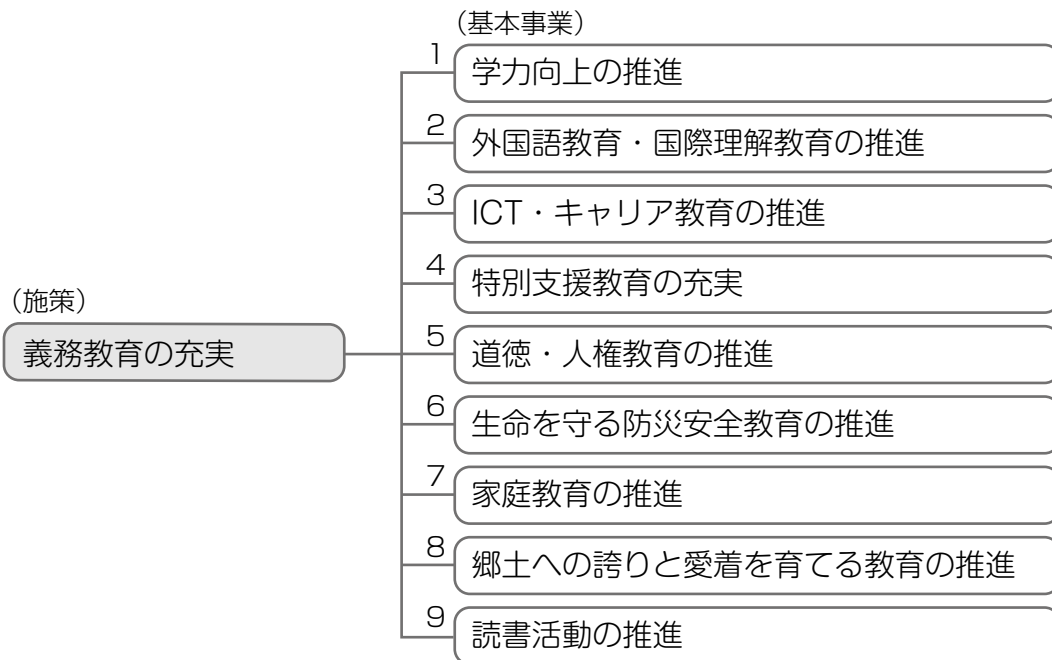
	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成 24 年	17 (休校 1)	155	2,997	6	65	1,586
平成 25 年	17 (休校 1)	155	2,881	6	62	1,547
平成 26 年	17 (休校 1)	158	2,816	5	61	1,561
平成 27 年	17 (休校 3)	148	2,704	5	64	1,545
平成 28 年	17 (休校 3)	149	2,649	5	63	1,455

(資料：学校教育課)

基本方針

急速な社会の変化に柔軟に対応する力、自ら学び考える力を備えた子どもを育成し、子ども一人ひとりの発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。また、自ら学び考える学習や多様な体験活動を通じて、子どもたちの将来の選択肢と可能性を拓ける学力の向上を推進します。さらに、人権尊重や行動を育てる人権教育に取り組むとともに、ふるさとへの誇りや愛着を育み、社会の発展に貢献する人材の育成をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 学力向上の推進

- ①「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学力ステップアップテスト」に参加し、調査結果を基にした課題把握と授業改善に取り組みます。
- ②学力向上実行プランに基づき、学校ごとに自らの教育活動の検証・改善を組織的に進めるとともに、教員の指導力向上を図ります。
- ③家庭学習の手引き等を活用し、家庭での学習支援と定着を図ります。
- ④学校関係者や有識者、市教育委員会で組織する鳴門市学力向上推進委員会を設置し、各学校が連携して情報収集や調査結果の分析を行うとともに、具体的な対策について研究を進め、全市一体となった取り組みを進めます。

2 外国語教育・国際理解教育の推進

- ①ALT（外国語指導助手）を市内幼稚園、小中学校に派遣し、国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- ②小中学校教員の指導力向上に向けた授業支援・研修等を実施します。
- ③中学生への英検受験料補助を行い、受験率の向上をめざします。
- ④意識調査や英語能力判定テストを通じた実態把握に努めるとともに、指導改善に生かします。
- ⑤研究指定校（地区）を設け、先行研究を進め、市全体の外国語教育の推進へとつなげます。
- ⑥小学校外国語活動の充実に向けて、外国語活動支援員等を配置し、豊かな授業づくりの充実に努めます。
- ⑦希望する学校に小学校外国語活動と中学校英検指導のサポートとして、鳴門教育大学

の学生サポーターを派遣します。

- ⑧児童生徒の意欲向上に資するため、海外で活躍する人の講演会やイングリッシュキャンプ等を実施します。

3 ICT・キャリア教育の推進

(1)ICT 教育の推進

- ①「わかる授業」を展開するための電子黒板等の ICT 機器の効果的な活用に関する取り組みを進めます。
- ②電子黒板や ICT 機器等、教育の情報化に対応した教育環境を構築し、鳴門教育大学と連携した校内研修、授業研究会等を支援します。
- ③教職員の情報教育機器活用能力の向上のため、訪問指導や授業支援を行います。
- ④インターネットやスマートフォンを使用するうえでの注意点や危険性を各家庭に周知するとともに家庭での使用ルールづくりを支援します。

(2)キャリア教育の推進

- ①各学校において、キャリア教育年間計画に基づき、学校全体でキャリア教育に取り組みます。
- ②職場体験、インターンシップ*等の体験活動を通じて、子どもたちのキャリア発達を促す教育を推進します。
- ③教職員に対して、キャリア教育の推進に向けた研修を行います。

4 特別支援教育の充実

- ①個別指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。
- ②校内支援体制と教職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育への理解を図るため家庭や地域への普及啓発を推進します。
- ③個別に特別な支援を要する幼児児童生徒に対し、学習や生活の支援を行う特別支援教育支援員、学生ボランティアによる特別支援教育サポーターを配置します。
- ④医師、大学教員等、各分野の専門家で組織する教育支援委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを活用し、保護者との相談を重視し早期支援に努めます。
- ⑤特別支援教育推進組織として、地域連携協議会を設置し、子どもの発達・教育相談会の開催、個別ケース会議、教職員研修等を実施します。

5 道徳・人権教育の推進

(1)道徳教育の推進

- ①道徳教育の全体教育に基づき、発達段階に応じた道徳教育を推進します。
- ②教育活動全体を通じて、子どもたちの豊かな情操を育てる教育と道徳教育の充実に努めます。
- ③教員の道徳教育への理解を深めるとともに、教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

(2)人権教育の推進

「人権」の項 (P.85) 参照

6 生命を守る防災安全教育の推進

- ①家庭や地域と連携した避難訓練を実施するなど、継続した防災安全教育を進めます。
- ②学校における危機管理マニュアルの整備や連絡体制の整備を引き続き実施します。
- ③通学中の児童生徒の安全確保のため、通学路の安全点検や通学中の見守り活動を実施します。

7 家庭教育の推進

- ①幼稚園、小学校、中学校のPTA家庭教育学級等において、保護者を対象とした家庭での子育てや家庭教育に関する学習活動を支援します。
- ②各学校において家庭学習の手引き等の周知啓発を行い、子どもの家庭学習を支援します。
- ③子育てに関する相談や支援を充実するとともに、経済的な理由により就学が困難な家庭の支援を行います。

8 郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進

- ①身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切に作る心を育て、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚を養います。
- ②小学生の阿波踊りの習得、中学校でのベートーヴェン「第九」交響曲の学習を進めます。
- ③「なると第九」については、「第九」アジア初演の地であるという歴史的背景や郷土の友愛の歴史を学ぶことにより、「第九」に親しみ、郷土の誇りとして後世に引き継ぐことができるよう、幼稚園、小学校、中学校と各発達段階に応じた学習を進めます。
- ④生涯学習まちづくり出前講座や各種学級等を通じた、郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進に努めます。

9 読書活動の推進

- ①すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努めます。
- ②学校図書館サポーターと司書教諭の連携による読書活動の推進を図るとともに、学校での読書活動の充実に向け、学校司書の配置を含め学校図書館の充実を図ります。
- ③読書の生活化プロジェクトへの参加や全校一斉読書の推進等を通じて、児童生徒の読書活動の充実を図ります。



小学校へのALT派遣



「なると第九」学習発表会

(3)大学連携

04 大学連携の推進

～大学とともに学び、向上するまち～

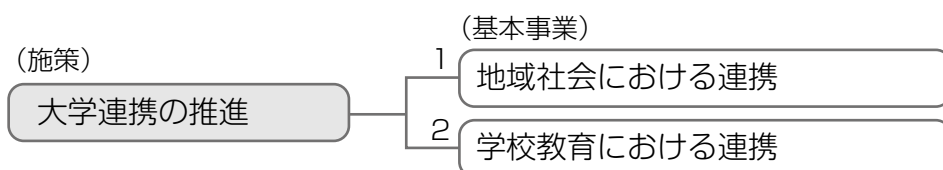
現況と課題

- 1 鳴門教育大学は、地域とともに歩む開かれた大学として、さまざまな分野で本市との交流・協力関係を築いてきました。
- 2 鳴門教育大学とはこれまでも、意向書や覚書を締結し、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応等を図るために、市教育委員会と大学が連携・協力して、次代を担うひとづくりを進めてきました。さらに、平成20年(2008年)には、「鳴門教育大学教職大学院」が設置され、連携協力協定を締結し、平成25年(2013年)2月に「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」を締結しました。今後、鳴門市の学園都市化構想が現実のものとなるよう、鳴門教育大学とより深化した協力・連携関係を構築していかねばなりません。
- 3 また県内の徳島大学とは平成25年(2013年)度に、四国大学とは平成26年(2014年)度に連携協定を締結し、徳島文理大学等とも連携しながら、各種大学からさまざまな専門分野の協力を得て、事業実施や課題解決に向けた取り組みを行っています。
- 4 今後、時代の変化や多様化する市民ニーズに対応していくため、文化遺産及び歴史資料などの共同研究事業、インターンシップ*事業、特別支援教育サポーター、部活動等支援サポーター、協力校実習などの具体的活動や協力事業を通じ、各大学と連携を一層強化していくことが求められています。

基本方針

教育・文化・環境・国際交流・福祉など、さまざまな行政分野において、鳴門教育大学をはじめとする近隣の各大学の教育資源を活用し、より緊密な相互協力関係を築いていきます。また、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応や本市の学園都市化構想の実現を図るため、連携・協力して実践的な研究及び活動を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地域社会における連携

(1)文化遺産及び歴史資料等の共同研究

本市のさまざまな文化遺産や歴史資料など、郷土の文化の大切さを子どもたちに教えるとともに、共同研究などについても検討し、地域文化の向上を図ります。

(2)生涯学習事業及び教育文化講演会等の開催

鳴門教育大学が提供する公開講座や教育・文化フォーラムなどのシンポジウム・講演会の開催を積極的に支援します。

(3)国際交流活動の推進

鳴門教育大学の外国人留学生が、各小学校を訪れ交流をするなど、国際交流活動の推進を支援します。

(4)各種審議会や委員会等への大学教員の参画

各種計画策定における審議会委員、研修会講師などに鳴門教育大学をはじめとする大学教員の参画を促進します。

(5)地域活動への参画

各大学が地域生活に密着した地域活動に積極的に参画するよう働きかけていきます。

2 学校教育における連携

(1)学園都市化構想の推進

- ①鳴門教育大学との連携のもと、学生による学習活動を支援する学習支援サポーター、特別支援教育サポーター、部活動等支援サポーター、中学校英検学生サポーター等の取り組みを進めます。
- ②児童図書室等の大学施設や教育支援講師等の派遣等、鳴門教育大学の教育資源を有効活用する取り組みを進めます。
- ③鳴門教育大学との連携について、市民への広報強化に取り組めます。

(2)校種間連携の推進

- ①各中学校区において、幼稚園、小中学校の円滑な接続が図られるよう、校区の実情に応じた連携を進めます。
- ②鳴門教育大学と連携しながら、幼稚園から小中学校までの11年間を見通した教育の制度化実現に向けた研究を行います。
- ③鳴門中学校区においては、鳴門教育大学との連携のもと、保育所、幼稚園、小中学校の連携の研究を行います。
- ④瀬戸中学校区においては、幼小中一貫教育に向けて、教員を対象とした研修会を行うなど、連携強化に取り組めます。

(1)生涯学習

01 生涯学習の推進

～みんなが学ぶことができるまち～

現況と課題

1 本市では、生涯学習に関わる事業として、高齢者学級や女性学級、成人学級をはじめとする各種学級のほか、さまざまな講座等を開設するとともに、社会教育団体の指導育成などを行っています。今後は、それらの生涯学習活動をより効果的に支援するため、学習グループのリーダー養成を推進し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学べる生涯学習社会の実現に向けた施策を展開していくことが求められています。

これまで生涯学習の推進は、個々人の趣味や教養を高めるためのさまざまな学習機会の提供や場の整備、情報提供などに重点が置かれてきた傾向にあります。今後、社会が急速に変化していくなかで、人々が心豊かに暮らしていくためには、自らの地域社会に目を向け、主体的に関わることができる人を育むとともに、学習で得た知識や技術を地域社会で生かし、自立や社会貢献を図ることのできる取り組みが求められています。また、さまざまな学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた学習・啓発も進めていく必要があります。

2 少子化、高齢化が進む一方、情報化社会の進展など社会の変化にともない、生涯学習活動の拠点である公民館の果たす役割はますます大きくなってきています。本市では、大規模公民館9館、小規模公民館3館を拠点として生涯学習の推進に努めています。さらに、近年、市民の防災や環境問題への意識の高まりや地域自治活動の活性化にともなう住民のニーズに柔軟に対応するとともに、地域住民の自主的・自発的な活動の促進を図るため、平成16年(2004年)度から大規模公民館では各地区自治振興会やNPO法人*に公民館業務の一部を委託し、公民館の弾力的な運用を図り、地域に根ざした活動を展開しています。今後、さらに公民館の施設・設備の充実を図り、耐震性能の充実に努めるとともに、小規模公民館については地域住民の意見を尊重し、可能なものについては、集会所などそれぞれの役割にふさわしい施設として活用を図る必要があります。

3 娯楽や嗜好の多様化、社会環境などの変化にともない、青少年を取り巻く教育環境の悪化、家庭や地域社会の教育力の低下等が懸念されるなかで、青少年の規範意識や道徳心・自立心の低下といった深刻な状況が顕在化しています。

青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通してさまざまな人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、それらの連携によってさまざまな活動機会を提供することが求められています。

本市においては、“地域で子どもを育てよう”のスローガンのもと、社会教育活動としての青少年の健全育成に関する市民の関心は最近特に高くなってきています。これらの市民活力を有効に活用し、その活動を支援するため、学習プログラムや指導者に関する情報提供や、地域の教育施設の有効活用を積極的に推進するとともに、指導者の育成を図ることが今後さらに重要となっています。

さらに、人権尊重社会の実現とあらゆる差別解消を担いする青少年を育成するため、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進することが重要です。

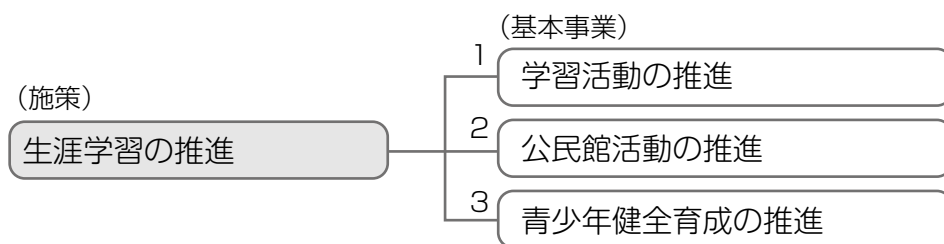
基本方針

市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、市民の積極的な学習活動を促進し、人材の育成とともに、地域の教育力活性化に取り組みます。また、生涯学習活動を通して人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる学習の場において人権教育・啓発に努め、差別のない明るい社会を築いていきます。

公民館は、生涯学習とコミュニティ活動の中心的な役割を担い、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に学べ、集えるよう、公民館の多機能化を推進し、“地域が公民館を育てる”という視点に立って、地域の人材を発掘し、指導者の育成とボランティア活動の促進に努めます。

次代を担う青少年を育成するため、地域社会と一体となって子育て環境を整備し、家庭教育学級の充実を支援するとともに、子どもたちの居場所づくりや体験活動、奉仕活動等の機会提供の充実に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 学習活動の推進

(1)指導者の育成

市民の生涯学習に関する相談・指導体制を強化するため、社会教育関係職員や社会教育指導員のコーディネート能力などの資質向上に努めるとともに、各種学級・講座や各社会教育団体のリーダー養成を支援するため、指導者研修などを充実します。

(2)社会教育団体の育成・支援

社会教育団体の活動をさらに活性化するため、各種機関・団体との連携を密にし、団体相互の協力体制や情報交換ネットワークの強化を図るとともに、団体活動の先進事例や講師に関する情報、活動財源に関する情報の提供に努めます。

(3)各種学級・講座の充実

市民による自主的かつ主体的な学習活動の充実・強化を図るとともに、多様な学習ニーズに応えるため、各種学級・講座や生涯学習まちづくり出前講座などの学習内容の充実と学習方法の改善を図ります。

(4)人権学習の推進

子どもから高齢者に至るまであらゆる年代層の学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現も視野に入れた人権学習を今後とも積極的に推進します。

2 公民館活動の推進

(1)施設の整備・充実

地域の生涯学習の拠点として、それぞれ地域に根ざした公民館活動が展開されていますが、その施設の多くが老朽化しており、住民のニーズに十分対応しきれていない面もあることから、今後、段階的に修繕等で施設・設備の改善を図るとともに、小規模公民館については、地域の実情を考慮し、可能なものについては集会所等それぞれ役割にふさわしい施設として使用できるよう検討していきます。

(2)公民館多機能化の推進

時代の進展とともに地域の実情も変化しており、多様化する地域住民のニーズに応えるため、今後は学習の中に身近な日常生活やまちづくりに関するもの、また、地域の実情に即した課題等を各種学級・講座に組み込み、公民館活動への参加者拡充を図るとともに、地域のコミュニティづくりを支援します。また、地域の各種団体や地域住民の参加を得て、公民館祭りや文化祭などを開催し、地域の連帯意識の高揚を図ります。

3 青少年健全育成の推進

(1)指導者の育成

子ども会指導者養成講座「杉の子学校」及び、各小学校地区でのリーダー研修会の充実を図ることで、子ども会や青少年育成団体の指導者研修に対する支援を強化します。また、高校生や青年リーダーの研修に努めることで、ボランティア精神を培い、次代の指導者の養成を促進します。

(2)青少年団体への支援

青少年団体への指導者の紹介、各種補助事業等の情報提供や申請手続き、各種交流事業などへの支援を行います。

(3)地域の教育力向上

「地域で子どもを育てる」をめざして、小学校校区ごとに地域の保護者や青少年育成団体等地域の方々の参画を得て、放課後や休日等に子どもたちがスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動を実施する「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

(4)家庭の教育力向上

幼稚園・小・中学校の家庭教育活動が、より効果的に進めていけるように支援します。

(5)地域団体等の連携強化

社会教育団体・自治組織などと連携して、市内全体の青少年健全育成の強化に努めます。

(6)成人式の実施

若者が主体的に参画する成人式の実施について検討を行います。



杉の子学級（親子キャンプ）

(2)図書館

02 市民参加の図書館運営の推進

～読書に親しみ知識を深めるまち～

現況と課題

- 1 平成13年(2001年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画をもとに、本市においても平成17年(2005年)3月に「鳴門市子どもの読書活動推進計画」を、平成22年(2010年)3月に同計画の第二次推進計画、平成28年(2016年)3月に第三次推進計画を策定しました。子どものための読書推進は大きな課題であり、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努め、子どもたちが豊かな心を育み、生涯にわたって読書に親しみ、自ら学ぶことのできる力の育成をめざす必要があります。
- 2 平成27年(2015年)度よりNPO法人「ふくろうの森」に図書館業務委託を拡大実施し、市民参加による図書館運営をさらに進め、開館日や開館時間を増やすなどサービスの向上に努めています。また、迅速かつ的確な資料提供をめざし、平成19年(2007年)2月にインターネットによる蔵書検索や貸出予約が可能になりました。移動図書館車による巡回貸出や、視覚障がい者、高齢者の読書活動を支援するため、一般閲覧室に拡大読書機や自動読み取り機を導入するなど、すべての市民にとって利用しやすい図書館運営に努めています。
- 3 多様化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応し、市民の教養の向上や調査・研究などの活動に資するため、職員の図書館資料に関する知識を一層深めるとともに、利用状況を把握し、バランスの取れた蔵書構成と図書資料、視聴覚資料の整備・充実が必要です。さらに、紙媒体などによる資料・情報と新たにデジタル化された資料・情報を有機的に連携させた「ハイブリッド図書館*」として充実を図ることが望まれています。乳幼児から高齢者まで幅広い市民の読書活動を積極的に推進し、市立図書館が生涯学習の拠点として、豊かな人生を育むことをめざして蔵書の充実を図るとともに、各種文化団体との連携により文学教室や子ども体験活動、おはなし会活動などさまざまな教育・文化行事を開催するなど、図書館活動の活性化を図り、本市の教育と文化の振興に寄与することが求められています。

■図書館の状況

(単位：冊、人)

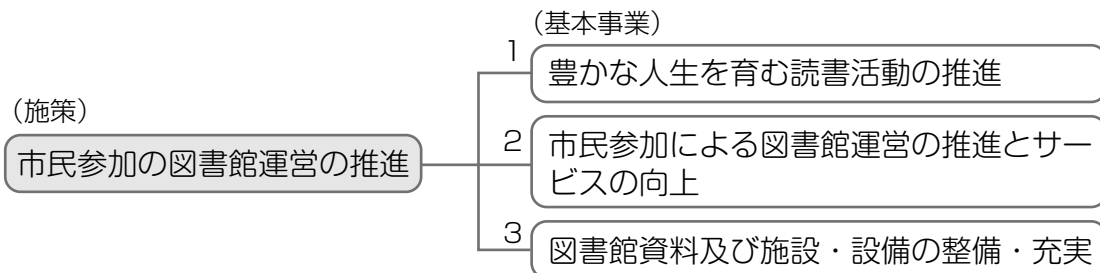
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
蔵書数	207,119	211,715	217,100	219,236	223,350
貸出冊数	167,948	174,635	168,155	173,298	183,390

(資料：図書館)

基本方針

市民参加による図書館運営を推進し、市民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料の一層の充実と整備を図ります。さらに、豊かな人生を育む読書活動を積極的に進めるとともに、NPO 法人*や各団体との連携により各種文化的行事を行い、本市の教育と文化の振興に寄与します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 豊かな人生を育む読書活動の推進

(1) 読書環境の整備

豊かな人生を育む読書活動を推進するため、読書環境等の整備を図り、子どもから大人まで、読書振興を図ります。

(2) 「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に基づいた読書活動の推進

- ① 保育所（園）・認定子ども園・幼稚園・学校・家庭・ボランティア団体等とより一層の連携を図り、図書館ウェブサイト「情報ひろば」を活用し、情報の共有化に努めます。
- ② 子どもの発達段階に応じた「おすすめ本」のリスト活用、乳児に絵本の読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業の支援など、子どもの読書推進に努めます。

2 市民参加による図書館運営の推進とサービスの向上

(1) NPO 法人との協働による図書館運営の推進

- ① NPO 法人とともに、図書館運営の推進に取り組むため定期的に「鳴門市図書館運営連絡会」を開催し、利用しやすい図書館運営の充実を図ります。
- ② NPO 法人や各種文化団体と連携して、おはなし会、子ども体験活動、文学教室などの文化的行事の開催・支援を進めます。

(2) すべての市民にとって利用しやすい図書館運営の推進

- ① インターネットによる蔵書検索・貸出予約サービスの充実に努めます。
- ② 移動図書館車による図書館資料の貸出、読書相談活動など巡回サービスの向上を図ります。
- ③ 市民の意見を図書館運営に反映させるために、鳴門市図書館協議会委員会を開催し、利便性の高い図書館運営を進めます。

(3)効率的な管理運営

図書館の管理運営方法について、さらなる効率化に向けた検討を進め、利用者へのサービス向上を図ります。

3 図書館資料及び施設・設備の整備・充実

(1)バランスの取れた蔵書構成と、図書資料、視聴覚資料の整備・充実

- ①利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用状況などを把握し、バランスのとれた蔵書構成に努めます。
- ②移動図書館用図書及び児童閲覧室の資料、視聴覚資料の充実と整備に努めます。
- ③郷土資料の収集と整備に努めます。

(2)市民の教養の向上や調査・研究のための支援の充実

- ①読書相談や図書館資料案内、電子メールなども活用した調査研究の支援を積極的に行い、地域を支える情報センターとしての役割を果たします。
- ②鳴門教育大学附属図書館や他の公共図書館との相互貸借により、幅広い図書の提供を行います。

(3)学校支援のための図書館有効活用の推進

読書支援及び調べ学習支援として図書館資料を提供するとともに、学校図書館主任や担当者、学校図書館サポーターと図書館職員の連携を図り、地域の公共図書館として学校図書館支援を一層推進し、子ども達の学力向上に寄与します。

(4)「ハイブリッド図書館」の推進

高度情報化社会に対応した図書館機能の充実を図るために、従来の書物・書籍資料などをベースにした図書館と電子資料を活用する機能をあわせもつ「ハイブリッド図書館」の推進に努めます。

(5)施設の整備

耐震化工事及び施設改修工事により、多機能化を図り、市民が集える図書館づくりに努めます。



図書館の本で調べる



図書館見学

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

(3)スポーツ・レクリエーション

03 生涯スポーツの振興

～みんなが身近にスポーツを楽しめるまち～

現況と課題

- 1 少子高齢化にともない、本市においても人口構造に大きな変化が進み、学校体育、競技スポーツ等における競技人口の減少が見られる一方、生涯スポーツに対し市民の関心は極めて高く、自らの体力づくり、健康管理のためスポーツ・レクリエーション活動のニーズも多様化、多世代化しています。しかし、スポーツの拠点となる施設等の老朽化等による環境整備が遅れていることなどから、市民に対してスポーツを行う機会の提供が十分にできていない現状があります。こうしたことから、本市の競技・生涯スポーツを推進する施策として、計画的な各体育施設の整備が求められています。
- 2 適度に体を動かしたり、ウォーキングや太極拳などの有酸素運動をすることは、生活習慣病の予防や寝たきり防止に役立つと多くの市民が理解してきています。また、市民総参加型スポーツイベントを通じて市民が交流を深めていくことは、市民相互の新たな連携を促進するとともに、一つの目標に向かって、ともに努力し達成感を味わうことにつながり、市民が地域に誇りと愛着を感じるほか、地域の一体感や連帯感などの活力を醸成し、人間関係の希薄化の改善や地域社会の再生にもつながると期待されてきています。
- 3 生涯スポーツ社会の実現をめざし、子どもから高齢者までだれもがスポーツの体験、多世代間の交流、親睦を図りながら、いろいろなスポーツ活動を実践することで自らの体力づくりや健康管理、また、技術の取得・向上に励むことができる総合型地域スポーツクラブの定着を促進する必要があります。

■社会体育施設の利用状況

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
鳴門勤労者体育センター	10,013	10,333	13,007	14,186	13,896
鳴門市体操場	13,256	12,834	13,141	12,542	13,087
鳴門市市民会館	20,355	25,243	22,722	18,745	25,885
鳴門市総合運動場	8,447	7,176	7,738	6,882	9,519

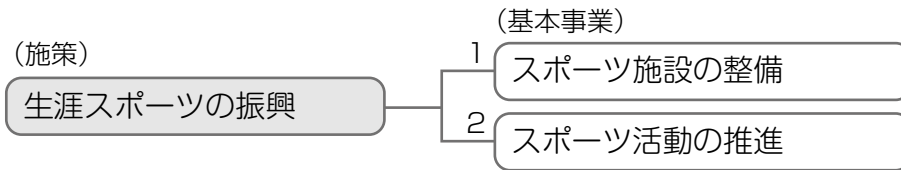
(資料：体育振興室)

基本方針

本格的な高齢社会の到来により、生涯スポーツの重要性が高まるなか、子どもから高齢者、障がいのある人、だれもがともに、それぞれの体力や年齢、興味、関心、技術の向上など、目的に応じて、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。

また、平成 27 年（2015 年）2 月に策定した「鳴門市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進や体育協会加盟団体等とともに各競技指導者の育成と確保を図りながら、競技力の向上をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 スポーツ施設の整備

(1) 体育施設の整備

- ①既存の体育施設等の維持管理を図りながら有効利用に努めます。
- ②生涯スポーツの拠点となる各種体育施設の整備について検討を進めます。

(2) 学校体育施設等の開放

学校施設を地域住民に積極的に開放し、生涯スポーツの推進を図ります。

2 スポーツ活動の推進

(1) 生涯スポーツの推進

- ①市民のだれもがそれぞれの年齢・体力・趣味・目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等の支援を進めます。
- ②スポーツ推進員を育成・活用し、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ・レクリエーション等の普及を図ります。

(2) 各種スポーツ大会の充実

鳴門市体育協会加盟競技団体主催による市民体育祭、鳴門クロスカントリー大会、スポーツ少年団スポーツ大会、各種スポーツ大会の開催や支援を積極的に行い、競技力の向上や生涯スポーツの推進を図ります。

(3) 競技力の向上及び有能な指導者・選手の育成

各競技における競技力の向上を図るため、体育協会と連携し有能な指導者の確保に努めるとともに、各種のスポーツ教室を定期的に開催し、有能な選手の発掘・育成強化に取り組めます。

(4) 市民総参加型スポーツイベントの実施

多くの市民が手軽で気軽に取り組めるスポーツなどの機会をつくり、心身のリフレッシュを図り、健康づくりや体力の増進を図るとともに、市民の一体感の醸成を図ります。

(4)文化振興

04 暮らしの中で文化と創造が息づくまちづくりの推進

～暮らしの中で文化が息づくまち～

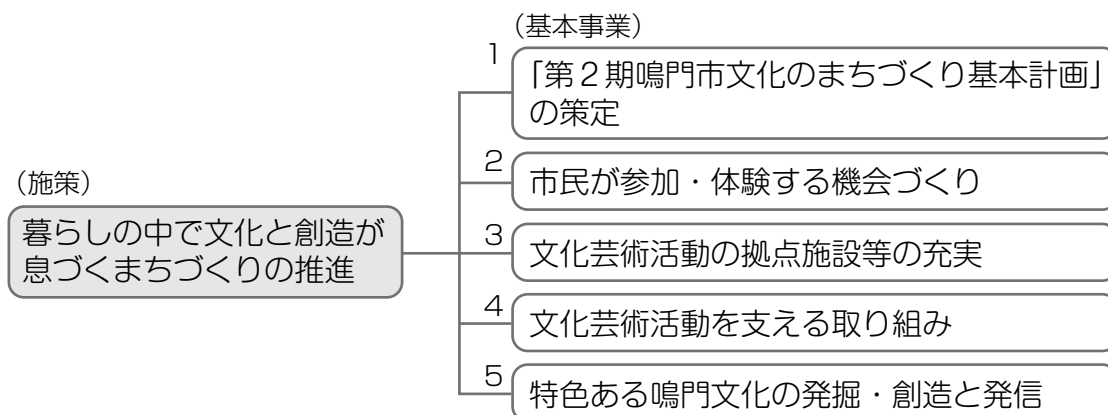
現況と課題

- 1 本市では、文化施策を総合的かつ計画的に推進することで、暮らしの中で文化と創造が息つき、豊かで活力のある鳴門市の未来を拓くことを目的として、平成18年(2006年)12月に「鳴門市文化のまちづくり条例」を制定しました。平成20年(2008年)3月には、文化振興の指針となる「鳴門市文化のまちづくり基本計画」を策定し、文化のまちづくりをめざした取り組みを進めています。
- 2 平成28年(2016年)5月現在、86団体が加盟している、県内でも有数の伝統と実績を誇る鳴門市文化協会と連携し、芸術祭(文化展・市展・芸能祭・市民文芸の発刊)の開催や市民ギャラリー展の開設など、市民の文化芸術の発表と鑑賞の場を提供し、その活動を支援してきました。また、文化芸術のすそ野を拡大するため、各種文化講座を開催し、幅広く市民が活動に参加する機会の提供に努めてきました。今後、市民による文化芸術活動をより一層活発なものにするためには、「文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、市民がさまざまな活動を行うための機会の提供や文化活動を担う人材・団体の支援を進める必要があります。さらに、情報収集と発信、地域の伝統文化などの継承と発展といった多様な施策を、市民等との協働により推進することが必要です。
- 3 文化会館については、平成24年(2012年)4月から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした積極的な営業活動や機敏かつ柔軟な運営による稼働率の向上、さらには指定管理者の創意工夫による会館事業の充実を図っているところです。
今後文化会館の活性化を推進するとともに、文化会館を拠点としてこれまで培ってきた市民の舞台芸術活動が継続的に充実・発展できるよう支援する必要があります。
一方、文化芸術振興の中核拠点として築後34年が経過し、文化会館の舞台・音響・照明等既存施設の老朽化が進んでおり、定期的な施設の保守整備を図るとともに、耐震診断の結果をふまえ、早期に大規模改修等を検討する必要があります。
- 4 賀川豊彦記念館は、福祉活動や平和運動で、世界的に活躍した「賀川豊彦」の業績を顕彰するために平成14年(2002年)3月に建設されました。平成18年(2006年)度からは指定管理者による管理運営を行っており、平成24年(2012年)度からは、ドイツ館との一体管理による指定管理に移行し、運営の効率化やサービスの向上を図っています。

基本方針

「鳴門市文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、多様な鳴門の文化を保護・発展させるとともに、その成果を経済活動や学術研究・社会生活などに活かし、まち全体の活性化を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 「第2期鳴門市文化のまちづくり基本計画」の策定

本市の文化振興の指針である「鳴門市文化のまちづくり基本計画」は、計画期間が平成29年（2017年）度までであるため、第2期となる新たな計画を策定し、市民との協働による文化のまちづくりを推進します。

2 市民が参加・体験する機会づくり

(1)市民が気軽に参加できる文化行事の開催

鳴門市文化協会とともに芸術祭（市展・文化展・芸能祭・市民文芸誌発刊）や市民ギャラリー展を開催するなど、市民が気軽に発表や鑑賞、体験ができる機会を提供し、市民の文化芸術への親しみや理解・関心を高めます。

(2)産学官民の連携による文化芸術活動の機会づくり

- ①各種文化団体の指導者などによる幅広い分野での講座の開設など、市民が文化芸術に親しむとともに学習する場を提供します。
- ②子どもから高齢者、障がい者など、あらゆる人々がさまざまな文化芸術と触れあう機会の充実に努めます。
- ③市民が質の高い文化芸術に接する機会を提供します。

(3)文化情報の収集と発信

発表会・公演・個展などの文化行事や文化団体等のお知らせ・募集などの文化情報を幅広く収集し、インターネットや広報誌などを通じて発信することにより、市民の文化芸術活動への参加促進を図ります。

3 文化芸術活動の拠点施設等の充実

(1)文化会館の安定的・継続的運営の確保

- ①適切な管理運営を行えるよう指定管理者を指導するとともに、民間の経験を活かした積極的な営業活動や機敏かつ柔軟な運営による稼働率の向上、指定管理者の創意工夫による会館事業の充実に取り組み、文化会館の活性化を図ります。
- ②施設・設備の現状をふまえ、将来にわたって本市の文化芸術活動の拠点施設として市

民のニーズに応えられるよう、耐震診断の結果をふまえ、大規模改修等の検討を行い、継続的に運営ができる環境整備を進めます。

- ③文化庁やNHKなどに働きかけ、幅広い芸術劇場やワークショップ、優れた舞台芸術や公開番組を招へい・共催するなど、指定管理者と連携して文化会館の知名度向上と市民の文化芸術を楽しむ機会の充実を図ります。

(2)既存施設等の活用

文化芸術活動の場として活用の可能な公共施設について必要な環境整備をめざすとともに、民間事業者等との連携のもと、活用が可能な民間施設についても、施設の利用に関する情報の提供に努めます。

4 文化芸術活動を支える取り組み

(1)文化芸術活動を担う人材及び団体の支援

市民や団体主催のイベント開催時に音響・照明・映像機器等の貸し出しを行うほか、文化芸術に携わる人材や団体の活動を支援します。

(2)文化芸術活動を支える仕組みづくり

文化行事の準備や運営をサポートする文化ボランティアの育成や、企業等による文化的地域貢献活動、優れた文化活動に対する顕彰制度など、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

5 特色ある鳴門文化の発掘・創造と発信

(1)鳴門に息づく文化芸術の発掘と創造

- ①鳴門の歴史や風土に育まれた地域文化を発掘・再認識するとともに、新たな文化芸術の担い手や分野を開拓し、個性あふれる鳴門文化として情報発信します。
②鳴門市史現代編の発刊に向けて、歴史資料の収集など編さんの準備を行います。

(2)鳴門市文化月間

鳴門市文化月間（5月15日から1か月間）は、鳴門市文化展や「第九」演奏会をはじめ魅力的な文化行事の開催をめざすとともに、協賛のイベントを募集し、幅広く情報発信することで、市民との協働による文化振興を推進します。

(3)文化的な景観や環境の保全と創造

豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観は文化を育む貴重な資源であることから、その保全及び再生に努めます。また、ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりをめざします。

(4)文化芸術の地域での活用

市民の創作物の商品化やデザインのまちづくりへの活用など、文化芸術活動の成果や特色ある鳴門文化が地域の活性化に繋がるよう、さまざまな分野の関係者から意見・協力を得ながら支援を行っていきます。



しっかり安心・快適 住み良い まちづくり



安心して暮らせるまち になると

- (1) 危機管理・防災
- (2) 消防
- (3) 救急
- (4) 交通安全
- (5) 防犯



快適に暮らせるまち になると

- (1) 居住環境
- (2) 市街地
- (3) 上水道
- (4) 道路
- (5) 交通
- (6) ごみ処理
- (7) エネルギー使用
- (8) 消費生活
- (9) 火葬場・墓地



身近に自然を体感できるまち になると

- (1) 自然環境
- (2) 公園・緑地
- (3) 生活排水対策
- (4) 河川・海岸

(1)危機管理・防災

01 災害に負けないまちづくりの推進

～災害に負けないまち～

現況と課題

1 地震・津波対策としては、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震、また、中央構造線活断層帯の鳴門断層や鳴門南断層による直下型地震への対策が求められています。

本市では、これまで平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の教訓を生かした防災体制を整備してきましたが、平成23年(2011年)の東日本大震災においては、津波による被害が甚大であったことから、国や県による地震・津波の想定規模や防災計画の見直しをふまえ、地震・津波対策を強化した地域防災計画の見直しや、防災・災害対策を着実に推進するため設置した「鳴門市防災・災害対策会議」で策定した「鳴門市地震津波対策推進計画」に定めた施策や事業を迅速かつ的確に進める必要があります。

くわえて、平成28年(2016年)の熊本地震のように最大震度7の地震が繰り返し発生する場合の対策についても、今後、検討する必要があります。

2 台風を中心とした風水害・土砂災害については、水防法に基づき、気象情報に注視しながら、洪水、高潮等による水災を防ぐため、河川・海岸等の監視、警戒、防ぎよ措置を講ずるとともに、国・県が指定する洪水浸水想定区域や県が指定する土砂災害警戒区域等の対象地域となる地域住民への説明会、土砂災害・洪水ハザードマップの見直し、地域防災計画への記載、警戒避難体制の整備等を行う必要があります。

3 危機管理・防災対策については、平成18年(2006年)に、大規模な自然災害を想定したものの他、武力攻撃やテロなどに対処するため「鳴門市国民保護計画」を策定するとともに、新型インフルエンザや大規模な事故・事件など、市民の生命、身体または財産に重大な被害を生じる危機的事態に対処する「鳴門市危機管理指針」を策定しています。危機的事態が生じた場合、または生じるおそれがある場合は、被害を最小限に抑えるため、市民、事業者、行政が一体となり危機管理・防災対策に取り組む必要があります。

4 災害に負けないまちづくりのためには、日頃から市民一人ひとりが、常に災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域の人々が協力して防災活動を行う自主防災会の育成、連携が重要になります。また、毎年実施している総合防災訓練については、自主防災会との連携のもと、各地域の市民や保育所、幼稚園、小学校、中学校をはじめ事業所、社会福祉施設等の参加を募り、全市的規模で実施することにより、市全体で一体となった防災体制を確立する必要があります。さらに、災害発生時には、広域的なボランティア活動が支援・復旧に大きな力となることから、災害ボランティアの育成と受け入れ態勢の整備を行う必要があります。

5 災害発生時には、迅速な災害情報の収集と市民及び関係機関への伝達が重要になります。このため、本市が整備している全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線を連動させることで、弾道ミサイル情報などの武力攻撃事態に関する情報や緊急地震速報な

どの大規模災害に関する緊急情報が市内全域に迅速かつ的確に伝達することが可能となりました。また、市民が安全かつ迅速に避難行動がとれるよう行政と市民の情報伝達体制の強化と、地域の自主防災会が実施する訓練等を通じて、災害発生時の避難経路や避難場所を市民とともに確認するなどのソフト整備の一層の推進を図ります。

6 大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応力は著しく低下するため、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動に関して、他の自治体、各関係機関及び民間事業者との協定締結を行うなど応援協力体制の整備を図る必要があります。また、これらの応援体制については、応援が必要な業務内容や受入時期等に関する事案についてそれぞれの協定にもとづく、より具体的な応援受援体制の整備を図る必要があります。

7 防災施設の整備については、避難所となる施設の耐震化や施設整備、排水機場・樋門などの水防施設の整備をはじめ、消防団・自主防災会の防災用資機材の整備・助成が必要となります。これまでに、津波浸水想定により津波避難場所、津波避難ビルの指定を行っており、平成26年(2014年)3月に鳴門市津波避難計画を策定し、津波到達予想時間までに避難が困難となる地域においては、津波避難複合施設を整備しました。今後も災害発生時に、より確実・円滑に避難できるよう、避難場所の指定の追加や見直しに努めます。

■気象状況の推移

(単位：mm、回)

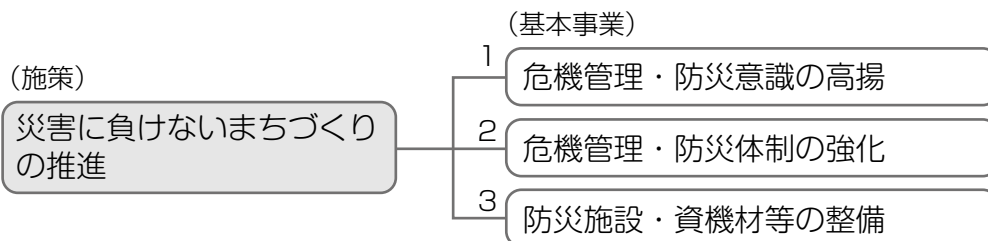
	降水量	直感地震発生回数	気象注意報発表回数	気象警報発表回数
平成22年	1,012	3	324	7
平成23年	935	14	354	15
平成24年	1,295	3	333	15
平成25年	1,470	8	303	5
平成26年	1,594	5	281	20

(資料：危機管理課「地域防災計画」)

基本方針

南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害、大規模な事件や事故による危機事態に備えるため、新たな被害想定等に基づき地域防災計画を見直すとともに、防災・災害に関する対策について組織全体で迅速かつ効果的な取り組みを推進するため、平成23年(2011年)度に設置した「鳴門市防災・災害対策会議」で策定した「鳴門市地震津波対策推進計画」の着実な推進を図るなど、人命を守ることを最優先にした、災害に負けないまちづくりを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 危機管理・防災意識の高揚

(1) 危機管理と防災意識の醸成

- ① 広報紙「広報なる」と、テレビ広報、市公式ウェブサイトを通じて災害に関する情報提供や市が行っている防災対策を広報するとともに、出前市長室や出前講座により災害に関する知識と対策の周知を図り、市民や事業者の危機意識と防災意識の醸成を図ります。
- ② 市の災害対策本部員として災害対策に従事する職員一人ひとりが、災害時に適切に判断し行動できるように、危機管理マニュアルの整備、防災研修や訓練を通じて、災害に関する知識と対策の習得を図るなど危機管理・防災意識の醸成を図ります。
- ③ 保育所や幼稚園、学校の実情にあわせた危機管理マニュアルの見直しと適切な運用を行うとともに、施設等の安全点検や防災訓練など計画的に実施するなかで、児童・生徒の危機意識・防災意識の醸成に努めます。

(2) 防災点検・訓練・指導の強化

- ① 各種災害の起こるおそれのある地域については、点検の強化や警戒避難体制の整備などの取り組みを進めます。また、各種ハザードマップの作成・見直しを行い、地域住民等に危険な箇所や避難場所の周知を図り、安全かつ迅速に避難行動がとれるよう情報提供を行います。
- ② 市が実施する総合防災訓練については、災害の規模や内容の想定を見直しながら実施するとともに、主会場以外についても、各地区の自主防災会等の協力を得ながら、地域の住民、保育所、幼稚園、小・中学校、事業所や社会福祉施設などにも参加を呼びかけ、全市的規模で実施し、いざという時の備えと危機意識・防災意識の醸成を図ります。
- ③ 市内の事業所に対し、防災訓練の実施と危機管理マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定を促します。また、不特定多数の人が出入りする施設や危険物取扱施設を管理運営する事業者に対しては、これらに加え日常的な整備・点検の災害時対応マニュアル等の策定を求めます。

2 危機管理・防災体制の強化

(1) 地域防災計画等の着実な推進

- ① 地域防災計画に定める防災対策等を着実に推進するために「鳴門市防災・災害対策会議」を設置し、防災対策をはじめとするさまざまな施策や事業の検討を行い、災害へ

の対策を計画的・効率的に推進します。特に、地震・津波対策については同会議で定めた「鳴門市地震津波対策推進計画」に基づき、地震・津波対策のための施策や事業を迅速かつ的確に進めます。

- ②今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震など大規模地震への対策を早期に全庁的・総合的に実施するため、組織機構の見直しによる危機管理体制と職員体制の強化を検討します。
- ③大規模な災害や危機事態に早期の段階から円滑かつ効果的に推進するため、地域防災計画に定める各対策に関するマニュアルの策定、危機管理指針に定める危機管理対応マニュアルを策定します。

(2)市民による防災活動の推進

- ①地域において、防災意識の啓発、防災活動の推進、災害発生時の対応など、自主防災会の果たす役割は重要であることから、自主防災会への活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加促進等、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。
- ②家庭での防災意識の高揚や、幼年期から災害予防意識の普及を図るため、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの設立や育成、活動への支援を行います。
- ③高齢者や障がい者などの要配慮者について、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づいた支援を行うには、各地区の民生委員・児童委員、自主防災会や地区自治振興会、地域住民のほか、消防機関、警察機関等の協力が必要となることから、関係者への積極的な働きかけを行います。
- ④災害ボランティア及びコーディネーターの育成・登録、また、災害発生時のボランティアの受け入れ態勢の整備について、鳴門市社会福祉協議会と連携した取り組みを進めます。

(3)情報伝達体制の整備

- ①全国瞬時警報システム（J-ALERT）を防災行政無線に連動させることで、市民に緊急地震速報などの緊急情報を瞬時に伝達することが可能となりましたが、災害が発生した状況下でも受信機器等が正常に機能し、情報伝達手段が確実に確保できるよう J-ALERT 及び防災行政無線設備の適切な維持管理を行います。
- ②防災行政無線が整備されたことにより、緊急情報を広範囲に迅速かつ的確に伝達することが可能となりましたが、気象条件等により放送内容が聞き取りにくい場合や聞き取れなかった場合に、放送内容を電話で確認できるサービスや、放送したことをメールでお知らせするサービスについて、テレビ広報や市公式ウェブサイトなどを活用し市民へ周知を図ります。
- ③メールや防災行政無線、市公式ウェブサイトなどを利用した、市民への災害情報の提供、市民からの災害情報等の収集をはじめ、大規模災害発生時における通信の途絶に備えた非常用通信手段の検討を行い、市民・自主防災会・行政等の緊急時連絡体制の整備を進めます。

(4)救急救助及び復旧体制の整備

- ①救急救助活動の対象規模に応じて消防職員及び消防団員を円滑に動員できるよう、救急救助体制及び復旧体制を強化します。
- ②消防機関と医療機関の連携を強化し、円滑な救急救助搬送ができるよう協力体制の充実を図ります。

(5) 応援体制の整備

- ① 災害発生時には、医療機関・ライフライン関係等の事業者をはじめとする各機関・事業者の協力が必要であることから、想定される事態におけるより具体的な協定締結を行います。
- ② 大規模な災害が発生した場合には、近隣自治体も被災していることが想定されることから、県内外の自治体等と広域連携体制の整備をより一層図るとともに、相互応援協定を締結した自治体等と平常時から情報交換等を行い連携の強化を図ります。

3 防災施設・資機材等の整備

(1) 耐震化・施設整備等の推進

- ① 防災拠点施設や避難所となる市関連施設については、耐震化や災害対策設備の整備を計画的に進めます。
- ② 排水機場・樋門などの水防施設については、適切な管理や施設の改修を図り、災害の未然防止や発生時に十分な機能を果たせるよう整備に努めます。
- ③ 幹線管渠やポンプ場など雨水排水施設の整備・改修を図り、適正な維持管理を行うことにより、市街地の浸水防止や雨水排除機能の充実を図ります。
- ④ 一般住宅については、広報等を通じて、耐震化に関する情報提供を行うとともに、個人木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度の周知を図り耐震化を進めます。

(2) 避難路・避難場所等の整備

- ① 国が、避難場所等に係る統一標識のガイドラインである「災害種別避難誘導標識システム」を制定したことから、今後、この標識システムの表示方法に従い、避難場所等の表示板の整備を進めます。
- ② 津波や洪水などの各種災害想定により、避難場所の指定の追加や見直しを行い、災害種別に応じた避難場所の確保に努めます。

(3) 防災用資機材等の整備

- ① 消防団や自主防災会が、災害の未然防止や災害発生時に必要とする防災用資機材については、十分な活動が行えるように計画的な整備に努めます。
- ② 災害の未然防止や災害発生時に必要となる防災資機材については、定期的に点検整備を実施するなど適切に管理するとともに、土のう・砂・作業用具についても整備に努めます。

(4) 備蓄品等の整備

- ① 「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に則した備蓄品が目標数量に達したため、東日本大震災の教訓や他の自治体の備蓄状況をふまえ、備蓄品の検討を行い計画的な備蓄を進めます。
- ② 災害発生時に、より迅速に市民の方に備蓄品を届けるため、保管場所や運搬方法等について検討を行います。
- ③ 「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、大規模な災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や食糧など避難生活に必要な物資3日分の備蓄に努めるよう、啓発を図ります。

(2)消防

02 消防体制の充実

～生命（いのち）と財産を守るまち～

現況と課題

- 1 平成 27 年(2015 年)の火災発生件数は 13 件で、平成 23 年(2011 年)～ 27 年(2015 年)までは、おおむね減少傾向となっていますが、高層化・大規模化した建物の火災や、危険物施設の老朽化等による事故の危険性が高まっています。事業所・市民の自主防火管理による予防が防火の基本であり、より一層市民の防火意識の高揚を図っていく必要があります。
- 2 火災発生時の初期消火や常備消防力を補うため、現在、消防分団及び女性消防分団で 46 分団、婦人防火クラブが 11 クラブ組織されていますが、各分団の消防力の充実・強化とともに、各地域における自主防災会の充実と育成が必要となっています。
- 3 平成 27 年(2015 年)度において、本市の防火対象物は 2,630 棟あり、総数に占める立入検査の実施率は約 14.5%と全国平均をわずかに下回っていますが、危険物施設の立入検査率は 53.3%と全国平均を上回っています。事業所に対する立入検査や予防査察による防火指導などを強化し、より一層火災予防に努める必要があります。
また、危険物許認可事務・建築同意・消防設備の設置指導等の消防法令運用・火災原因調査等を円滑に遂行できる専門知識・能力を持った予防技術資格者の計画的な育成・強化等を進めてきたところでありますが、今後も継続するとともに重大違反对象物の是正・火災原因究明の向上等に努め、消防法令適法性の確保を図ることが必要です。
- 4 近年、大規模災害や高速交通網の整備、情報通信技術の発達及び消防広域化などへの対応が求められていることから、消防本部庁舎については、平成 23 年(2011 年)度に庁舎の建て替えを行い、本市の防災拠点施設として充実を図っていますが、今後も、長期的な視野での施設整備を継続的に検討する必要があります。
消防救急無線は、関係審査基準の改正にともない、アナログ無線の使用が平成 28 年(2016 年)5 月 31 日までとされていた消防救急無線設備のデジタル化の整備が平成 26 年(2014 年)度に完了し、平成 27 年(2015 年)度から運用を開始しています。
- 5 消防水利は、市内に 1,588 基(消火栓 1,484 基、防火水槽 104 基)が設置されていますが、さらなる消防力向上のため、消防水利の基準に基づいた適正な消防水利の配置を行っていく必要があります。

■火災発生件数の推移

	件数	損害額 (千円)	死傷者		焼損面積	
			死者 (人)	負傷者 (人)	建物 (㎡)	林野 (a)
平成 23 年	37	23,181	2	11	627	66
平成 24 年	17	29,862	0	2	679	0
平成 25 年	33	94,171	0	7	1,007	2
平成 26 年	20	33,430	3	1	424	0
平成 27 年	13	12,840	1	2	284	1

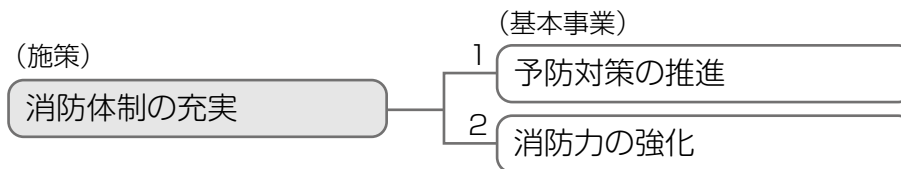
(資料：消防本部)

基本方針

大規模火災の発生要因が多様化するなかで、市民の生命と財産を守るため、消防体制の迅速かつ高度化を進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、地域の消防力を強化します。

また、複雑・多様化する消防需要に対応するため、新たな広域応援体制の整備について検討します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 予防対策の推進

(1)防火意識の高揚

- ①火災予防の充実を図るため各種行事や広報などを通じて市民一人ひとりの防火意識の醸成に努めるとともに、住宅用防災用品などの普及を促進します。
- ②婦人防火クラブを通じて家庭や地域への防火意識の高揚を促進するとともに、幼年・少年消防クラブを通じて年少者の防火教育を推進し、地域消防力を高めます。

(2)予防査察の強化

火災を未然に防止するため、防火対象物の査察を実施し、防火管理の重要性を周知します。特に、不特定多数の者が出入りする病院・社会福祉施設・ホテルなどの消防用設備と防火管理体制の整備を促進し、防火安全対策を推進します。

(3)住宅用火災警報器の設置推進

住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れであり、その中でも65歳以上の高齢者の占める割合が約70%と高く、また、火災による死者は就寝時間帯に多いことから、消防法令により義務づけられた住宅用火災警報器の設置について、普及促進活動に努めるとも

に、設置後の定期的な点検及び整備を実施するよう啓発します。

2 消防力の強化

(1)消防関係施設の整備

- ①消防行政を取り巻く社会情勢の変化などに対応できる消防防災拠点として消防本部庁舎の建て替えを平成23年(2011年)度に行いましたが、今後も引き続き消防関係施設の整備に努めます。
- ②既存の機器の配備状況や耐用年数などを考慮し、消防設備機器などの更新計画を策定し、より一層計画的・効率的な配備と利用に努めます。

(2)常備消防体制の充実

南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、消防広域化への検討をはじめ、消防車両、資器材の整備などにより、常備消防力の充実に努めます。

(3)消防団の充実

- ①地域の消防力を高めるため、市内全域に46ある消防分団について各種訓練内容を充実するとともに、幹部団員の消防学校への研修参加など、育成・強化に努めます。
- ②消防団体制の充実強化のため、分団詰所の耐震化や消防団の再編、さらには消防車両等の計画的な更新に努めます。
- ③災害発生時の後方支援的な要員を確保するため、女性消防団員の加入促進を行います。
- ④迅速に団員を招集するため、携帯メールを利用した緊急連絡を行っていますが、今後も引き続き迅速かつ効率的な連絡体制の整備を検討します。

(4)消防水利の充実

消防水利の基準に基づいた適正な水利配置を行うために、あらたに鳴門市水利管理システムを導入し、消防力向上にむけた効率的な取り組みに努めます。



少年少女消防クラブ



消防出初式

(3)救急

03 救急救助・医療体制の充実

～かけがえのない生命（いのち）を救うまち～

現況と課題

1 救急出場件数は、平成 27 年（2015 年）は 2,450 件で、平成 23 年（2011 年）から平成 27 年（2015 年）までは増加傾向にあります。そのうち、急病による出場件数は全体の約 59%を占めており、また約 59%は 65 歳以上の傷病者です。近年、救急救命処置の拡大等により救急隊員に求められる高度な処置が必要とされる中、救急救命士の養成並びに救急隊員の教育、技術の維持・向上、また高規格救急車の計画的更新を進める必要があります。

2 救急医療については、1 次（休日・夜間）が鳴門市医師会による在宅当番制により、2 次が東部Ⅱ医療圏(1市5町)における7病院の病院群輪番制及び救急告示医療機関により、3 次が県立中央病院及び徳島赤十字病院に併設されている救急救命センターにより、それぞれ対応する体制が確立されています。

さらに、徳島県とメディカルコントロール協議会及び消防機関が救急搬送における「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定しています。周産期医療や専門性の高い疾患についても整備されており、これらの医療機関と連携を強化していく必要があります。

3 平成 24 年（2012 年）から傷病者の救命率向上と後遺症の軽減を図るため、関西広域連合が徳島県立中央病院を基地病院としドクターヘリの運航を開始、また、平成 27 年（2015 年）には徳島赤十字病院がドクターカーの運用を開始しています。

適正なドクターヘリ及びドクターカーの活用ができるよう、ランデブーポイントの整備ならびに、これらの医療機関と連携・協力をしていく必要があります。

4 傷病者に対して、その場に居合わせた人が応急手当をできるよう、市民に応急手当の技術・知識の習得を広めていく必要があります。

■救急救助件数の推移

(単位：件)

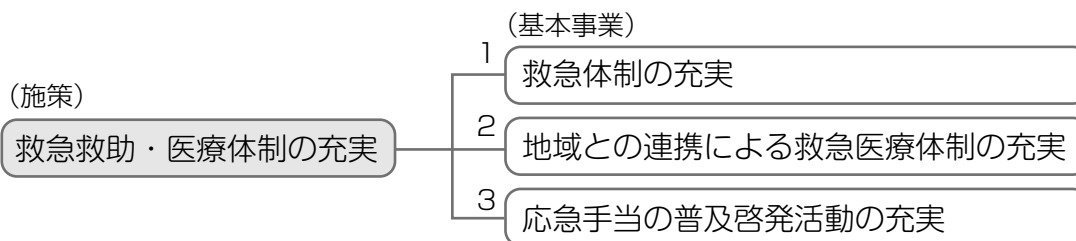
	合計	火災	自然	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
平成 23 年	2,217	8	—	9	270	32	26	372	11	28	1,157	304
平成 24 年	2,360	—	—	8	243	29	27	378	13	34	1,331	297
平成 25 年	2,395	3	—	8	266	33	24	356	12	24	1,339	329
平成 26 年	2,491	3	—	10	265	33	24	393	2	20	1,437	304
平成 27 年	2,450	2	2	2	240	25	12	381	7	19	1,442	318

(資料：消防本部)

基本方針

市民の生命を守るため、救急救命士及び救急隊員の資質向上、高規格救急車の計画的更新に努めるとともに、地域・関係機関との連携強化により救急医療体制の整備を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 救急体制の充実

- ①救命率の向上を図るため、高度な専門技術を持つ救急救命士の養成に努めます。また、教育体制の確立を図るため、指導的立場の救急救命士の養成を行い、救急救命士及び救急隊員の資質の維持・向上、また救急体制の強化に努めます。
- ②高規格救急自動車の計画的更新を図るとともに、救急自動車及び救急用資機材の整備に努めます。

2 地域との連携による救急医療体制の充実

救急医療の一層の向上を図るため、地域医療を担う鳴門市医師会や徳島県鳴門病院などとの定期的な意見交換などを実施、また、病院間搬送時及び老人介護保険施設等からの搬送時において、搬送時間の短縮、傷病者の負担の軽減等を目的とし鳴門市医師会指導・協力のもと救急搬送依頼書を作成するなど、関係機関と連携体制の強化に努めます。

3 応急手当の普及啓発活動の充実

救急隊が現場に到着するまでの間、近くに居合わせた人が適切な応急手当が実施できるよう、消防団員・自主防災会・自治会・婦人会・事業所などを対象に普通救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発に努めるとともに、より多くの人々が参加しやすい講習についても検討していきます。



救命講習会

(4)交通安全

04 交通安全対策の充実

～交通事故のない安全なまち～

現況と課題

- 1 平成 27 年(2015 年)の市内における交通事故の発生件数については 263 件(死者 4 名、負傷者 334 名)と、平成 23 年(2011 年)以降 300 件以上あった発生件数を下回り大きく減少しています。しかし高齢社会の進展にともない発生件数の約 40%に 65 歳以上の高齢者が関係しており、加害者になるケースも増加していることから、高齢者に対する交通安全対策の強化が必要です。
- 2 交通事故の原因の多くは前方不注視や安全不確認などの基本的なルール違反や交通マナーの欠如にあることから、市民一人ひとりの交通安全意識の向上が重要です。このため、鳴門市交通安全協会・鳴門市交通安全母の会など交通関係機関・団体との連携をさらに緊密にし、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に対する啓発・交通安全教育を推進していく必要があります。
- 3 歩行者や自転車利用者といった交通弱者の安全確保に重点を置き、交通危険箇所の解消を図るため、効果的な交通規制についての関係機関への働きかけや、生活道路を中心に計画的な交通安全施設の整備・充実に努め、安全で快適な交通環境の構築を図る必要があります。

■交通事故の推移

(単位：件、人)

	発生件数	一般道路		1日発生件数
		死者	傷者	
平成 23 年	310	9	391	0.8
平成 24 年	329	2	398	0.9
平成 25 年	322	3	422	0.9
平成 26 年	334	2	416	0.9
平成 27 年	263	4	334	0.7

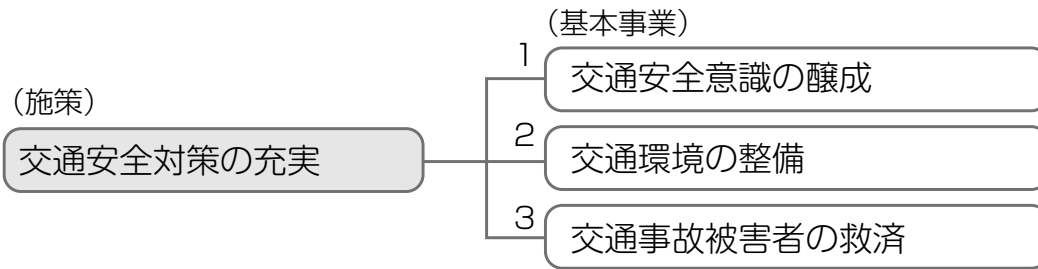
注) 高速道路上の件数を除く。

(資料：市民協働推進課)

基本方針

市民や関係機関・団体と行政が一体となった交通安全運動の積極的推進により、市民一人ひとりの交通モラルの向上と交通安全意識の高揚を図ります。また、安全で快適な交通環境の構築を図り、交通事故のない安全なまちの実現をめざすとともに、交通事故被害者の救済・支援に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 交通安全意識の醸成

(1)交通安全教育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高校や婦人会・老人クラブ・事業所などにおいて、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室や実践体験のできる講習会を開催し、より充実した交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を高めます。

(2)交通安全運動の推進

市民・警察・行政などが一体となって「飲酒運転撲滅」「全席シートベルト着用・チャイルドシート着用運動」などの交通安全運動を推進するとともに、その推進母体となる鳴門市交通安全対策会議の活動を促進します。

2 交通環境の整備

(1)交通安全施設の整備

道路反射鏡・防護柵・水銀灯などの交通安全施設については、交通状況や道路の現状を的確に把握し、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した整備を進め、適切な維持管理に努めます。

(2)効果的な交通規制の実施

道路の整備状況や交通の実態に配慮しながら、より効果的な交通規制の実施に向けて、関係機関に働きかけを行い、また、市民の良好な生活環境の維持・向上を図るため、違法駐車及び放置自転車等防止に努めます。

3 交通事故被害者の救済

(1)交通事故相談の充実

交通事故の被害者や家族を対象として、適切な助言を与えられるよう交通事故相談の充実を図ります。

(2)交通遺児家庭への支援

交通事故により保護者などが死亡した児童・生徒に、交通遺児育英金を支給し、経済的支援を行います。

(5)防犯

05 犯罪のない安全なまちづくりの推進

～犯罪のない明るいまち～

現況と課題

- 1 近年、複雑化する社会環境などを背景に、犯罪が巧妙化・広域化・低年齢化するなどの傾向がみられます。また、子どもや高齢者が日常生活の中で被害を受ける事件が全国的に問題となっており、犯罪から弱者を守る取り組みが求められています。
- 2 本市の犯罪の発生状況は、刑法犯罪については平成23年(2011年)485件に対し平成27年(2015年)は379件と約20%減少しており、そのうちの、ひったくり、車上ねらい、空き巣などの街頭犯罪等についても、平成23年(2011年)の243件から平成27年(2015年)は130件と減少しています。しかし、社会環境の変化などにより犯罪の多様化、巧妙化が進んでおり、犯罪の多様化に応じた防犯対策が求められています。市の防犯については、鳴門市防犯協会を中心として、地区自治振興会や地域の安全を守る会においても、さまざまな活動が進められていますが、地域の安全は地域で守るという基本的な防犯意識の高揚が求められています。
- 3 鳴門市安全なまちづくりに関する条例の趣旨に沿い、地域における安全活動を推進するため、市民の自主的な安全活動への支援や啓発活動を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めています。今後も、適切な防犯情報の提供に努めるとともに、地域と関係機関・団体が一体となった防犯活動の充実が必要です。

■刑法犯発生及び検挙件数・検挙率の推移 (単位：件、人、%)

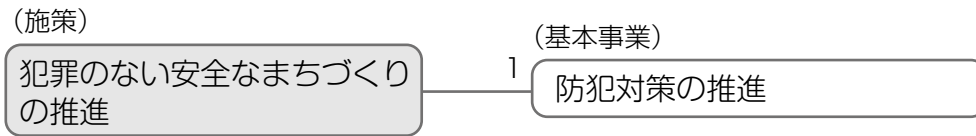
	発生件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年	485	248	121	51.1
平成24年	486	189	102	38.9
平成25年	444	155	120	34.9
平成26年	423	174	111	41.1
平成27年	379	414	70	109.2

(資料：徳島県警察本部)

基本方針

犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、鳴門市防犯協会などの関係機関・団体との連携・協力の強化を進めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域に根ざした自主的な防犯活動を支援します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 防犯対策の推進

(1)防犯意識の高揚

「安全なまちづくりを考える市民の集い」の開催や学校などでの「不審者侵入時対応訓練」「誘拐防止訓練」、地域や事業所での「防犯研修会」などを通じて、防犯に対する意識の高揚に努めます。

(2)防犯活動の推進

警察などの関係機関の協力を得ながら防犯情報を把握し、適切な防犯情報の提供に努めます。

また、「地域の子どもは地域で守る」という考えのもとに、「子どもの安全見守り隊」や「青色防犯パトロール隊」などの巡回活動や防犯活動の推進に努めます。

(3)防犯組織の育成・支援

市民のニーズに応えた防犯活動が進められるよう防犯組織の強化、活動の活性化、活動内容の充実に向けて組織の育成・支援に努めます。



青色防犯パトロール隊

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

(1)居住環境

01 良好な居住環境の整備

～快適で住みやすいまち～

現況と課題

- 1 本市の住宅数は、核家族化や単身世帯の増加などによる世帯数の増加にともない増加傾向にあり、平成 25 年（2013 年）現在 28,960 戸で持家率は 75.9%と、平成 10 年（1998 年）と比較すると 4,160 戸増加していますが、居住世帯のない住宅数も増加しています。住宅の状況は、昭和 56 年（1981 年）の新耐震基準施行以前に建築された住宅が 35.9%を占めており、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住宅被害への対策を進め地震に強いまちづくりを進めるため、民間住宅の耐震診断への助成や耐震改修の促進を図る必要があります。また、高齢化の進行により高齢者の住む世帯は 51.6%（全国平均 39.9%）、そのうち 65 歳以上の単身者の住む世帯は 13.4%（全国平均 10.6%）と、全国平均よりやや高い状況にあります。手摺などの高齢者のための設備のある住宅は全体の 52.1%であり、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、バリアフリー*化の促進など居住水準の向上が求められています。
- 2 市営住宅については、平成 28 年（2016 年）4 月現在 32 団地 891 戸あり、入居率は 66.3%です。このうち木造やC B造の住宅が 471 戸と全体の 52.8%を占めており、安全性や居住性への対応、少子高齢化に伴う人口減少などの社会情勢をふまえ、鳴門市公営住宅長寿命化計画を見直し、現状に即した居住性や福祉対応及び長寿命化型の住宅とし、適正な供給と管理を行うことが必要です。
- 3 居住環境については、身近な河川等の水質悪化や、害虫の発生や不法投棄の要因ともなる空き地の雑草、空き家の老朽化などが問題となっており、快適に暮らせる環境を確保するための取り組みが求められています。

■居住状態別住宅数の推移

(単位：戸)

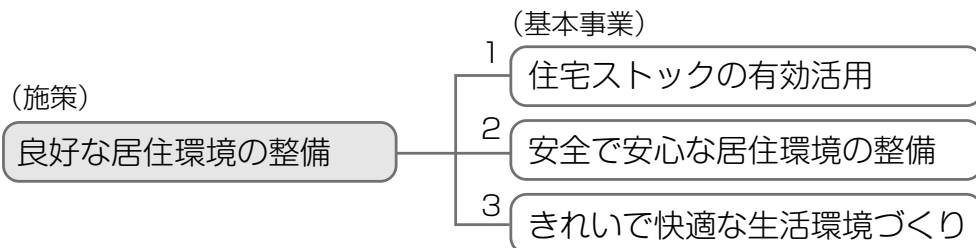
	総 数	住宅数							住宅以外で人が居住する建物
		居住世帯あり			居住世帯なし				
		総 数	同居世帯あり	同居世帯なし	総 数	一時現在のみのみ	空き家	建築中	
平成 5 年	23,900	20,280	20,260	20,260	3,620	380	3,120	110	70
平成 10 年	24,800	20,610	20,540	20,540	4,190	370	3,670	150	150
平成 15 年	24,840	20,420	20,340	20,340	4,420	170	4,160	90	30
平成 20 年	27,300	21,480	21,370	21,370	5,820	50	5,670	90	70
平成 25 年	28,960	22,410	22,230	22,230	6,550	210	6,290	50	40

(資料：総務省「住宅統計調査」)

基本方針

本市の住宅は持ち家が中心ですが、今後は、少子高齢化や環境との共生、耐震機能の充実など安全性や居住水準の向上を図るとともに、快適な暮らしを確保するため、きれいで安全な居住環境づくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 住宅ストック*の有効活用

(1)市営住宅の効率的な住宅供給と適正管理

- ①市営住宅の今後のあり方を定めた「鳴門市公営住宅長寿命化計画」に基づき、既存住宅の維持管理、用途廃止、建替え等を行い長期的な維持管理を行います。
- ②平成32年(2020年)度で計画最終年度をむかえる鳴門市公営住宅長寿命化計画について、現在の入退居状況をふまえた適正管理戸数とする必要があることから見直しを行い、効率的な住宅供給と管理を行います。

2 安全で安心な居住環境の整備

(1)バリアフリー化の促進

公営住宅のバリアフリー化の推進は、住戸改善などにより進めます。また、民間住宅については住宅性能表示制度で示されており、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」の普及促進を図ります。

(2)耐震診断・耐震改修の促進

- ①国・県の補助制度を活用し、平成12年(2000年)5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断の実施を促進するとともに、耐震診断に基づく耐震改修及び減災に寄与する耐震改修関連工事の推進を図ります。
- ②リフォームにあわせた耐震改修の啓発を行い、国・県の補助制度を活用し耐震化の促進を図ります。

(3)空き家の適正管理・除却・利活用の促進

- ①空き家の所有者等に対し適正管理を促し、老朽化し危険な空き家となることを防ぎます。
- ②既に老朽化し危険な空き家については、国や県の補助制度を活用して除却を促し、居住環境の改善を図ります。また、除却後の跡地についても、有効活用を促すための施策に取り組みます。
- ③使用可能な空き家については、空き家バンク等の取り組みにより、所有者と利用希望者のマッチングを行い、利活用を促進します。

3 きれいで快適な生活環境づくり

(1)市街地の緑化推進

市民が季節の変化を感じ、自然と暮らしの調和がとれた快適で潤いのある生活ができるよう緑地の保全や街路樹の整備に努めます。

(2)魅力ある街並みづくり

撫養街道や水尾川、神社や寺院の門前街の景観など鳴門の風土、歴史文化、自然環境を活かした魅力的な街並みづくりに努めます。

(3)まちの美化推進

道路や公園など公共の場の美化に努めるとともに、害虫の発生や不法投棄の要因ともなる空き地の雑草については、処理を適正に行うよう、所有者や管理者に要請していきます。

(4)憩いの場の創出

住民が憩い、交流の場でもある都市公園や緑地等は、子どもからお年寄りまで多くの人々が利用しやすい環境整備に努めます。

(5)生活公害対策

生活環境に被害を与え、健康で文化的な生活の障がいとなる大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害については、定期的な調査、国や県の最新情報や調査データの把握等を行い、未然防止と監視に努めます。また公害等に関する相談には、迅速かつ状況に応じた処理に努めます。

(2)市街地

02 活気に満ちた市街地の形成

～潤いとにぎわいのあるまち～

現況と課題

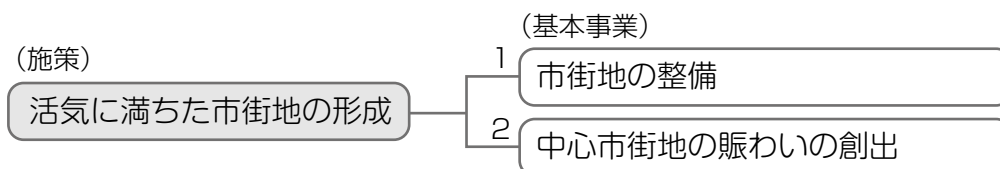
- 1 本市の市街化区域* 1,338haのうち、土地区画整理事業区域は 439.7ha であり、市街化区域の 32.9%にあたりますが、平成 14 年（2002 年）度をもって事業はすべて完了し、街路や公園などの都市基盤が整い、緑豊かで良好な市街地が形成されています。
- 2 しかし、これらの面的整備が進んだ地区においても、未利用地・遊休地として放置されている箇所が見られ、中心市街地とその周辺では居住人口の郊外流出などによる空洞化傾向も見られることから、これらの土地について有効利用を図る必要があります。
- 3 一方、旧街道沿いなどの古くから住宅が密集している地区では、人口減少・高齢化の進行するなか細街路や老朽住宅が残されており、都市基盤の整備が遅れている地区があります。
- 4 社会環境の変化や消費者ニーズの多様化に加え、近年は近隣地域に大規模店舗の進出が相次ぎ、空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が一層進展しています。
 こうした状況に対応するため、商店街や商工会議所等の関係団体と連携し中心市街地の活性化の為にさまざまな施策を展開してきましたが目に見える成果は得られていません。
 こうした状況への対応は、各店舗あるいは商店街の課題であるとともに、今後のまちづくりにおいても重要な課題です。

基本方針

都市計画マスタープランに示した土地利用の基本方向に則し、地域地区の適切な指定、地区計画制度*、建築協定*、任意のまちづくり協定等の活用や、建築行為・開発行為等の適切な誘導・指導及び事業推進にあたっての関係機関との適切な連携など、それぞれの地域特性や事業の性格に応じて、多様な手法を活用し、あらゆる人にとっての暮らしやすさが確保された、安全・安心な市街地の形成を推進します。

既存の集客イベントなどの取り組みについて見直しを行うとともに、地域の商業に関わる関係者とともに、地域商業に関する課題や対応について意識の共有を図りながら新たな試みにも取り組んでいきます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 市街地の整備

(1) 中心市街地

- ① 鳴門駅周辺地区については、本市を代表する「まちの顔」としての良好な中心市街地の形成を推進します。特に、公共交通の発着点である鳴門駅周辺においては、徒歩や自転車での利用を前提とした各拠点施設の利便性の向上を図りながら、良好な市街地の形成に努めます。
- ② 商業系と住宅系の混在した土地利用となっている地区については、住環境の改善を進め、生活利便性の高い地域として、土地の高度利用と街なか居住を推進します。

(2) 区画整理済み市街地

- ① 区画整理事業によって整備された市街地においても、換地処分からかなりの年月が経過し、街路等の経年劣化が見られることから、計画的な維持管理に努めることにより良好な市街地の形成に努めます。
- ② 未利用地・遊休地において、宅地分譲等の開発が予定される場合については、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

(3) 未整備密集市街地

林崎・岡崎地区、木津地区、高島地区などの古くから住宅が密集している地区については、安全で安心な住宅地を確保するという観点から、セットバック*による細街路の道路拡幅や、ポケットパーク*の整備等防災機能の向上により、居住環境の改善を進めます。その際は、地区住民の意向をふまえ、その地区の持つ町並みや歴史的な建築物、自然環境との調和に配慮します。

(4) 新市街地等の整備

- ① 農業や自然環境の保全との調和を図りながら、地区計画制度などを活用し、民間主体による計画的開発を誘導するなど土地の有効利用に努めます。
- ② 大規模な宅地分譲等の開発が予定される場合については、建築協定や地区計画制度の活用等により、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

2 中心市街地の賑わいの創出

- (1) 商店街や関連団体等の自発的な活動を促しそれを支援するとともに、市民等の消費者を巻き込んだ新たな事業の推進を支援します。
- (2) 生活利便の高い地域でもある中心市街地の空き店舗・空き家を新規創業や移住者の住居としての活用を推進していきます。
- (3) 既存の集客イベントのあり方を見直すほか、継続するものについては、より高い効果が得られるよう実施内容の見直しを図ります。

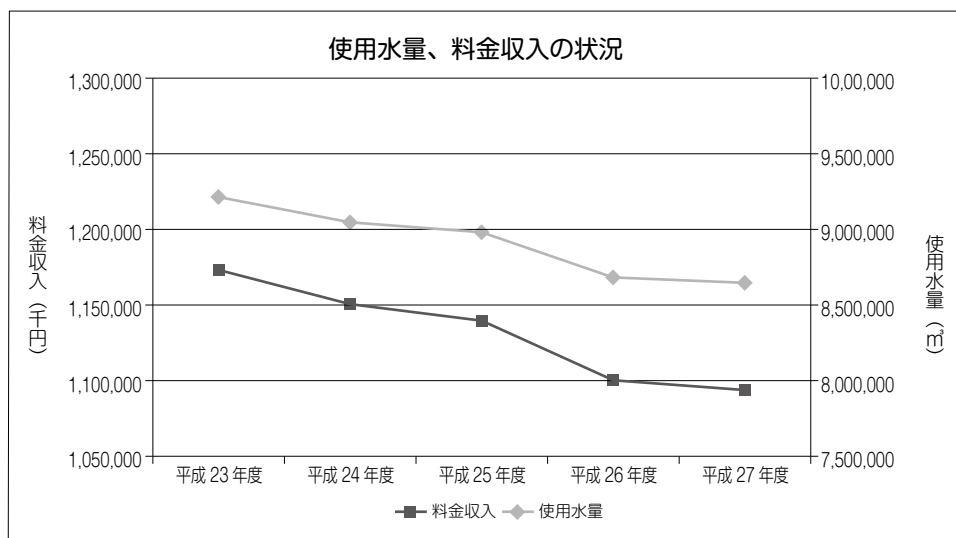
(3)上水道

03 安全で強靱な水道の持続

～安全でおいしい水が飲めるまち～

現況と課題

- 1 本市は、古くから良質の地下水に恵まれておらず、このような状況を改善するため、昭和5年（1930年）度より旧吉野川の水源を確保し、上水道整備に着手しました。その後、9期にわたる拡張整備事業により昭和53年（1978年）に普及率はほぼ100%に達し、「市民皆水道」を実現して以降、10期施設整備事業（平成3年）より施設拡張から維持管理の時代を迎えています。
- 2 本市は、山地が多くまた島しょ地域もあり、市域面積が広く人口が分散しているという地理的特性により、長い送配水管延長と海底管の布設が必要となるなど経営効率は良くありません。また、老朽化した管の更新や施設の適切な維持管理により有収水量率*は平成27年（2015年）度において84.1%となっています。
- 3 少子高齢化による人口の減少や企業活動における節水型事業への転換、ライフスタイルの変化や節水意識の高まりなどにより、使用水量と料金収入は減少を続けています。



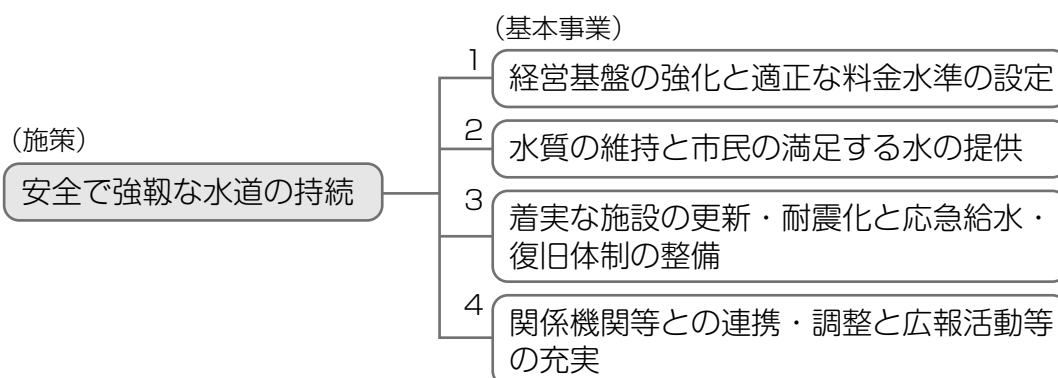
(資料：水道企画課)

- 4 水道施設の多くは昭和40年代の高度経済成長期の人口増に対応して整備されており、老朽化が進んでいます。また、近い将来に高い確率で発生すると予測されている南海トラフ地震に備えて、早急に施設の耐震化を進める必要があります。
- 5 料金収入が減少する一方で、南海トラフ地震等の危機管理対策、老朽化した施設の更新、水環境の変化に対応した水質管理の強化、多様化・高度化する利用者ニーズなどのさまざまな課題に対応するため、平成28年（2016年）に「鳴門市水道事業ビジョン」を策定しました。

基本方針

水道は、市民の安全で快適な暮らしや健康を守り都市機能を支えるために欠くことのできないライフラインであることから、50年後、100年後まで持続して安全な水を安定的に供給できるよう、鳴門市水道事業ビジョンに定めた目標達成に向けた取り組みを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 経営基盤の強化と適正な料金水準の設定

(1) 経営戦略の推進

中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

(2) 料金改定の検討

さまざまな経費節減のための取り組みを実施しても、近い将来に赤字が発生する見込みであることから、料金改定に向けた検討を早急に開始します。

2 水質の維持と市民の満足する水の提供

(1) 水質の監視強化

国などと連携し、取水を行っている旧吉野川の汚濁防止対策や緊急時の体制構築などの取り組みを進めます。

(2) カビ臭、塩素臭への対策

水道水のカビ臭や塩素臭を低減するため、必要な設備を整備します。

(3) 鉛製給水管の解消

水道水が管の中に長時間滞留すると水質基準を超える鉛が溶け出し健康を害する恐れがあるため、鉛製の給水管をなくします。

3 着実な施設の更新・耐震化と応急給水・復旧体制の整備

(1) 浄水場の更新

浄水場は水道事業の根幹となる施設ですが、建設から40年以上が経過し、施設の老朽

化が進行しており、耐震化もされていません。また、現在の浄水場はその構造や地盤の状況から耐震化することは困難なため、早急に浄水場を更新します。

(2)配水池の耐震化

主要な配水池の耐震診断を実施し、耐震性がないことが判明すれば、耐震化または更新工事を実施します。なお、更新工事を実施する際には、より効率的な配水を行うことができるよう施設の統廃合を検討します。

(3)基幹管路の耐震化

基幹管路と呼ばれる重要な管路の耐震化を重点的に進めます。

(4)応急給水・復旧体制の整備

災害時における飲料水の確保と漏水による二次災害の防止を目的として主要な配水池に緊急遮断弁を設置するとともに、マニュアル整備や防災訓練を実施します。

4 関係機関等との連携・調整と広報活動等の充実

(1)規制緩和等に向けた提言

より効率的な事業運営の実現に向けて、制度改正や事務改善の提案や要望を国や県などに積極的に行います。

(2)関係機関等との連携

近隣の水道事業者、他のライフライン事業者や市の他部局などと連携を図り、さらなる事業の効率化や災害対策などについての調査、検討を進めます。

(3)広報活動等の充実

市広報紙やテレビ広報番組などを通じて水道事業の現状や課題、今後の方向性について分かりやすく情報提供を行い、市民の水道への理解と愛着を深めます。

(4)道路

04 安全で快適な道路の整備

～安全で利用しやすい道路のあるまち～

現況と課題

- 1 神戸淡路鳴門自動車道及び四国横断自動車道鳴門～高松間の完成など高規格幹線道路*の整備にあわせ、市街地や観光拠点、公共公益施設などにアクセスできる道路ネットワークを形成するうえで、市道の整備を進めていく必要があります。
- 2 市道は、平成28年(2016年)4月現在、改良率57.4%、舗装率94.1%となっており県内他市町村に比べると比較的良好な水準にあります。しかし、既成市街地や既存集落などには緊急車両の進入が困難な狭い道路も多く残されており、地域の実情にあった安全に配慮した生活道路の整備が必要です。
- 3 市道に架かる橋梁数は、平成28年(2016年)4月現在で712橋ありますが、これらの橋は老朽橋も多いことから、計画的な整備・改良を推進していく必要があります。
- 4 本市の緑道*・歩行者専用道・コミュニティ道路*などは必ずしも十分に整備されていません。これらは潤いのある都市空間の形成のために必要であり、地域住民や関係機関との密接な連携を図りつつ、その実現に向けた検討が必要です。また、歩道のバリアフリー*化など、高齢者や障がい者などすべての人々に安全で快適な道路環境の整備が求められています。
- 5 本市では市道岡崎渡船場線など3路線の渡船が運行しており、地理的条件など運行継続の必要性から、3航路とも運行業務については民間会社に委託しています。
- 6 平成28年(2016年)4月現在、4,926灯の道路照明灯が設置されており、毎年年間40灯程度の新設照明が見込まれています。近年、設置された街灯などの老朽化が著しく腐食倒壊する事故なども想定されることから、計画的に更新していく必要があります。
- 7 本市における都市計画道路は、都市計画決定道路は31路線、延長57,910mであり、そのうち完成路線は18路線、完成及び一部完成延長は44,210mです。都市計画道路は、都市としての活力を育み、地域間の交流を促す機能を担います。このため、本市の将来都市構造をふまえ、必要な都市計画道路の整備に努める必要があります。
- 8 都市としての活力を育み、地域間の交流を促す高規格道路である、四国横断自動車道阿南～鳴門間の早期完成を促進する必要があります。また、同区間の周辺対策を地元や関係機関との協議のもと行うとともに、主要道路から市街地や観光拠点にアクセスできる道路網の検討が必要です。

■市道整備状況の推移

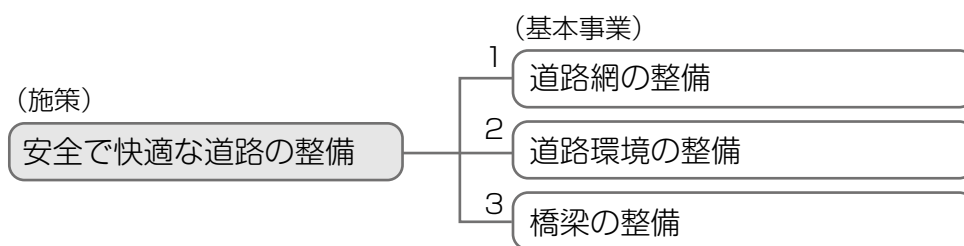
	路線数	道路延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	橋梁数	橋梁延長 (m)
平成 23 年	2,485	587.1	522.4	88.9	711	5,944
平成 24 年	2,490	593.2	528.4	89.1	712	5,968
平成 25 年	2,489	593.1	528.3	89.1	712	5,968
平成 26 年	2,501	594.0	529.3	89.1	712	5,973
平成 27 年	2,501	594.0	529.3	89.1	712	5,973

(資料：土木課)

基本方針

緊急性及び投資効果の高い事業から優先的に道路整備を促進し、より効果的で効率的な事業推進を行い、安心して移動できる円滑な交通網を確保して将来のまちづくりと整合した道路整備を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 道路網の整備

(1)幹線道路の整備促進

主要幹線道路である国道・県道については、現在、施工中あるいは計画中である事業の早期完成を要望するとともに、市民からの意見・要望を国・県の道路整備事業に反映していきます。

(2)都市計画道路の整備

地域間交通の軸となり域内の円滑な交流を確保するため、未整備区間については、国・県と連携を図りながら整備を推進します。

(3)高規格道路の整備促進と周辺対策

現在整備中である四国横断自動車道阿南～鳴門間については、早期完成を関係機関に要請するとともに、周辺対策については、地元と協議しながら、国・県と協調して整備を進めます。

(4)市道の整備

- ①沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進めるとともに、行き止まりの解消や狭あい道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備を推進します。
- ②側溝が整備されていないため路面排水処理などができない路線については、投資効果の高い箇所から側溝整備を進めます。

2 道路環境の整備

(1) 歩行者道路（歩道）等の整備

- ①安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
- ②歩行者の多い幹線道路や通学路を中心に、歩道の整備や交差点の改良を計画的に実施します。

(2) 道路緑地の環境づくり

快適な居住空間の確保という観点から、道路整備の際は、街路樹や植樹帯の確保に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

(3) 街灯などの整備

街灯などの照明設備については、効果的な照明が得られるよう見直しを行うとともに、老朽器具の有効性を見極めと効率の良い設置基準を設け合理的に整備します。

(4) 側溝清掃

雨水排水などの排水機能を維持するため側溝清掃を地域住民との協働により計画的に推進します。

(5) 市民との協働による道路環境整備

市が管理する道路におけるボランティア活動として道路アドプト事業を推進し、ボランティア活動の活性化と、道路愛護意識の高揚を図ります。

3 橋梁の整備

(1) 耐震補強等の整備

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等などに備え、広域避難路などに架かる主要橋梁に落橋防止対策などの耐震補強を施します。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の予防保全的な修繕を図ります。

(5)交通

05 新しい公共交通網の確立

～人が行きかうまち～

現況と課題

1 本市は、四国の東玄関に位置する交通の要衝となっており、神戸淡路鳴門自動車道と四国横断道・四国縦断道との連結により、高速道路網が著しく進展しました。特に高速バス交通網においては、関西圏、中部圏、関東圏へのアクセスが向上しました。これら交通網の整備について、今後も継続して利用者の利便性向上等を図る必要があります。

2 平成19年(2007年)度に設置した鳴門市地域公共交通会議において、市営バス各路線の民間委託などについての考え方が示されたことから、平成20年(2008年)度には、「里浦線」、「運動公園線」、「高島線」を「地域バス」として2路線に再編するとともに、運行業務を民間に委託することとしました。

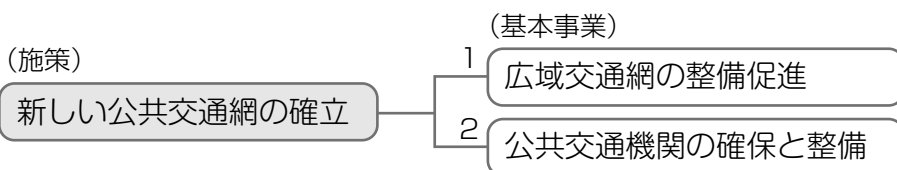
また、市民生活に必要な移動手段は基本的に確保するとの方針のもと、「高島線の一部」、「鳴門公園線」を民間事業者に移行し、平成25年(2013年)度4月1日から、市営バスが運行を行っていた3路線「引田線」、「北泊線」、「大麻線」を民間事業者に路線移譲し、運行を開始しました。これにより、バス事業は公営企業ではなく、民間企業に委ねられることとなりました。今後については、民間事業者等との調整を図ることにより、効率的で安定的な路線維持に努めるとともに、市民協働の基本的な考えのもと、新しい公共交通体系の研究を行う必要があります。

基本方針

四国の東玄関口としての交通拠点性を高めるため、広域交通網の整備を図り、人・物・情報が行きかうまちづくりを推進します。

市内の公共交通については、高齢者や障がい者、生徒など地域住民の身近な足として、安全かつ利便性に配慮した移動手段を確保しつつ、市民のニーズや社会変化に対応し、利用しやすく効率的で、まち全体の活性化につながる新しい公共交通体系の確立をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 広域交通網の整備促進

(1) 高速バス路線網の整備と利便性の向上

四国の東玄関に位置する地の利を活かし、広域交通網の確保・充実を図るとともに、交通結節点としての高速鳴門バス停留所の利便性向上に努めます。

2 公共交通機関の確保と整備

(1) 新しい市内公共交通体系の構築推進

市民生活に必要な移動手段は基本的に確保するとの方針のもと、協定路線や民間委託路線の、効率的で安定的に持続可能な運営に努めます。また、超高齢社会など社会環境の変化への対応や、多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を研究します。

(2) 民間交通機関の確保・充実

民間バスの生活交通路線の確保、JR 鳴門線の利便性の向上などを関係機関へ要請します。

(6)ごみ処理

06 自然と共生できる循環型社会づくりの推進

～限られた資源を大切にすまち～

現況と課題

- 1 家庭系一般廃棄物については、収集区域をわかりやすい町・字による地区割に変更し、平成14年（2002年）10月から市指定袋による収集を行っています。現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装類、危険ごみ・有害ごみ、飲料用缶類の分別区分により収集を行っていますが、一部に混在ごみが見られることから、引き続き、分別の徹底を推進する必要があります。
- 2 事業系一般廃棄物については、ほぼ横ばいで推移しているため、排出量の減少をめざし、廃棄物の発生抑制と再資源化に取り組むよう、事業者働きかける必要があります。
- 3 燃やせるごみについては、平成20年（2008年）4月より操業を開始した流動床式ガス化溶融炉（処理能力35トン／24H×2基）で焼却処理していますが、今後も継続して安定的な処理ができるよう、施設の適正な運転管理に努めるとともに、これまでに培ってきたごみ減量への取り組みを基本としつつ、新たな取り組みについても実施する必要があります。
- 4 燃やせないごみについては、クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、リサイクルのための処理がより効率的に行えるようになりましたが、循環型社会形成のため、今後ますます再資源化の推進を図っていく必要があります。
- 5 粗大ごみ・電気製品等については、原則としてクリーンセンターへ直接持ち込みとなっていますが、平成21年（2009年）10月より、高齢者や障がい者等持ち込みが困難な世帯を対象に戸別収集を行う「うずしおふれあい収集」を行っています。今後、高齢化の進展に伴って粗大ごみ等の搬入が自らできない世帯の増加が予想されるため、事業を継続していく必要があります。
- 6 リサイクルについては、平成9年（1997年）度の容器包装リサイクル法の施行にともない、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の再資源化を促進するための収集・処理体制の整備を図ってきました。現在、収集した資源ごみは、クリーンセンター内リサイクルプラザにおいて一時保管及び中間処理を行い、リサイクル事業者へ引き渡しています。また、地域住民を主体とした資源ごみ回収団体による新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・アルミ缶・スチール缶・布類などの回収活動も市内全域で実施されており、ごみの再資源化に大きな成果が上がっています。今後とも、各種のリサイクル法やリサイクルシステムに対応した、再資源化施策を円滑に推進する必要があります。

■ごみの年間処理量の推移

(単位：t)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
可燃ごみ ^{※1}	15,317	15,143	15,403	15,544	15,127
不燃ごみ	1,587	1,477	1,394	1,401	1,423
プラスチック ^{※2}	1,048	1,038	1,034	1,004	1,013
びん	586	558	510	487	483
ペットボトル	113	119	149	138	141
合計	18,651	18,335	18,490	18,574	18,187

※1 可燃ごみの中に、飲料用缶を含みます。

(資料：クリーンセンター廃棄物対策課)

※2 プラスチックの中に、危険ごみ・有害ごみを含みます。

■資源ごみ団体回収量の推移

(単位：t)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
団体数	187	187	189	189	191	
回収品目	新聞	976	809	787	792	713
	雑誌	749	605	570	579	538
	ダンボール	612	446	466	510	492
	雑がみ	44	51	45	43	41
	アルミ缶	68	64	62	58	56
	スチール缶	130	116	94	87	71
	古布類	72	57	59	49	48
	合計	2,651	2,148	2,083	2,118	1,959

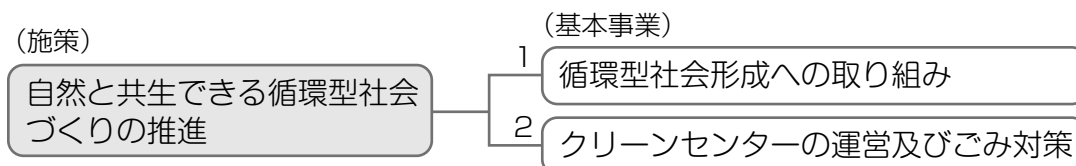
(資料：クリーンセンター廃棄物対策課)

基本方針

ものの買い方、使い方などのライフスタイルの見直しや循環型社会形成に向け、ごみの減量・再使用・再生利用を推進します。また、ごみ処理施設に搬入されるごみを適正処理し、リサイクル資源として活用するなど、資源を大切にし、自然と共生できる循環型社会づくりを構築します。

また、周辺環境に十分配慮したクリーンセンターの適正な操業に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 循環型社会形成への取り組み

(1)環境に配慮したライフスタイル・社会構造づくりの推進

- ①社会経済情勢等の変化をふまえ、目標数値や制度の見直しで、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進する循環型社会づくりをめざします。
- ②生活や事業活動にともなう物品の製造・購入・販売段階において、環境への負荷が少ないものの選択を啓発するとともに、市民が消費者として循環型社会形成に即したごみ排出を削減する行動につながる施策の推進に努めます。
- ③市が率先してグリーン購入*を進めるなど、環境に配慮した取り組みを進めていくとともに、事業所・企業へも環境に配慮した取り組みの推進を働きかけていきます。
- ④広報なるとやテレビ広報なるとを活用した、徳島県が認定するエコショップ、環境に配慮している事業所、ごみ減量やリサイクルに取り組んでいるグループや個人の紹介などを行い、市民への啓発に努めます。
- ⑤省資源化ならびにごみ減量施策の一環としてのマイバッグ運動を推進します。

(2)ごみの減量化・発生抑制の推進

- ①ごみの排出時に、地区自治振興会と連携し、各地区ステーションでの分別・減量・ごみ出しマナーを直接啓発するとともに、分別が不十分なおみには啓発用のシールを貼付し収集を行わないことなど分別の徹底を図ります。
- ②ごみの量や質を把握することにより、効果的なごみ減量策について研究を行い、その結果を基に地域における啓発活動を進めていき、地域住民を主体とするごみ減量の取り組みを進めます。
- ③広報なるとやテレビ広報なるとなどを通じ、発生抑制の具体的取り組みを紹介し、ごみの減量化・発生抑制の推進に努めます。

(3)再使用の推進

リサイクルショップの利用が積極的に図られるような取り組みを進めるとともに、フリーマーケットの開催を奨励・支援します。

(4)再生利用の推進

- ①家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポスト*のあっせんなどにより、生ごみの堆肥化を進めます。
- ②資源ごみ報奨金制度の周知を図り、地域コミュニティや市民団体などによる資源物の集団回収の支援・促進に努めます。
- ③容器包装リサイクルについては、拠点収集を主体とし再資源化を推進します。家電リサイクル及びパソコンリサイクルについては、法制度に基づいた適正な排出が図られるよう制度の周知を図ります。

2 クリーンセンターの運営及びごみ対策

(1)ごみの適正処理・処分の推進

- ①ごみ焼却施設の適正な運用を行うとともに、ダイオキシン類などの定期測定を実施し、検査結果などの情報公開を進めます。
- ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく適正な処理・処分・再資源化が

図られるよう、関係機関との連携を図りながら、必要に応じ排出者への指導などを行います。

(2)ごみ焼却施設の適正管理・維持整備

クリーンセンターの操業にあたり、安全な運転管理と適正な維持管理に努め、故障・事故の未然防止と効率的処理に努めるとともに、周辺環境対策を行います。

(3)ごみ処理体制の効率化と民間委託の検討

より簡素で効率的な運営を行うため、収集ルートや収集形態及び組織体制の検討を行い、将来の民間委託に向けた検討を行います。

(4)ごみの減量及び適正処理の管理

分別徹底の広報・啓発を行い、廃棄物の減量化を図り、経費の削減と再資源化を推進します。また、搬出している廃棄物が適正かつ安全に処理されているか、定期的に現地を確認し管理を行います。

(5)不法投棄対策の推進

未設置地域において不法投棄監視パトロール隊の設置を働きかけ、不法投棄防止看板などの設置支援を進めるとともに、民間事業者や地域住民と連携し、情報収集や現地パトロールの監視体制を強化します。また、鳴門市不法投棄監視パトロール連絡協議会により、不法投棄防止ネットワークの構築を図り、不法投棄を許さない市民運動を高めます。

(6)環境学習館の運営

循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、ごみの減量・リサイクル及び環境をテーマに施設見学や体験学習、講座の開設など環境教育・学習の場の充実を図ります。

(7)災害時における廃棄物処理

地震や台風などの被災時を想定し、災害予防や廃棄物に関する緊急対応、復旧・復興に必要な基本的事項等を取りまとめた鳴門市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理対策の充実と強化を図ります。また、本計画は状況に応じた見直しを行い、より実効性の高いものにバージョンアップしていくものとします。

(7)エネルギー使用

07 地球温暖化・省エネ対策の推進

～地球に優しいまち～

現況と課題

1 私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、このことによって地球温暖化*の原因となる二酸化炭素を大量に排出したり、限りある資源を枯渇させるおそれも生じています。このため快適な生活環境を将来世代に伝えるには、エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みが必要となっています。

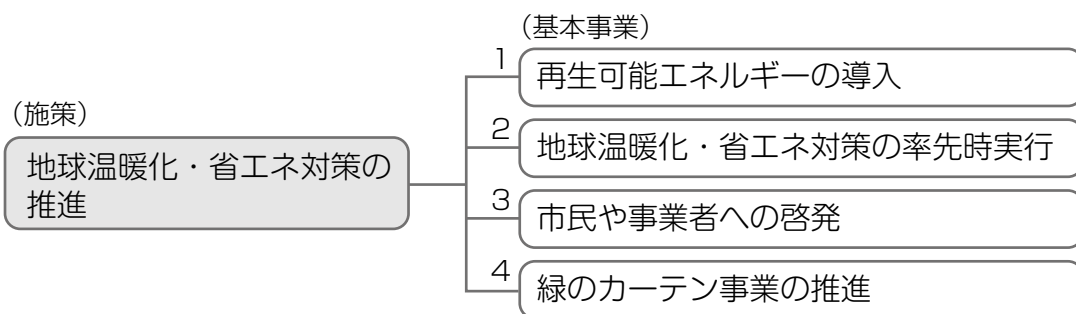
2 地球温暖化の進行とその影響は既に深刻なものになっており、現在のような化石燃料に依存したエネルギー消費を続ければ、今世紀末には地球の平均気温が4度以上上昇し、取り返しのつかない甚大な影響を及ぼすと言われてしています。

こうしたことから、本市においても、市の事務事業等に起因する温室効果ガスの削減に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。

基本方針

本市の自然環境や社会環境と調和し、地域振興にも寄与する再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギーを大量に使用するライフスタイルを見直し、自然環境への負荷を低減させる取り組みを市民や事業者とともに推進し、地球環境にやさしいライフスタイルの定着をめざした取り組みを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 再生可能エネルギーの導入

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」導入以来、本市においても民間事業者による多くの「太陽光発電施設」が建設されてきましたが、太陽光以外の自然エネルギーは、ほとんど活用されていないのが実情です。このため、風力発電の導入について取り組みを進めていきます。

2 地球温暖化・省エネ対策の率先的実行

市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるためのさまざまな取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報紙や市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。

3 市民や事業者への啓発

環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的対策について、CO₂削減効果や省エネ効果などの周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。

その中でも、ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみの分別徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。

4 緑のカーテン*事業の推進

夏場の電気使用量の削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配付します。



緑のカーテン事業

(8)消費生活

08 消費者政策の推進

～安全で安心な消費生活ができるまち～

現況と課題

- 1 近年の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズや流通形態の変化などにもとない、新しい商品が次々に開発されるとともに、多種多様なサービスが消費者に提供されています。また、スマートフォンの急速な普及により、だれもがインターネットを通じて容易に世界とつながることができるようになった一方、日々至る所でさまざまなトラブルが発生しており、ますます多様化・巧妙化する詐欺等の被害もいまだにありません。さらに、トラブルは高齢者だけに限らず、小・中・高生などの若い世代でも発生しています。こうした中、鳴門市消費生活センターの相談件数も、平成22年（2010年）度の259件から、平成27年（2015年）度には310件と増加しており、相談機能の充実・強化に努めています。
- 2 消費生活センターでは、専門的知識を持った相談員が、市民から消費生活に関する相談や苦情を受け、それらの解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行っています。また、消費生活の向上に取り組む団体として、鳴門市消費者協会が独自にさまざまな活動を行っているほか、市と協力して詐欺・トラブルに関する注意喚起や消費生活センターの周知活動も行っています。
- 3 今後、消費者を取り巻く環境が一層変化していくことが予想されるなか、消費者が十分な知識を持ち、自らの判断で適切な消費行動ができるよう、消費者教育の推進や適切かつ迅速な情報提供、相談・苦情処理体制の充実、消費者団体の育成を図る必要があります。

■消費生活センター相談件数の推移 (単位：件)

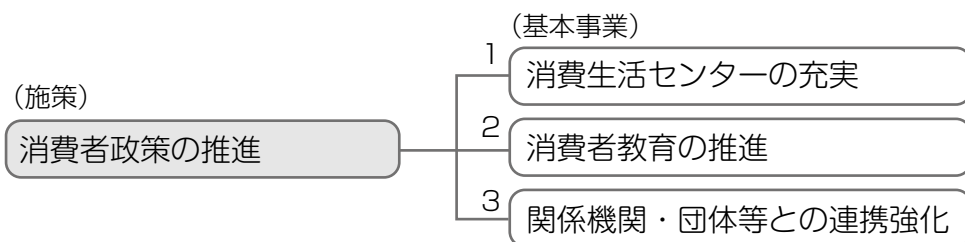
	一般相談	苦情相談	合計
平成23年度	19	207	226
平成24年度	25	224	249
平成25年度	25	299	324
平成26年度	31	300	331
平成27年度	28	282	310

(資料：消費生活センター)

基本方針

市民が安全で安心した消費生活を送ることができるよう、消費生活センターの相談窓口の充実や、市民への啓発・情報提供、関係機関との連携強化などに努めるとともに、消費者教育を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 消費生活センターの充実

消費者から寄せられた消費生活に関する相談や苦情に、迅速かつ的確に処理できる体制の充実に向け、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の活用や、相談員の積極的な研修参加等による資質向上を図ることにより、相談業務の質的向上、効率化を図るとともに、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、適切な消費者情報の提供に努めます。

2 消費者教育の推進

消費者の自立を支援するため、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて消費生活に関する教育を充実するとともに、講演会等の開催や啓発資料の配布等により消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進します。

3 関係機関・団体等との連携強化

- ①関係機関・団体等と緊密な連携や情報交換を行うことにより消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保します。
- ②消費生活の安全・安心等に取り組んでいる鳴門市消費者協会などの活動を支援します。
- ③地域包括支援センターと連携し、民生委員児童委員やホームヘルパーへの情報提供を通じた地域の見守り活動を促進し、高齢者の消費者被害の未然防止を図ります。



北部地区 消費者のつどい



市民活動交流研修会

(9)火葬場・墓地

09 火葬場・墓地の適正な運営・管理

～永遠のやすらぎを大切にするまち～

現況と課題

1 本市の火葬場は、施設の老朽化及びニーズの多様化に対応するため、平成19年（2007年）度に施設改修を行うなど施設整備を進め、適切な運転を行うことにより、利用者へのサービス向上や自然環境・周辺環境の保全に努めています。

施設の使用状況は増加傾向にあり、平成27年（2015年）度は市内居住者743件、市外居住者139件の合計882件と、5年前と比較すると全体で108件、約14.0%増加しています。

今後の運営については、利用者に対する一層のサービス向上や、より簡素で効率的な運営が求められており、火葬場業務の管理運営における民間活力の導入について幅広く検討し、導入に向けての取り組みを進めていく必要があります。

2 市営墓地は、市内各地に点在しており、地域に密着したものになっています。墓地は持続性・公共性・公益性が確保されることが求められており、墓地の利用者や地域による適切な墓地管理が必要となってきます。

■火葬場使用状況の推移

(単位：件)

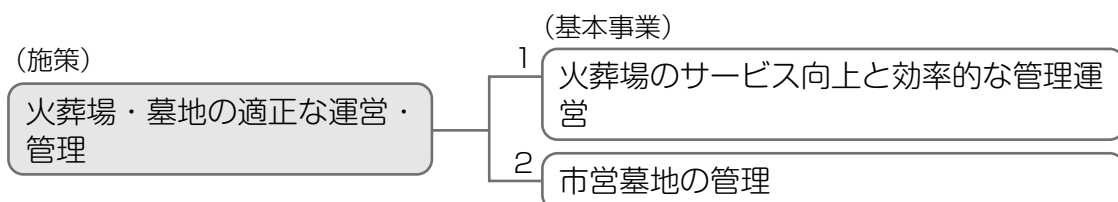
	大人			子ども			合計
	市内	市外	計	市内	市外	計	
平成23年度	711	112	823	10	5	15	838
平成24年度	762	147	909	11	4	15	924
平成25年度	724	126	850	15	4	19	869
平成26年度	743	132	875	10	5	15	890
平成27年度	735	139	874	8	0	8	882

(資料：クリーンセンター管理課)

基本方針

火葬場の運営について、利用者へのサービス向上を図るとともに、より効率的な管理運営を進めるため、民間活力の導入について検討し、導入に向けた取り組みを進めます。また、市営墓地については、各墓地の現状をふまえ適正な管理に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 火葬場のサービス向上と効率的な管理運営

- ①利用者が快適に施設を利用できるように適正管理を図るとともに、利用者へのサービス向上に努めます。
- ②サービスの充実やより簡素で効率的な運営を行うため、火葬場業務の管理運営について、民間活力の導入を検討し、実施に向けた取り組みを進めます。

2 市営墓地の管理

市営墓地の実情把握に努めるとともに、墓地を使用する一人ひとりが適切に維持管理をするという認識を深めることができるよう啓発を行います。また、墓地使用者による管理組合の設立など、墓地の利用者や地域による適切な墓地管理の促進に努めます。

(1)自然環境

01 自然環境の保全と生活環境づくり

～自然と身近に触れあえるまち～

現況と課題

1 市域の約6割を占める山林は、広大な緑の回廊として、オオタカやハヤブサなど希少な猛禽類を始め、さまざまな野生動物の生活空間として重要な役割を果たしています。しかし山あいの自然環境は土砂採掘等による山林の減少、高速道路等幹線道路の整備にともなう野生動物の生活空間の分断、管理されなくなった山林の荒廃、ごみの不法投棄などにより大きく変貌しており、その影響は、景観の悪化、川への土砂流出、生息生物の減少のほか、イノシシやサルなど本来山で暮らす野生動物が人里まで下りてきて農作物への被害も発生しています。

こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためにも、人の暮らしとの調和の中で、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していく必要があります。

2 農業が盛んな本市において、農地は人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場であり、広大な農地の風景は鳴門の代表的な原風景でもあります。

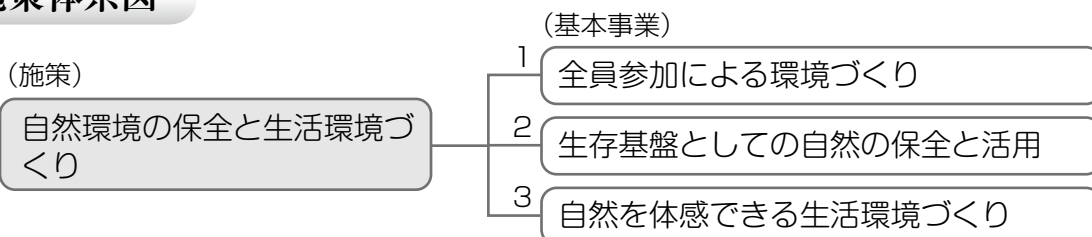
近年、国でも環境保全型農業や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営を図るためにも、環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要となってくるものと考えられます。特に、本市の農地は、集落と隣接していることも多いことから、住民も含めた幅広い参加のもと、農地の持つ多面的機能に着目した自然環境の保全や再生に向けた取り組みを推進していく必要があります。

3 本市では、市街地においても周囲に海や山があり、水や緑豊かな自然環境の中で暮らしているという印象がありますが、身近な自然環境は失われつつあるのが実情です。身近な自然環境は生活に潤いを与えます。特に、子どもたちにとっては、自分たちの行動範囲にある身近な自然環境は、感性を磨き、生きる力を育む重要な空間です。このため、街なかの丘陵や社寺林、小河川など小規模でも身近な自然環境を保全・再生し、活用していく必要があります。

基本方針

市民生活の基盤であり、貴重な財産でもある本市の自然環境の保全と自然と調和したまちづくりに市民や事業者とともに取り組みます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 全員参加による環境づくり

本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくための関連施策との調整・連携を図っていきます。

また、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境教育・環境学習の開催や、市が取り組む環境施策に市民の意見や提案を取り入れる場の設置など、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。

さらに、環境活動に取り組んでいる市民・事業者・民間団体等を支援するなど、市民等と連携した環境づくりを推進します。

2 生存基盤としての自然の保全と活用

(1)山林の保全と再生

①山林は野生動物の生活空間・移動空間であり、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化*防止など環境保全にさまざまな機能を有しています。山林は、地域振興との調和を図るなかで、保全と再生に努めるとともに、山間部における不法投棄を防止するため、市民や事業者と連携したパトロールを実施するなど環境保全に努めます。

②鳴門公園から島田島の島嶼部、大麻山周辺に整備されている「四国のみち*」については、国や県と連携しながら、安全で快適に利用できるよう維持管理に努め、自然を探索できる場所として活用を図っていきます。

③市街地周辺の山林についても自然環境の保全と再生に努め、市民が気軽に自然とふれあえる「里山づくり」に地域住民と協働で取り組みます。

(2)農環境の保全と再生

本市の平地面積の約半分を占める農地は、市の土地利用において大きな比重を占めており、農作物の生産の場であるだけでなく、人と自然が共生する場でもあります。これら自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民との協働のもとで進めていきます。

(3)野生の生きものの生息環境の保全と再生

①本市には希少な猛禽類が生息しているほか、猛禽類等野鳥の日本有数の渡りのコースともなっています。こうした野生生物の生息環境の保護対策について検討します。

②クリーンセンター周辺で整備を進めている「フクロウと子どもたちの森」にさまざまな生きものが生息できるビオトープを創出し、自然に触れる野外学習の場として活用します。

3 自然を体感できる生活環境づくり

①市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを進めるため、市街地の緑化を推進するとともに、地域の自然環境を生かした景観づくりに努めます。

②日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川の保全と再生に努めます。

③街なかの丘陵や社寺林、小河川などを身近な自然にふれあえる空間として保全・再生に努めるとともに、その活用を図ります。

(2)公園・緑地

02 緑の保全と創出

～生活に潤いを与える緑あふれるまち～

現況と課題

- 1 公園や緑地は、暮らす人々に潤いと安らぎを与える憩いの場としてスポーツやレクレーションにも利用されるとともに、環境負荷を軽減する環境保全機能や防災機能などさまざまな役割を担っています。本市の主要な公園は、観光施設としての機能も有しており、自然に恵まれた美しい景観、産直市や多様なイベントの実施など人が集まるにぎわい創出の場としても、重要な役割を担っています。
- 2 本市の主要な公園は、撫養地区では鳴門総合運動公園・うずしおふれあい公園・撫養川親水公園、鳴門地区では鳴門ウチノ海総合公園・鳴門塩田公園、大麻地区ではドイツ村公園などがあげられます。そのうち、県営施設である鳴門ウチノ海総合公園は、平成15年(2003年)6月にオープンし、本市が平成18年(2006年)度から指定管理を受け維持管理運営を行っています。また、鳴門総合運動公園も平成21年(2009年)度から一部維持管理運営を行っており、平成27年(2015年)度から新たに指定管理を受け鳴門総合運動公園の駐車場を含めた維持管理運営を行っています。
- 3 既存公園は、完成後25～35年を経過し、施設が老朽化しており対策が必要です。また、通常の清掃や除草は地元自治会などによるボランティア管理委託を進めていますが、近年高齢化が進み世代交代を推進していかなければ難しい面があり若年層の積極的な参加が望まれます。
- 4 ドイツ村公園については、「第九」アジア初演100周年の事業にあわせ、園周辺の各施設を整備し、より環境に配慮した美しい公園をめざします。一方で、ドイツ村公園内の園路の高木及び低木の維持管理、「ばんどうの鐘」へ続く遊歩道の整備等を年間を通じてどのように整備、推進していくかが課題です。
- 5 瀬戸内海国立公園区域内は、大塚国際美術館や渦の道などの観光施設が設けられており、また、大麻山県立自然公園周辺地域には、ドイツ館や賀川豊彦記念館、四国霊場一番札所 靈山寺・二番札所極楽寺、かつて板東俘虜収容所で実際に兵舎(バラック)として利用されていた建物を解体・移築した道の駅「第九の里」など歴史文化施設があり、今後も観光客と利用者の増加を図っていくことが課題です。
今後これらの公園や周辺地域においては、本市を代表する観光地として、貴重な自然環境の保護との調和を図るとともに、自然公園法をはじめとしたさまざまな法律を遵守しながら、多くの方々の憩いの場としての環境整備を図っていくことが重要な課題です。
- 6 徳島東部都市計画区域緑のマスタープランを基本計画として、鳴門市のドイツ村公園等、歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化保全し、スポーツ・レクリエーション活動の場としての鳴門ウチノ海総合公園を中心としたウチノ海地区等において緑地の保全

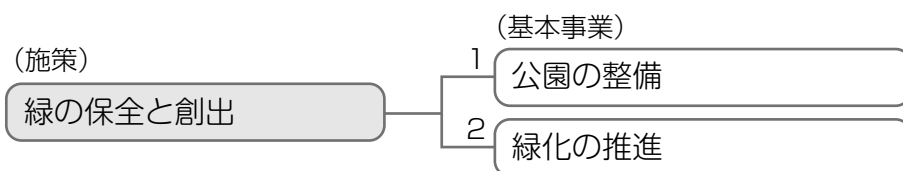
を図る必要があります。

- 7 都市緑化については、公共施設の緑化推進とともに緑化意識の高揚と市民との協働による公園や緑地帯などの緑化推進が必要です。枯れ葉や害虫、街路樹の根の成長により、舗装や縁石の持ち上げを起こす街路樹の根上がり等への対策も求められます。

基本方針

市民の自然志向・環境志向が大きく高まるなか、市民と一体になって豊かな自然と優れた景観の保全に努めるとともに、観光資源としての整備と利用促進を図ります。
市民との協働による公園や緑地の整備と維持管理に努め、やすらぎと潤いにあふれたまちづくりを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 公園の整備

(1) 都市公園の整備と利用促進

- ① 国の補助制度などの活用を図りながら長期的な緑化施策を推進します。
- ② ドイツ村公園は、より環境に配慮した美しい公園をめざすため、園路の高木及び低木の剪定を行い「ばんどうの鐘」へ続く遊歩道の草刈等を実施するなど、ドイツ村公園全体の美化を推進します。
- ③ 衛生センター周辺整備事業の一環として進めてきた木津城山公園は、平成21年(2009年)度から開園しており、市民の憩いの場としての環境づくりに努めます。
- ④ 鳴門ウチノ海総合公園については、関係団体や学識経験者などで構成する「鳴門ウチノ海総合公園を育てる会」などと連携を図りながら、適正な管理と多面的活用などの利用促進に努めます。

(2) 自然公園の整備と利用促進

- ① 瀬戸内海国立公園区域及び大麻山県立自然公園区域については、景観の保護、海岸の維持を図るために国や県と協調していきます。
- ② (一財) 自然公園財団が実施する自然環境の保全及び自然とのふれあいに関する思想の普及のための自然観察会や自然解説その他自然とのふれあいのための情報提供事業のパークガイドづくりなどに協力します。

(3)市民との協働などによる維持管理の充実

- ①街区公園などの身近な公園については、公園ボランティア制度の維持、充実を図るなど、市民との協働事業やボランティア活動を推進し、より安全で快適な公園の管理を進めます。
- ②公園や街路樹から発生する雑草、せん定枝葉などはチップ化の促進及び堆肥として活用する「緑のリサイクルシステム」を構築し、資源化に努めます。

2 緑化の推進

(1)公共施設の緑化

緑のある快適な都市空間を形成するため、公共施設の緑化を推進します。

(2)市民との協働による緑化の推進

- ①公園や緑地帯などについては民間ボランティアなどが花づくりをしやすい環境整備に努めます。
- ②市道の植樹ますの維持及び管理については、市民との協働事業やボランティア活動を推進します。

(3)緑化意識の高揚

緑豊かな潤いのある住み良い環境を創造するため、緑化意識の高揚を図ります。

(3)生活排水対策

03 生活排水対策の推進

～きれいな水環境を守るまち～

現況と課題

1 すべての生活排水を適正に処理するためには、公共下水道に代表される汚水の集合処理施設を利用するか、そうでなければ合併処理浄化槽を利用するしかありません。

本市の公共下水道は平成21年(2009年)度に供用開始し、平成27年(2015年)度末現在の処理区域内人口は市全体の約8.8%である5,265人で、このうち、実際に下水道に接続している利用者は1,649人となっています。公共下水道以外の集合処理施設には市営矢倉団地に設置しているコミュニティ・プラントがありますが、平成27年(2015年)度末現在の利用者は433人です。

2 現状において、公共下水道やコミュニティ・プラントが、供用されているのは市内の一部であり、ほとんどの生活排水は個別処理施設で処理されているのが実態です。

平成27年(2015年)度末における本市の汚水処理人口普及率は42.5%ときわめて低く、6割近くの生活雑排水が未処理で排出されている状況です。これら未処理生活雑排水が河川等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっており、住宅が密集して人口が多い地域ほど河川や水路の水質が悪化しています。

このため、河川等の水質を改善するには、公共下水道や合併処理浄化槽などすべての生活排水を処理できる生活排水処理施設の整備を推進する必要があります。

3 本市の汚水処理対策は、これまで「鳴門市生活排水対策推進計画」や「鳴門市汚水処理構想」などの計画に基づいて推進してきました。

今後も、本市における生活排水対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年(2011年)3月には「鳴門市生活排水対策推進計画」の内容を見直し、汚水処理人口普及率の向上や公共用水域の水質改善に取り組んでいます。

また、「汚水処理構想」についても、人口減少や社会構造の変化など汚水処理施設整備の前提となる諸情勢の変化に対応するため、適宜見直しを行い、今後はそれぞれの地域の特性や実情に応じた手法で順次汚水処理対策を推進していく必要があります。

4 生活排水や、工場排水をきれいな水にして川や海に返す重要な社会基盤施設である下水道の整備については、川や海の水質保全と生活環境の改善を図ることを目的に、県及び旧吉野川流域の2市4町が一体となって事業を進めています。

これまで整備を進めてきた撫養中心部(103ha)と大麻町市場の工業専用地域(8ha)に引き続き、平成23年(2011年)度からは撫養中心部の周辺地域(78ha)にも拡大し、整備を進めています。

下水道事業を長期に渡り安定的に運営していくためには、供用区域内の多くの市民に加入していただくことが必要不可欠であることから、下水道接続に関する排水設備費用の助成制度など、個人負担の軽減対策等も考慮しながら、水洗化率*のさらなる向上を図る必要があります。

5 公共下水道の整備には、相当な期間と費用が必要であり、合併処理浄化槽の整備も相当な個人負担をとらなうため、個別処理施設の7割以上を占めている単独処理浄化槽や汲み取り槽を短期間で合併処理浄化槽に転換していくことは容易ではありません。このため、河川等公共用水域の水質改善・保全を図っていくためには、公共下水道等の生活排水処理施設の整備促進とあわせて、生活排水に含まれる汚濁負荷を削減するためのさまざまな取り組みが必要となっています。

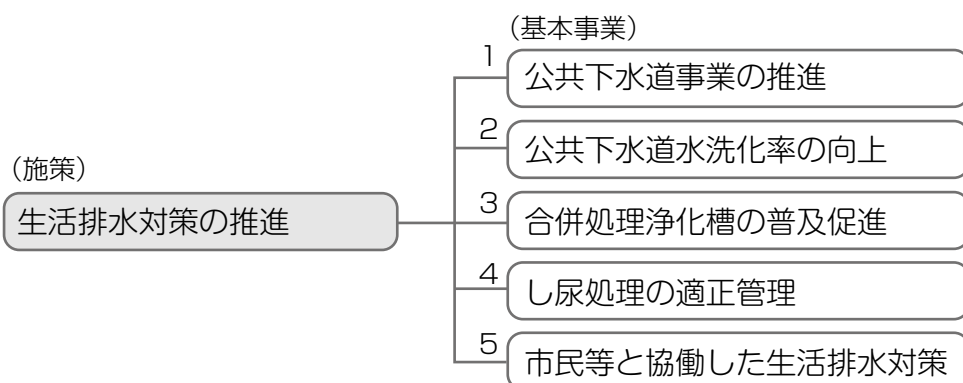
6 生活排水処理の大部分を個別に処理せざる得ない状況の本市においては、汲み取り槽や浄化槽で発生するし尿や汚泥の処理が欠かせません。

本市のし尿処理施設は、希釈水が不要な高負荷脱窒素処理方式を採用しており、周辺環境への負荷を最小限にとどめていますが、同施設は稼働後20年以上経過していることから、老朽化にとらなう機能低下を防ぐため、定期的に保全・整備を行うとともに大規模な改修についても検討する必要があります。

基本方針

公共下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を推進し、汚水処理普及率の向上を図るとともに、適正な維持管理に努め、市民や事業者の協力のもとで、生活排水に含まれる汚濁負荷量を削減するための取り組みを進めることにより、身近な水環境を再生し、豊かな川と海を守り育てます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 公共下水道事業の推進

住宅が密集して人口が多い地域では、生活排水を個別に処理するよりも集合処理した方が効率的なため、見直した「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか、人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。

2 公共下水道水洗化率の向上

公共下水道が整備されても、接続する市民や事業者が少なければ公共用水域の水質改善や地域の生活環境の改善の効果は十分に発揮されません。また、今後、本市の汚水を長期に渡り安定的に処理するためには、健全な下水道経営を実現する必要があります。

そこで、下水道の普及を促進し、水洗化率の向上を図るため、高齢者または障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置などの制度充実や、接続に関する排水設備費用の助成制度の活用により、水洗化率のさらなる向上に努めます。

3 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備を計画していない地域あるいは計画している地域であっても整備までに相当な期間を要すると思われる地域にあつては、合併処理浄化槽の普及によって汚水処理人口普及率の向上を図っていく必要があります。このため、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

4 し尿処理の適正管理

適正かつ効率的なし尿処理を継続的に行うため、施設を適正に運営管理し、定期的な保全整備を行うとともに施設の改修についても検討します。

5 市民等と協働した生活排水対策

(1)汚濁負荷軽減の取り組み

生活排水に含まれる汚濁負荷を軽減する効果があるEMの活用について市民に周知するとともに自治会や市民団体などと連携しながら普及に努めます。

(2)生活排水に関する啓発活動の推進

- ①生活排水に含まれる汚濁負荷を軽減するため、生活排水対策の必要性や家庭でできる具体的な取り組みとその効果等に関する情報を市の広報や市公式ウェブサイトで紹介するなどさまざまな機会を通じて啓発活動に取り組みます。
- ②浄化槽は、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、悪臭が発生したり、放流水の水質が悪化したりして公共用水域の汚濁の原因ともなります。浄化槽の処理能力を維持し、生活排水をきれいな水にして河川等に放流するため、浄化槽の保守点検、清掃、及び法定検査の受検について、市民や事業者への周知徹底を図っていきます。

(4)河川・海岸

04 自然環境に配慮した水辺空間の整備

～自然豊かな水辺空間をつくるまち～

現況と課題

1 市内には、市域の南部を東流している旧吉野川や阿讃山脈から流れ出している板東谷川や折野川、市街地のなかを流れる撫養川や新池川など多くの河川があります。平野部にはこれらの河川から水を引いている農業水路が縦横に走り、山麓部には、農業用水確保のための「ため池」も多く見られます。

これらの多様な水辺環境は、日常生活との関わりが深い、より身近な水辺として親しまれてきましたが、近年、護岸のコンクリート化や生活排水の流入による水質の悪化、生息生物の減少や「ブラックバス」「アカミミガメ」等、外来生物の増加と在来生物の減少、砂防工事や建設残土等の埋め立てによる溪流の喪失など水辺環境は大きく変化しています。

2 本市の河川は、国が管理する一級河川11河川、県が管理する二級河川7河川、市が管理する準用河川18河川からなり、緊急性の高いものから順次改修されています。宅地開発が進むなか、普通河川（水路）の整備が遅れ、市街地の浸水や生活排水の流入による水質の悪化が見られる箇所があり、早急に整備を進めていく必要があります。

3 市内を流れる河川のうち、旧吉野川や撫養川など水量が豊富で水の循環が良い河川や田園地帯を流れる河川の水質は比較的良好で、山間部では、ホタルが見られる清流も残っていますが、市街地の河川や水路の水質は生活排水によると見られる水質汚濁が進んでおり、対応が求められています。

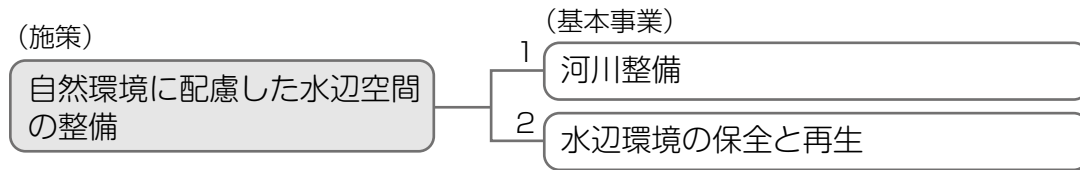
4 本市の海岸延長は約85.4kmあり、そのうち市管理漁港海岸は約13.0kmです。これらの海岸の防護施設は、高潮・波浪・海岸浸食などの影響を受けやすく、老朽化による機能低下が進んでいます。海岸法の改正による海岸保全基本計画に基づき、安全で安心できる地域社会を形成するため海岸保全施設の早急な整備を進めていく必要があります。

5 鳴門の海は、本市の水産業を支える豊かな漁場であり、自然景観に恵まれた観光資源としても重要な自然環境です。しかし、近年では、水質汚濁、ごみの漂着や不法投棄など多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、魅力ある海の環境づくりへの取り組みが必要となっています。

基本方針

自然環境と景観に配慮した河川・海岸整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎある水辺空間づくりに努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 河川整備

(1)河川の改修

撫養川・大谷川・新池川などの県管理河川については、護岸整備をより一層要望します。市管理の準用河川については、親水性のあるやすらぎ空間となるよう景観や自然環境に配慮した、災害に強いまちづくりのための整備に努めます。

(2)河川環境の整備

水生生物などが生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。

(3)排水路の整備と適正管理

快適な住環境づくりを進めるため、排水路の整備や清掃を行い、浸水防止や悪臭防止を図るなど適正な管理に努めます。

2 水辺環境の保全と再生

(1)河川等の水質改善

①河川等の水質調査を定期的を実施して、その結果について公表します。

②水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、河川等の自然浄化能力の回復を図っていきます。

(2)水環境に関する啓発活動の推進

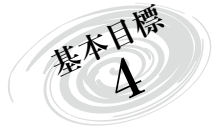
河川等の水質を改善し、良好な水辺環境を形成するためには、市、市民、事業者等が水環境に関心を持ち、水環境の改善に対するそれぞれの責任と役割を理解して、水環境の保全に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくことが不可欠です。このため、水環境や生活排水対策に関する啓発活動に取り組んでいきます。

(3)水辺の生態系の保全と再生

人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川や海辺等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全・再生を図ります。

(4)親水空間の創出

河川や海岸などを市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。



おおきく躍動 みんなで創る まちづくり



全員参加で創るまち なるこ

- (1) 市民参画・市民協働
- (2) コミュニティ
- (3) ボランティア・NPO
- (4) 情報の共有化
- (5) 行財政運営

(1)市民参画・市民協働

01 市民参画・市民協働の推進

～だれもがまちづくりに参画できるまち～

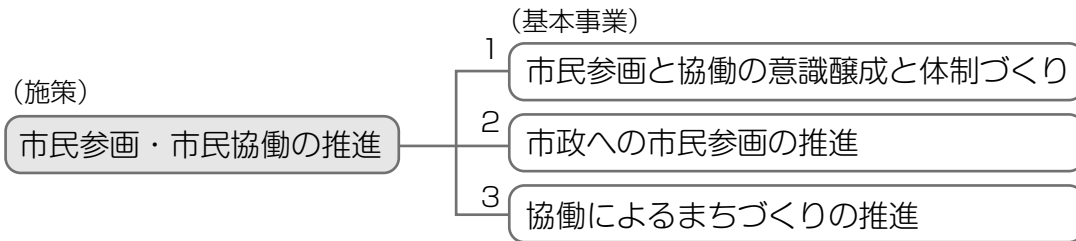
現況と課題

- 1 地方分権社会では、地域が自主性、自立性を高め、個性を活かしたまちづくりを、地域が主体的に進めていくことが必要であり、本市でも、これまで市民の市政への参画を促進するための取り組みを進めてきました。
- 2 本市では、市民が主役のまちづくりを実現するため、平成23年(2011年)3月に自治体運営の最も基本的な理念や仕組みを定めた「鳴門市自治基本条例」を制定しました。
自治基本条例では、「参画」「協働」「情報共有」を、市民等が主役のまちづくりを進めるための基本原則として定めており、まちづくりの主体となる市民等、議会及び行政が適切な役割分担のもと、補い合い協力して課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- 3 市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政の信頼関係の構築が重要です。市職員の意識改革を図りながら、市民が積極的にまちづくりに参画でき、その意見を施策や事業に活かす仕組みづくりや体制の整備が必要です。
- 4 広く市民の意見を聴き、施策の実施などに活かしていくため、市民相談や市長への手紙などに加え、市長が地域等に出向き、市民と意見交換を行う「まちづくり出前市長室」や「飛び込み型出前市長室」、市内で活動されているボランティアグループやNPO法人*などと市長が意見交換し、元気なまちにするための提言をいただく「鳴門元気 up トーク」の開催などの取り組みを進めています。
また、広く行政計画の策定段階において市民の意見を募るパブリックコメント*制度などを実施していますが、さらに多種多様な方法で、より幅広い分野・年齢層の市民の意見を把握し、市政に活かしていくための機会を設ける必要があります。
- 5 今後は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重し、補完しあいながら、地域の課題解決に向けて、協働によるまちづくりを推進することが重要です。

基本方針

市民との協働のあり方や行政として市民との協働にどのように取り組んでいくのかを示した指針に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するため、市職員の意識改革を図り、市政への市民参画の機会を拡大し、協働を進めるための環境整備を促進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 市民参画と協働の意識醸成と体制づくり

(1)市職員の意識改革と推進体制づくり

市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市職員の意識改革を図り、市民がまちづくりに参画しやすい体制の整備や仕組みづくりを推進します。

(2)市民の意識醸成

市政への市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民に対する自治基本条例の啓発に努め、参画と協働の意識の醸成を図り、主体的にまちづくりに取り組む人づくりを進めます。

2 市政への市民参画の推進

(1)広聴活動の充実

①市民の意見や要望を把握するとともに、市政の現状や考え方を伝え、行政と市民が相互理解を深め一体となって市民本位の市政を推進するために、市長が地域等に出向き、地域の課題や広く市政全般について市民と意見交換を行う「まちづくり出前市長室」、「飛び込み型出前市長室」を開催します。

②さまざまな機会を通じて広く市民などの意見を聴くため、「鳴門元気 up トーク」の開催など、あらゆる分野・年齢層の市民を対象にした広聴活動の充実に努めます。

(2)市政への市民参画の機会確保

①市政に関する基本的な政策などの策定にあたっては、広く行政計画の策定段階において市民の意見を募るパブリックコメント制度を活用し、市政への市民参画を推進します。

②市民の声を広く市政に反映させるため、各種委員会や審議会に公募市民の委員を積極的に募るとともに、会議の目的に応じた運営方法に配慮しながら、公聴会や説明会などさまざまな手段を活用して、市民参画の機会確保に努めます。

3 協働によるまちづくりの推進

市民との協働のあり方や行政として市民との協働にどのように取り組んでいくのかを示した指針に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するため、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めるなど、市民等との協働による施策や事業などの推進を図ります。

(2)コミュニティ

02 地域のまちづくりの推進

～ともに手を取り創るまち～

現況と課題

1 地方分権社会では、地域のまちづくりは、これまでの一律、平等によるまちづくりから、各地域の個性を生かした自立的・主体的なまちづくりが求められてきています。

このような住民自治の流れが加速するなかで、社会資本整備など行政が行う分野と、市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担を図るなど、行政と市民が一体となって取り組むまちづくりを推進していくことが大切です。

また、近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄になってきていますが、住み良い地域社会を築いていくためには、コミュニティ組織の活動が大切な役割を果たしています。

2 市民が主体となった住み良いまちづくりを進めていくためには、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちでつくりあげる」という自治意識を高めていくとともに、コミュニティ組織の活性化や、コミュニティ組織と行政との適切な連携や協働が必要です。

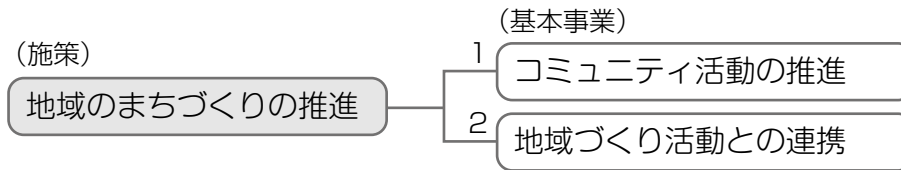
3 本市におけるコミュニティ組織としては、各地域に自治会（町内会など）や、地区社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、自主防災会などがあり、これら団体の連絡調整などを行う地区自治振興会が市内14地区に分かれ、地域の実情に応じた自主的な活動をしています。また、市内全地区の自治振興会で作る自治振興連合会では、「鳴門のまつり」などのイベント開催や情報交換、研修などを行っています。

今後も、地区自治振興会を行政との協働のパートナーとして位置付け、コミュニティ活動の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動への参画意識の醸成を図る必要があります。

基本方針

まちづくりの担い手である地域住民で構成された地区自治振興会を行政との協働のパートナーとして位置づけるとともに、地域住民のコミュニティ活動への参画を促すことにより、市民と行政との協働を進め、地域住民による住み良い地域づくりを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 コミュニティ活動の推進

(1) コミュニティ意識の醸成

- ①市の広報紙や公式ウェブサイトなどを活用し、地域の行事や活動状況などコミュニティに関する情報の発信に努めます。
- ②体育・文化活動や地域環境美化活動などの地域の行事を促進し、心のふれあいや連帯感の醸成を図ります。
- ③市内の主たる祭りの獅子舞や子どもみこしなどを一堂に集め紹介する「鳴門のまつり」の開催を支援することなどにより、郷土の文化を発展・継承し、郷土意識を培います。

(2) コミュニティリーダーの養成

地域活動や研修会・講演会などを通じ、コミュニティ活動の推進力となる人材の育成に努めます。

(3) コミュニティ活動の充実

- ①地区自治振興会活動の推進を図るため、環境・体育・文化・福祉・安全などの専門部会活動の育成・強化に努めるとともに、町内会への加入促進を図ります。
- ②自治振興連合会を中心に研修会や交流会などを開催し、地区自治振興会の活動状況や運営方法などの情報交換や協力体制を築き上げるなど、活動内容の充実を図ります。
- ③地域の実情や特色にあわせ、地区自治振興会がまちづくりの各分野で主体的に地域づくり事業を実施できるよう情報提供などさまざまな支援を行っていきます。

2 地域づくり活動との連携

地区自治振興会のほか、地域住民が主体的に取り組むハマボウ・ヒマワリ祭りや友好コスモス祭りなどの地域づくり活動を行うさまざまな活動団体とも連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。



友好コスモス祭り



鳴門の祭りで披露された獅子舞

(3) ボランティア・NPO

03 ボランティア・NPO 法人の活動促進

～ともに手を取り創るまち～

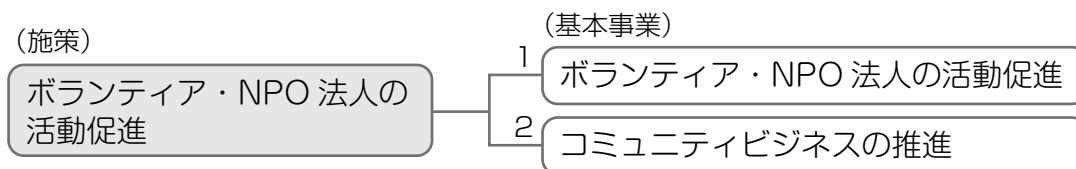
現況と課題

- 1 住み良い地域をつくるために、行政だけでなく、ボランティア団体やNPO法人*（特定非営利活動法人）などの社会貢献活動団体によるまちづくりを進めることが必要となっています。
- 2 市内におけるNPO法人は、平成27年(2015年)度末現在で27団体、鳴門市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は89団体と増加傾向にあり、まちづくりの担い手として大きな役割を果たしています。
- 3 本市では、平成16年(2004年)12月、社会貢献活動の促進についての基本理念や市、市民、社会貢献活動団体、事業者の役割を定めた「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」を制定し、ボランティア団体やNPO法人などによる社会貢献活動を促進し、市民と行政が連携・協働するまちづくりに取り組んでいます。平成23年(2011年)3月には、市民等との協働によりまちづくりを進めることを趣旨とした「鳴門市自治基本条例」を制定したことから、まちづくりの協働の担い手として、今後ますますボランティア団体やNPO法人などの活動が期待されています。

基本方針

ボランティア団体やNPO法人などが主体的に取り組む社会貢献活動に対し、相談活動や情報提供、活動の場の提供など幅広い支援を行い、市民の手による住み良いまちづくり活動の促進を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 ボランティア・NPO 法人の活動促進

- ①社会貢献活動を行っている団体等から相談を受けたり、NPO 法人の設立や運営、ボランティア活動についての相談や支援を行います。
- ②各種団体との協働により、市民活動交流研修会を開催し、ボランティアや NPO 法人の活動報告や相互の交流を通して、社会貢献活動の活性化を図ります。
- ③鳴門市ボランティアセンターや鳴門市ボランティア連絡協議会などとともに、ボランティア団体や NPO 法人の活動内容などを紹介する冊子や情報紙を作成し、広く情報提供することによって、ボランティア活動の活性化を進めます。
- ④鳴門市ボランティアセンターと十分な連携を図り、ボランティア活動が自主的・継続的に展開されるよう、活動の相談、研修、登録あっせん、組織化の推進、保険の加入などボランティア活動の条件整備を図り、その活動を積極的に支援します。
- ⑤ボランティア活動の推進にあたる関係機関や団体などが、連携を深めるとともに、情報交換を行い、ボランティア活動の推進を図ります。
- ⑥公募提案型補助金制度「WeLove なるとまちづくり活動応援補助金」の活用により、市民の自発的なまちづくり活動を応援します。

2 コミュニティビジネスの推進

「地域のさまざまな資源を活かし、地域住民が主体となって地域の課題の解決に取り組み、ビジネスとして成立させていくことで、地域活性化や住み良いまちづくりにつなげる」というコミュニティビジネスの意義や手法を市民に周知・啓発し、コミュニティビジネスを推進することにより、地域の活性化を図ります。



市民活動相談コーナー



イザ!カエルキャラバン! in 鳴門

(4)情報の共有化

04 情報の共有化の推進

～みんなで情報を共有するまち～

現況と課題

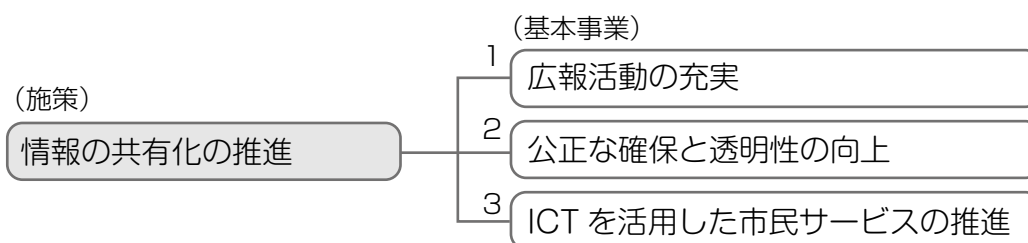
- 1 市民の市政への参画と協働のまちづくりを推進するためには、市政情報の周知に努めるとともに、市が保有する情報を積極的に公開し、市民と市が情報を共有し、公正で透明性の高い市政運営を図ることが重要です。また、施策の決定過程などに市民の意見を反映できる機会の確保に努めるとともに、計画などに基づき実施された事業の進捗状況や成果を、わかりやすく市民に公表することにより行政の説明責任を果たしていくことも重要です。
- 2 市政情報を幅広く周知するため、月1回の広報紙の発行やケーブルテレビやインターネットをはじめとする多様なメディアを利用した情報の提供に努めています。今後も多種多様な方法で市の情報を、わかりやすく市民に伝えることが求められています。
議会においても、市議会の活動状況をケーブルテレビやインターネットでの実況及び録画放送、議会広報の発行及び放送により、わかりやすく市民のもとへ届けられるよう努めています。また、市民に開かれた議会をめざし、議会の審査の過程や結果など、その活動が市民にとってより身近なものとなるよう、なお一層の情報発信が求められています。
- 3 市は広範囲な市民の個人情報の収集や管理等を行っていますが、近年の情報通信技術の進歩により、市の保有する個人情報や情報資産の流出が懸念されていることから、個人情報の厳正な管理、運用や、情報セキュリティポリシー*の遵守が求められています。
現在、情報公開制度及び個人情報保護制度を円滑に運用するために前提となる文書管理については、全庁的にファイリングシステムを導入し、文書の適正管理を図っていますが、市民が知りたい情報を速やかに公開し、市民と市との情報共有をより迅速かつ円滑なものとするためには、文書の収受や起案、決裁から保存、廃棄に至る一連の文書管理に関する事務をより迅速かつ効率的に行うことが求められています。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨をふまえ、コンプライアンス*の確保及び歴史的公文書の選別や利用促進施策等を策定していく必要があります。
- 4 インターネットの普及による情報通信サービスの多様化・大容量化や、平成23年(2011年)7月24日に行われたテレビ放送の地上デジタル放送への移行などにより、市民を取り巻く情報通信環境は急速に変化しています。市民等にとってICTを活用した情報提供や情報の双方向性を推進するためには、どのような技術を活用するべきか検討する必要があります。
また、より効率的な電子自治体の構築をめざすため、平成29年(2017年)度からは第5次鳴門市情報化計画に基づき引き続き取り組みを進めていく必要があります。
- 5 市の発注する工事や物品等の入札においては、一般競争入札の拡大を図るなど、入札制度の透明性と競争性の向上に向けた取り組みが求められています。
また、同時に市内業者の保護育成の観点から、市内業者の受注機会の確保も求められており、透明性と競争性を確保しつつ、市内業者の受注機会も確保できるような取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

市政運営について、多様な媒体を活用したわかりやすい情報の提供を促進し、保有する情報を積極的に公開することにより、市民等との情報の共有に努め、さらなる公正の確保と透明性を図り、市民等が主役のまちづくりの実現をめざします。

第5次鳴門市情報化計画に基づき、急速に進展する高度情報化社会に対応するため、より効率的な電子自治体の確立と市民生活の向上や地域活動の活力づくりに向けたICT利活用について検討を進め、ICTによる地域活動の促進に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 広報活動の充実

- ①読みやすい「広報なると」の紙面づくりやケーブルテレビの特色を生かしたわかりやすい「テレビ広報なると」の番組づくりに努めます。また、「広報なるとダイジェスト版」を鳴門教育大学などへ設置し、若者も親しみやすい広報活動をめざすと同時に、カラーユニバーサルデザイン*に配慮した紙面づくりや、目の不自由な方のために「広報なると」や「市議会だより」を音読する「声の広報」の市公式ウェブサイトへの掲載、「声の広報」のCD化といった、障がい者に配慮した広報活動の充実を推進します。
- ②「広報なると」の市公式ウェブサイトへの掲載や電子メールを利用した広報なるとEメールサービス、ケーブルテレビのデータ放送、庁内設置動画モニターのほか、テレビ広報なるとの内容を動画投稿サイト「You Tube」でも視聴できるようにするなど、各種メディアを利用した広報活動の充実に努めます。
- ③職員一人ひとりが積極的に市民等との情報共有化を図り、市民とともに鳴門の魅力を伝えることができるよう、効率的かつ効果的な戦略的広報活動を推進します。
- ④パブリシティ*マニュアルに基づき、新聞やテレビなどパブリシティの積極的活用を推進し、市民等との情報共有化を促進するとともに、鳴門の魅力の情報発信強化に努めます。

2 公正の確保と透明性の向上

- ①公正で透明な市政を実現するため、情報公開制度の周知を図るとともに、公文書の検索に必要な資料等の充実を図り、市民がわかりやすく利用しやすい環境の整備に努めます。さらに、情報公開の前提となる文書管理については、適正な維持管理に努める

とともに、市民と市との情報共有をより迅速かつ円滑なものとするため、文書管理に関する事務のより効率的な運用に努めます。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨をふまえ、コンプライアンスの確保及び歴史的公文書の選別や利用促進施策等の策定に努めます。

- ②市が保有する個人情報等を厳正に管理、保護するため、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。また、鳴門市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、市が所有する個人情報をはじめとするさまざまな情報資産を保護するための環境整備に努めます。
- ③市政運営の透明性の向上を図り市民の理解と信頼を深めるために、市公式ウェブサイトでの市長交際費の公開などを進め、市民に提供する市政情報の充実を図ります。
- ④市民に対し各種媒体を活用した情報提供・情報発信に努め、議会活動の透明性・公開性を高めるとともに、議会の役割、市民との関係、市長の関係を明確にし、市民との接点の充実により政策立案能力の向上と市政への監督能力強化を図ります。
- ⑤事業の実施にあたり目的や目標を市民に明確にしたうえで、成果を検証し、その結果を市政運営につなげていく行政評価システム*の効果的な活用を努めます。
- ⑥計画に基づき実施した計画の進捗状況や成果を、わかりやすく市民に公表するよう努めます。
- ⑦市内業者の受注機会を確保した上で、透明性と競争性のある入札制度の推進に努めます。

3 ICT を活用した市民サービスの推進

(1) ICT 活用による市民サービスの向上

- ①市民が日常生活に役立つ情報の取得や情報発信を容易に行うことができるように、ウェブサイト等のさまざまな情報発信ツールの利活用を進めていきます。
- ②申請・届出などの電子化を進め、市民が自宅や会社に居ながらインターネットなどを利用し、オンラインで各種行政手続を行うことができる行政サービスの提供を推進するとともに、マイナンバー制度に対応した情報システムの活用により、社会保障や税制度の効率性を高め、行政運営の効率化を図ります。
- ③各種アンケート調査・市民意識調査、パブリックコメント*など、広く市民の声を行政施策に反映させるため、双方向での情報交流が手軽にできる環境の拡充に努めます。

(2) 災害時の迅速な情報提供

災害等発生時、被害を最小限に食い止めるためには、市民等への迅速な警報・避難情報等の災害情報を伝達することが不可欠であり、従来から用いられている方法を補う手段として ICT を活用した情報伝達手段の検討を行います。また、庁内及び関係外部団体等へ災害情報を発信し情報共有を図ります。

(5)行財政運営

05 効率的・効果的な行財政運営の推進

～持続可能で効率的な地域主権をめざすまち～

現況と課題

1 本市の財政状況は、歳入においては、人口の減少や地価の下落などにより税収の伸びは期待できず、厳しい財政状況にある国や県からの支出金等の削減動向についても予断を許さないなど、これまで以上に財源の確保が困難となっています。また、歳出においては、扶助費の増大や公債費の高止まりなどから義務的経費が増加し、特に、平成27年(2015年)度の決算額に占める扶助費の割合は22.5%、財政の弾力性を示す経常収支比率*は93.4%と弾力的な財政運営が困難になりつつあります。今後の財政運営にあたっては、退職職員の不補充による人件費の削減効果に期待できないことから、事業の効率化による歳出全般の削減と財源配分の重点化、また自主財源の確保に向けた歳入確保の取り組みをあわせて推進し、財政の健全化を図っていく必要があります。

2 本市は行財政改革の推進を重点課題として位置づけ、平成27年(2015年)度に「鳴門市スーパー改革プラン2020」を策定し、全部門の全体最適を考慮しつつ、経営体としての本市の総合力を高めるための取り組みを進めています。国においては、平成31年(2019年)10月までの「消費増税再延期の決定」及びデフレ脱却に向けた「1億総活躍社会の実現」など、重要課題への取り組みが今後、地域経済や市民生活にどのような影響を及ぼしていくのか、国や県等の動向を注視しつつ、引き続き適切な行財政運営に努めていく必要があります。

また、地方公営企業についても、厳しい状況が続いています。モーターボート競走事業については、これまで一般会計に総額910億円を超える額を繰り出すなど、市や地域経済の発展に大きく貢献してきました。しかし、社会経済情勢の変化などにより、売上は楽観視できない状況が続いています。経営状況の改善と安定した経営の確立をめざして、平成22年(2010年)9月に「経営改革アクションプラン」を策定し、プランに基づいた取り組みを戦略的に推進した結果、累積赤字を解消し、その後も黒字経営を続けています。撫養港海岸保全施設整備事業及び本場施設改善にともない平成26年(2014年)度及び平成27年(2015年)度の2年間、本場レースを休催しましたが、平成28年(2016年)4月に再開し、平成28年(2016年)7月には初のSGレースを開催しました。平成28年(2016年)度中に「新アクションプラン(仮称)」を策定することとしており、健全な経営のさらなる安定化を図る必要があります。

3 本市の厳しい財政状況をふまえ、職員の退職者数に対して新規採用数をできる限り抑制することにより、正規職員の削減を進めるとともに、臨時的任用職員や嘱託員等の活用を行い、適切な総数管理に努め、人件費や賃金の増加を抑制する必要があります。また、より少ない職員数で増大する行政需要に適確に対応し、効率的に行政施策を推進するため、平成25年(2013年)3月に策定した、「第3次鳴門市「人財」育成基本方針」に基づき研修や人事考課制度等の充実を図り、経営資源としての人を体系的・計画的に育てる人事制度を推進する必要があります。

4 本市の情報システムは、平成26年(2014年)4月以降全ての基幹業務をオープン化し、

汎用機システムは全撤去されました。また、マイナンバー制度の導入等により、自治体情報セキュリティの抜本的な強化の時期を迎えており、セキュアで保障されたICT環境を構築するためにも情報システムの全体最適化を図り、より効率的でより強靱な電子自治体をめざす必要があります。

5 情報システムの構築においては、その前段において、市の中長期的な戦略との整合性の確認や、業務分析等による効率化やコスト削減を検討したうえで、全庁的な視点にたった検討を実施する必要があります。情報システムの構築を行う前に、業務システムの分析を実施し、市の戦略に沿い、業務効率を向上させ、コストパフォーマンスを勘案しながら最適な情報システムの配置を行うICTガバナンスの推進をする必要があります。

6 震災等の災害に備えて、市が保有する情報資産のバックアップが求められており、より効率的かつ安全にバックアップできる仕組みを検討する必要があります。また、災害に対して、従来から情報伝達手段として用いられているテレビ・ラジオ等を補うツールとしてICTを活用し、迅速に警報・避難情報等を伝達することが求められています。

7 市民の生活圏の拡大や高齢社会の進展にともない市町村においては、市町村の枠にとらわれない広域的な取り組みが求められています。本市では県域を越えた広域連携によるまちづくりを進めてきましたが、今後も、周辺市町村の状況を見極めながら研究を進めていく必要があります。また、「関西広域連合」の動向等を十分ふまえた上で、徳島県との連携・協力をさらに深め、「四国の玄関口」である本市の個性や特性を存分に活かしながら、広域連携のさらなる充実を図る必要があります。

■職員数の推移（各年4月1日現在） (単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
職員数	712	665	652	635	616	606
対前年比	△42	△47	△13	△17	△19	△10

(資料：人事課)

■財政関連諸指標の推移（普通会計） (単位：千円、%)

年度	歳入	歳出	実質収支	経常収支比率*	実質公債費比率*	将来負担比率	財政力指数(3年平均)*
平成23年度	23,607,425	23,050,379	390,209	92.7	15.5	124.3	0.65
平成24年度	22,992,832	22,391,825	471,006	93.1	15.3	124.0	0.64
平成25年度	23,590,926	23,186,442	318,439	94.1	15.5	121.4	0.66
平成26年度	23,758,498	23,004,488	652,558	92.9	15.6	115.3	0.66
平成27年度	25,205,446	24,335,024	575,664	93.4	15.6	109.2	0.66

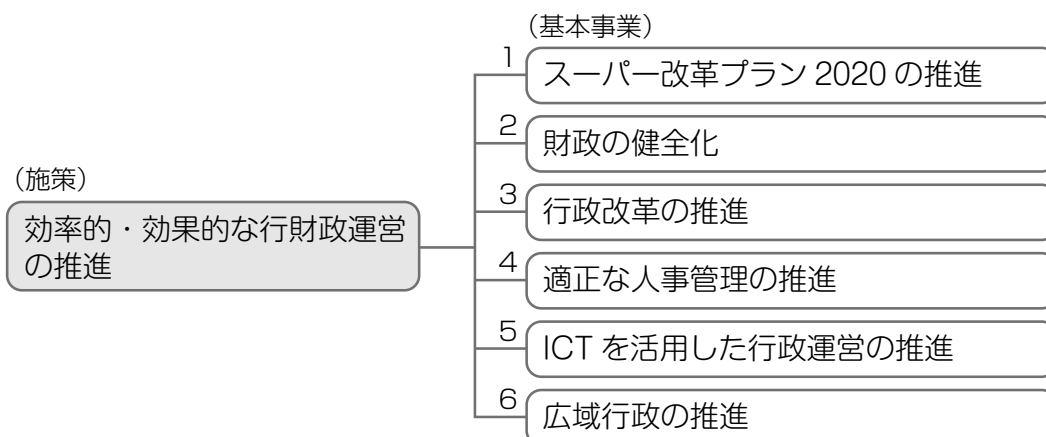
(資料：財政課)

基本方針

市民が主役の未来へ飛躍する鳴門市をめざして、行財政改革を着実に進めることにより、「自立的で持続可能な行財政システム」の確立に努めるとともに、広域連携などによる効率的な行政運営体制の構築に努めます。

また、職員数の適正化を進めるとともに、職員数が減少しても行政サービスの維持・向上を図ることができる人財を育成できる人事管理を推進します。また、ICTの活用を中心とした全庁的な情報システムの整備を実施し、行政情報の共有化や新たな行政サービスへの環境整備に取り組み、ICTガバナンスを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 スーパー改革プラン 2020 の推進

平成 27 年（2015 年）度に策定した「スーパー改革プラン 2020」に掲げた取り組み項目を着実に推進することにより、公営企業も含めた一体的な行財政改革を推進します。また、進捗状況や情勢の変化に対応するため適時、計画の見直しを行います。

2 財政の健全化

(1) 歳入の確保

- ① 税務行政の公平性、公正性、透明性の原則をふまえ、課税客体の的確な把握と適正な課税、適切な滞納整理など徴収率の向上を図り、市税収入の安定的な確保に努めます。また、未課税家屋の調査を行い、適切な賦課を行います。
- ② 超過課税の適用及び法定外税の導入など、市税の増収策について調査研究を行います。
- ③ 使用料、手数料等の公共料金は、市民負担の公平確保と受益者負担の観点から利用者の受益の程度に応じた適正な負担になるよう定期的に見直しを進めます。また、保険料、各種使用料などの収納率の向上に努めます。
- ④ 保有財産については、貸し付けを実施するなどの有効活用を推進するとともに、遊休状態にあり、かつ処分可能な土地の売却を推進します。また、基金等を活用し、有価証券等による確実性や効率性に配慮した資金運用を検討します。
- ⑤ ふるさと納税制度の拡充及びわかりやすい寄附金制度の確立に努め、より一層の歳入確保を図ります。
- ⑥ 多様な広告媒体の活用等による税外収入の積極的な確保に努めます。
- ⑦ 事業実施に際しては、国・県などの補助金制度等を積極的に活用するとともに、地方交付税などの財源確保に努めます。市債についても、将来の公債費負担を考慮しながら、その活用を図ります。

(2) 歳出の削減

- ① 厳しい財政状況をふまえ、事業の目的、効果、緊急性を十分検証するとともに、着手時期や事業規模についても精査を行うことにより、投資的事業の重点化と事業費の縮減に努めます。

- ②特別会計についても健全化措置を実施し、他会計繰出金の負担を抑制します。
- ③全ての事務事業について、市民ニーズ・社会経済情勢の変化をふまえながら、外部委託の推進やゼロベースの発想による事業の再構築、事業の選択と集中を徹底するなど、抜本的な見直しについて取り組みます。

(3)その他の対策

- ①財源確保のため各種基金や退職手当債などの市債を適切に活用し、安定的な財政運営に努めます。
- ②複式簿記の導入など、国の示す統一的な基準による財務書類を作成・活用し、多様な財政分析を通して適切な把握を行うとともに、財政状況のわかりやすい公表に努めます。

(4)地方公営企業の経営の改革

- ①モーターボート競走事業については、平成28年(2016年)度中に策定する「新アクションプラン(仮称)」に基づき、イメージアップ、新規顧客獲得や既存顧客満足度向上に加え、広域発売の強化のための取り組みを戦略的に実施することにより、健全な経営のさらなる安定化を図ります。平成27年(2015年)度に日本一コンパクトなメインスタンドの新築工事は完了しましたが、そのほかに老朽化の進んでいる施設が残っているため、早期に施設の取り扱いについての方向性を決定します。
- ②「上水道」の項(P.169)参照

3 行政改革の推進

(1)民間委託等の推進

良質かつ効果的な市民サービスを安定的に供給するために、行政と民間との役割分担を明確化し、「民間でできるものは民間に委ねる」という趣旨に基づき、民営化や民間委託、指定管理者制度等の導入を推進します。

(2)事務・事業の再編・整理、廃止・統合

「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本原則にたち、事務事業の必要性や効果などさまざまな観点から積極的に見直しを行い、事務事業の新設、改革改善、再編・統廃合を図ります。

(3)公共施設等の総合管理の推進

「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設ごとの具体の対応方針を定める個別施設計画を策定し、「財政負担の軽減」と「安全性の確保と計画的な管理」の視点から、施設の耐震化・長寿命化・集約による最適化等、持続可能な公共施設等の総合管理を推進します。

(4)市民参画と市民協働の推進

「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、市民と行政の相互理解と信頼関係を深めながら、多様化する地域課題の解決に向けた協働の取り組みを推進します。

4 適正な人事管理の推進

(1)職員数の適正化

- ①厳しい財政状況をふまえ、長期的な視点に立ち計画的に職員採用を抑制し、職員数の適正化に努めます。
- ②職員数の削減等に対応できる、簡素で効率的な組織・機構づくりに継続的に取り組みます。

(2)多様な雇用形態の有効活用

臨時的任用職員や嘱託員、再任用職員等についてそれぞれの職の特性に応じて有効活用し、効果的な事務執行が可能となるよう努めるとともに、すべての職の総数管理を適切に行い、人件費等の抑制を図ります。

(3)人を育てる人事管理の推進

第3次鳴門市「人財」育成基本方針に基づく研修の推進や人材育成に配慮した人事異動、高い専門性を備えた職員の養成と基礎的な職務能力の向上につながる研修の実施など人を育てる人事管理を推進します。

(4)人事考課制度の充実

人材育成や組織機能の強化等のための信頼性の高い人事考課制度を構築するとともに、人事考課の結果としての能力・実績の処遇への反映の拡充に向けての取り組みを進めます。

5 ICT を活用した行政運営の推進

(1)行政運営の高度化・効率化

- ①行政文書の電子化にともない、総合文書管理システムや電子決裁システムの導入に向け検討を行います。また、オンライン申請に対応するため、公的個人認証サービスの普及に努めます。
- ②全庁的な視点から、セキュリティ、ICT 投資、システムの効率化、業務の効率化等を行い、ICT に関する一元管理体制、内部管理の強化を図るため、ICT ガバナンスを推進します。
- ③業務とシステムの関連性を調査し、業務とシステムの両方の視点から全体最適化に向けた取り組みを行います。

(2)他団体との連携

- ①事務の効率化・コスト削減等を図ることを目的としたクラウドコンピューティング*等の新技術を活用したシステムを、隣接する自治体と連携し検討していきます。
- ②民間企業とプロジェクトを組織し、情報武装のツールとして開発した「情報システム資産管理台帳」の整備・充実をし、広く全国の類似自治体等との情報連携を行い、より効率的な情報システムの導入を図ります。

(3)危機管理対応

- ①市が保有する個人情報や情報資産保護のため、鳴門市個人情報保護条例及び鳴門市情報セキュリティポリシー*の適切な運用に努めます。
- ②震災等の災害に備えて、重要度の高い情報資産のバックアップデータを保管し、迅速かつ確実に復旧できるよう管理対策に努めます。
- ③サイバー攻撃が複雑・巧妙化している状況において、情報セキュリティ対策を抜本的に強化する自治体情報システム強靱性向上事業に取り組み、よりセキュアなシステム運用環境を構築していきます。

6 広域行政の推進

新たな広域的行政課題及び広域で取り組むことにより市民サービスの向上や事務の効率化が図られる事業については、調査・研究を進め、関係自治体との連携・協力体制を確立します。